

関原発第55号
2022年5月9日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2022年2月28日付け関原発第558号をもって変更認可申請しました、美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

別 紙

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「1. 変更の内容」を添付1のとおり補正する。
- ・本文のうち、「2. 変更の理由 (3) 記載の適正化」を添付2のとおり補正する。
- ・本文のうち、「3. 施行期日」を添付3のとおり補正する。
- ・別添を添付4のとおり補正する。

以 上

1. 変更の内容

昭和45年 6月17日付 45原第 3875号をもって認可を受け、
 昭和46年 2月10日付 46原第 19号、 昭和47年 2月16日付 46原第 9309号、
 昭和48年 9月10日付 48原第 8400号、 昭和48年11月22日付 48原第10426号、
 昭和49年 5月29日付 49原第 4641号、 昭和49年 8月20日付 49原第 6868号、
 昭和49年10月30日付 49原第 9438号、 昭和50年 5月14日付 50原第 3839号、
 昭和50年10月31日付 50原第 9181号、 昭和50年11月26日付 50原第 9545号、
 昭和51年 9月30日付 51安(原規)第 95号、 昭和52年 3月29日付 52安(原規)第106号、
 昭和52年 5月31日付 52安(原規)第128号、 昭和53年10月30日付 53安(原規)第232号、
 昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年 9月10日付 54資庁第11645号、
 昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和55年 6月30日付 55資庁第 8107号、
 昭和55年11月11日付 55資庁第12094号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8316号、
 昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
 昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
 昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
 昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年11月 5日付 60資庁第11804号、
 昭和61年 6月26日付 61資庁第 8870号、 昭和62年 7月27日付 62資庁第 7373号、
 昭和63年 2月23日付 62資庁第16335号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7654号、
 平成元年 3月31日付 元資庁第 3501号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
 平成 3年 3月 1日付 3資庁第 607号、 平成 4年 2月 6日付 4資庁第 120号、
 平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
 平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、 平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
 平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、 平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
 平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、 平成 7年 6月23日付 7資庁第 7878号、
 平成 7年10月 6日付 7資庁第11059号、 平成 8年 8月23日付 8資庁第 8447号、
 平成 9年 1月31日付 8資庁第12743号、 平成 9年 3月24日付 平城09・02・26資第 4号、
 平成 9年 6月26日付 平城09・06・12資第12号、 平成10年 6月22日付 平城10・03・30資第45号、
 平成10年 6月25日付 平城10・06・22資第13号、 平成11年 9月 8日付 平城11・07・29資第20号、
 平成12年 1月12日付 平城11・12・14資第13号、 平成12年 5月19日付 平城12・04・17資第 5号、
 平成12年 6月26日付 平城12・06・12資第 9号、 平成13年 1月 5日付 平城12・08・31資第 9号、
 平成13年 2月23日付 平城13・02・15原第17号、 平成13年 3月30日付 平城13・03・23原第11号、
 平成13年11月 7日付 平城13・09・28原第40号、 平成14年 3月 8日付 平城14・02・07原第 7号、
 平成14年 8月28日付 平城14・07・12原第10号、 平成14年10月22日付 平城14・09・20原第 6号、
 平成15年 6月20日付 平城15・06・09原第17号、 平成15年 9月18日付 平城15・08・28原第 8号、
 平成16年 5月13日付 平城15・12・19原第36号、 平成16年 6月16日付 平城16・06・07原第10号、
 平成17年 7月20日付 平城17・07・04原第21号、 平成18年 2月22日付 平城18・01・31原第14号、
 平成18年 4月21日付 平城18・04・14原第 2号、 平成18年 9月 8日付 平城18・08・24原第10号、
 平成19年 3月15日付 平城19・02・16原第15号、 平成19年 6月26日付 平城19・06・08原第135号、
 平成19年12月13日付 平城19・09・28原第30号、 平成19年12月13日付 平城19・11・30原第24号、
 平成20年 5月 7日付 平城20・04・22原第24号、 平成20年 6月18日付 平城20・05・20原第 9号、

平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第12号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 1号、
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第12号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 1号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第32号、
平成24年 7月19日付 平成23・07・25原第13号、
平成25年 3月25日付 原管収第121221001号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506126号、
平成27年11月17日付 原規規発第1511176号、
平成28年 8月 1日付 原規規発第1608013号、
平成29年 4月19日付 原規規発第17041913号、
平成30年 1月10日付 原規規発第1801104号、
平成30年11月16日付 原規規発第1811166号、
令和元年11月28日付 原規規発第1911284号、
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005261号、
令和 2年10月 7日付 原規規発第20100711号、
令和 3年 6月 4日付 原規規発第2106043号
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第14号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第22号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第12号、
平成22年 6月28日付 平成21・11・05原第21号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 1号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第23号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406094号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509182号、
平成28年 3月24日付 原規規発第1603249号、
平成28年11月16日付 原規規発第1611163号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706264号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806269号、
平成31年 4月25日付 原規規発第1904251号、
令和 2年 2月27日付 原規規発第2002271号、
令和 2年 6月19日付 原規規発第2006191号、
令和 3年 2月19日付 原規規発第2102192号、
令和 4年 3月23日付 原規規発第2203233号及び
令和 4年 3月25日付 原規規発第2203252号で変更認可を受けた美浜発電所原子炉施設保安規定の
記述を、別添の美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更す
る（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

(3) 記載の適正化

第114条および第181条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）を含む保安規定全般について、記載の適正化を実施する。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、組織改正および職務分担見直しに伴い変更する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、それぞれ当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

別添 美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>第 3 章 保安管理体制および評価</p> <p>第 1 節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>図 4</p>	<p>第 3 章 保安管理体制および評価</p> <p>第 1 節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>図 4</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>図 4 (続き)</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1) 発電用原子炉主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 安全・防災室長 所長室長 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保安計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 土木建築工事グループ課長 <p>(※2) 発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 <p>※3 当直課長</p>	<p>図 4 (続き)</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1) 発電用原子炉主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 安全・防災室長 所長室長 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保安計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 <p>(※2) 発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 <p>当直課長</p>	<p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>

※3 : 1. 2号炉担当および3号炉担当

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模壊滅発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第 1 項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第 3 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模壊滅発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第 1 項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第 3 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(17) 第 1 項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、初期消火活動のための体制の整備に関する業務、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電所長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長を除外）を行う。</p> <p>「長」とは、特に定めのない限り 3 号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電所長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工</p>	<p>(17) 第 1 項(6)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、初期消火活動のための体制の整備に関する業務、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電所長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長を除外）を行う。</p> <p>(14) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長を除外）を行う。</p> <p>(15) 定検課長は、発電所長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がり）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>グループ課長所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年化対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(15)および(16)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(27) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(28) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(29) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（<u>総括に関する業務を除く。</u>）を含む）。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)、(10)から(14)および(16)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(25) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(27) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がり）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(6) 改造の実施に関する事項（第2編第155条第2項に関する事項を含む。） (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第123条） (8) 保安教育実施計画の策定（第131条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(6) 改造の実施に関する事項（第2編第155条第2項に関する事項を含む。） (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第123条） (8) 保安教育実施計画の策定（第131条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、(9)から(12)および(16)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がり） 組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 13 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転にあたって第 1 項で定める者の中から、1 直あたり表 13-1 に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり 5 直以上を編成した上で 3 交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して 24 時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表 13-1 に定める人数のうち、1 名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第 2 項で定める者のうち、表 13-2 に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課（室）長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、技術課長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3 に定める人数を常時確保するとともに、特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）による対策を行う要員（以下、「特重施設要員」という。）として、表 13-4 に定める人数を特重施設内に常時確保する。</p> <p>5. 技術課長および発電室長は、第 18 条の 5 第 4 項(2)の成立性確認および第 18 条の 6 第 1 項(2)の A P C 等時の成立性の確認訓練等において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表 13-1、表 13-3 および表 13-4 に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第 5 項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>7. 技術課長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表 13-1、表 13-3 および表 13-4 に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 技術課長および発電室長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 13 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転にあたって第 1 項で定める者の中から、1 直あたり表 13-1 に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり 5 直以上を編成した上で 3 交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して 24 時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表 13-1 に定める人数のうち、1 名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第 2 項で定める者のうち、表 13-2 に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課（室）長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3 に定める人数を常時確保するとともに、特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）による対策を行う要員（以下、「特重施設要員」という。）として、表 13-4 に定める人数を特重施設内に常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第 18 条の 5 第 4 項(2)の成立性確認および第 18 条の 6 第 1 項(2)の A P C 等時の成立性の確認訓練等において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表 13-1、表 13-3 および表 13-4 に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第 5 項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表 13-1、表 13-3 および表 13-4 に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(巡視点検)</p> <p>第 14 条 当直課長(1、2号炉担当を含む。)は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、原子炉格納容器内、アニュラス内、第107条第1項で定める区域および系統より切離された施設※1を除く。)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第120条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本案において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第107条第1項で定める区域について、第107条第1項で定める措置を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第 14 条 当直課長および当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、アニュラス内、アニュラス内、第107条第1項で定める区域および系統より切離された施設※1を除く。)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第120条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本案において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第107条第1項で定める区域について、第107条第1項で定める措置を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p>	<p>組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(引 継) 第 16 条 当直課長（1、2号炉担当を含む。）は、その業務を次直の当直課長（1、2号炉担当を含む。）に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を送る。</p>	<p>(引 継) 第 16 条 当直課長および当直長は、その業務を次直の当直課長および当直長に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を送る。</p>	<p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 技術課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 保全計画課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保全計画課長に報告する。保全計画課長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>理由</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 の 2 技術課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>技術課長</u>に報告する。<u>技術課長</u>は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本案において同じ）。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 の 2 <u>保安計画課長</u>は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>保安計画課長</u>に報告する。<u>保安計画課長</u>は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本案において同じ）。</p>	<p>理由</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 技術課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応の実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 保全計画課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応の実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保全計画課長に報告する。保全計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の3の2 技術課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>技術課長</u>に報告する。<u>技術課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるであると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の3の2 <u>保安計画課長</u>は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>保安計画課長</u>に報告する。<u>保安計画課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるであると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>理由</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(資機材等の整備)</p> <p>第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、放射線管理課長、発電室長、<u>電気保修課長</u>および計装保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順を定める。</p>	<p>(資機材等の整備)</p> <p>第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、放射線管理課長、<u>発電室長</u>および<u>電気保修課長</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>理由</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(制御棒位置指示) 第 25 条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表 25-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、制御棒位置指示が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 25-2 の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。</p> <p>表 25-1</p> <table border="1" data-bbox="699 443 804 1227"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒位置指示</td> <td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることは、制御棒位置指示装置の表示器またはユニット総合管理計算機により制御棒の位置が確認できること、およびステップカウンタの表示器またはユニット総合管理計算機により制御棒の位置が確認できることという。 また、以下の場合は、制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作不能とはみなさない。 (1) 電源故障時における予備電源への切替操作および予備電源からの復旧操作に伴う一時的な表示機能の喪失 (2) 制御棒位置指示装置の表示部取替作業に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1	<p>(制御棒位置指示) 第 25 条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表 25-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>電気保修課長</u>は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、制御棒位置指示が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 25-2 の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。</p> <p>表 25-1</p> <table border="1" data-bbox="699 1317 804 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒位置指示</td> <td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることは、制御棒位置指示装置の表示器またはユニット総合管理計算機により制御棒の位置が確認できること、およびステップカウンタの表示器またはユニット総合管理計算機により制御棒の位置が確認できることという。 また、以下の場合は、制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作不能とはみなさない。 (1) 電源故障時における予備電源への切替操作および予備電源からの復旧操作に伴う一時的な表示機能の喪失 (2) 制御棒位置指示装置の表示部取替作業に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
項目	運転上の制限									
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1									
項目	運転上の制限									
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由												
<p>(熱流束熱水路係数 (F₀(Z)))</p> <p>第 30 条 モード1において、F₀(Z)は、表 30-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. F₀(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、F₀(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 30-2 の措置を講じるとともに、当直課長および計装係課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装係課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 30-1</p> <table border="1" data-bbox="558 109 766 761"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F₀(Z)</td> <td>原子炉熱出力が 50 % を超える場合、$2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、$4.50 \times K(Z)$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。 ※2：K(Z)は、図 30-1 に示す炉心高さ Z に依存する F₀制限係数。</p>	項目	運転上の制限	F ₀ (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること		原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.50 \times K(Z)$ 以下であること	<p>(熱流束熱水路係数 (F₀(Z)))</p> <p>第 30 条 モード1において、F₀(Z)は、表 30-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. F₀(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、F₀(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 30-2 の措置を講じるとともに、当直課長および電気係課長に通知する。通知を受けた当直課長および電気係課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 30-1</p> <table border="1" data-bbox="558 761 766 2013"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F₀(Z)</td> <td>原子炉熱出力が 50 % を超える場合、$2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、$4.50 \times K(Z)$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。 ※2：K(Z)は、図 30-1 に示す炉心高さ Z に依存する F₀制限係数。</p>	項目	運転上の制限	F ₀ (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること		原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.50 \times K(Z)$ 以下であること	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の関係関係組織の統合）</p>
項目	運転上の制限													
F ₀ (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること													
	原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.50 \times K(Z)$ 以下であること													
項目	運転上の制限													
F ₀ (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること													
	原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.50 \times K(Z)$ 以下であること													

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由		
表30-2	表30-2	表30-2	表30-2			
<p>条件</p> <p>A. F₀(Z)が運転上の制限を満足していない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分 1 % あたり原子炉熱出力を 1 % 以上下げる。 および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を F₀(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 計装係課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分 1 % あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を 1 % 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 計装係課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分 1 % あたり過大出力ΔT高トリップ設定値を 1 % 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)およびF_{N,ΔH}が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p>	<p>完了時間</p> <p>15分 4時間 8時間 7.2時間 原子炉熱出力が措置A.1の制限を超えて増加する前 1.2時間</p>	<p>条件</p> <p>A. F₀(Z)が運転上の制限を満足していない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分 1 % あたり原子炉熱出力を 1 % 以上下げる。 および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を F₀(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 電気係課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分 1 % あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を 1 % 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 電気係課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分 1 % あたり過大出力ΔT高トリップ設定値を 1 % 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)およびF_{N,ΔH}が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p>	<p>完了時間</p> <p>15分 4時間 8時間 7.2時間 原子炉熱出力が措置A.1の制限を超えて増加する前 1.2時間</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
<p>条件</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>B.1 当直課長は、モード2にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>1.2時間</p>	<p>条件</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>B.1 当直課長は、モード2にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>1.2時間</p>	

(以下略)

(以下略)

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第 31 条 モード1において、$F^{N_{\Delta H}}$は、表 31-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F^{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、$F^{N_{\Delta H}}$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 31-2 の措置を講じるとともに、当直課長および計装係課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装係課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 31-1</p> <table border="1" data-bbox="558 109 686 761"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F^{N_{\Delta H}}$</td> <td>$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合</p>	項 目	運転上の制限	$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること	<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第 31 条 モード1において、$F^{N_{\Delta H}}$は、表 31-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F^{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、$F^{N_{\Delta H}}$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 31-2 の措置を講じるとともに、当直課長および電気係課長に通知する。通知を受けた当直課長および電気係課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 31-1</p> <table border="1" data-bbox="558 761 686 2013"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F^{N_{\Delta H}}$</td> <td>$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合</p>	項 目	運転上の制限	$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること	<p>電機係の係長が、電機係の係長に通知する。通知を受けた電機係の係長は、電機係の係長に通知する。</p>
項 目	運転上の制限									
$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること									
項 目	運転上の制限									
$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由		
表31-2	表31-2	表31-2	表31-2			
<p>条件</p> <p>A. $F^{N_{\Delta H}}$が運転上の制限を満足していない場合※2</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1.1 当直課長は、$F^{N_{\Delta H}}$の運転上の制限を満足させる。または</p> <p>A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、および</p> <p>A.1.2.2 計装係課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。および</p> <p>A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$および$F_{\phi}(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。および</p> <p>A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に昇する前に炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$および$F_{\phi}(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する※3。</p>	<p>完了時間</p> <p>4時間</p> <p>4時間</p> <p>8時間</p> <p>24時間</p> <p>原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内</p>	<p>条件</p> <p>A. $F^{N_{\Delta H}}$が運転上の制限を満足していない場合※2</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1.1 当直課長は、$F^{N_{\Delta H}}$の運転上の制限を満足させる。または</p> <p>A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、および</p> <p>A.1.2.2 電氣係課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。および</p> <p>A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$および$F_{\phi}(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。および</p> <p>A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に昇する前に炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$および$F_{\phi}(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する※3。</p>	<p>完了時間</p> <p>4時間</p> <p>4時間</p> <p>8時間</p> <p>24時間</p> <p>原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
<p>条件</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>B.1 当直課長は、モード2にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>12時間</p>	<p>条件</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>B.1 当直課長は、モード2にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>12時間</p>	

※2：条件Aに至った場合は、 $F^{N_{\Delta H}}$ が制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならぬ。

※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(1/4炉心出力偏差)</p> <p>第 3 3 条 モード1（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1/4 炉心出力偏差は、表 3 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1/4 炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1 週間に 1 回、1/4 炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、1 2 時間に 1 回、1/4 炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、以下により 1/4 炉心出力偏差を確認する。</p> <p>(a) 当直課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装 1 チャンネルからの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 週間に 1 回、残りの 3 チャンネルによる計算結果により確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装 2 チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 週間に 1 回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 以上で、出力領域中性子束計装 1 チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 2 時間に 1 回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1/4 炉心出力偏差が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 3-2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長および計装係課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および計装係課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(1/4炉心出力偏差)</p> <p>第 3 3 条 モード1（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1/4 炉心出力偏差は、表 3 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1/4 炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1 週間に 1 回、1/4 炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、1 2 時間に 1 回、1/4 炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、以下により 1/4 炉心出力偏差を確認する。</p> <p>(a) 当直課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装 1 チャンネルからの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 週間に 1 回、残りの 3 チャンネルによる計算結果により確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装 2 チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 週間に 1 回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 以上で、出力領域中性子束計装 1 チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 2 時間に 1 回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1/4 炉心出力偏差が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 3-2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長および電気係課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および電気係課長は、同表の措置を講じる。</p>									
<p>表 3 3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/4 炉心出力偏差</td> <td>1.02 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること	<p>表 3 3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/4 炉心出力偏差</td> <td>1.02 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の関係関係組織の統合）</p>
項目	運転上の制限									
1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること									
項目	運転上の制限									
1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由												
表33-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合</td> <td> A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 および A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。 および A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_{\Delta H}$および$F_{\Delta H}^N$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 計装係課長は、1/4炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する^{※1}。 および A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_{\Delta H}$および$F_{\Delta H}^N$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する^{※2}。 </td> <td> 2時間 12時間 その後の12時間 1回 24時間 その後の1週間に1回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力100%到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えた後の48時間以内のいずれか早い方 </td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 および A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。 および A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 計装係課長は、1/4炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する ^{※1} 。 および A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する ^{※2} 。	2時間 12時間 その後の12時間 1回 24時間 その後の1週間に1回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力100%到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えた後の48時間以内のいずれか早い方	表33-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合</td> <td> A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 および A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。 および A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_{\Delta H}$および$F_{\Delta H}^N$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 電気係課長は、1/4炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する^{※1}。 および A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_{\Delta H}$および$F_{\Delta H}^N$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する^{※2}。 </td> <td> 2時間 12時間 その後の12時間 1回 24時間 その後の1週間に1回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力100%到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えた後の48時間以内のいずれか早い方 </td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 および A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。 および A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 電気係課長は、1/4炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する ^{※1} 。 および A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する ^{※2} 。	2時間 12時間 その後の12時間 1回 24時間 その後の1週間に1回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力100%到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えた後の48時間以内のいずれか早い方	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の関係係組織の統合）</p>
条件	要求される措置	完了時間														
A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 および A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。 および A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 計装係課長は、1/4炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する ^{※1} 。 および A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する ^{※2} 。	2時間 12時間 その後の12時間 1回 24時間 その後の1週間に1回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力100%到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えた後の48時間以内のいずれか早い方														
条件	要求される措置	完了時間														
A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 および A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。 および A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 電気係課長は、1/4炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する ^{※1} 。 および A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する ^{※2} 。	2時間 12時間 その後の12時間 1回 24時間 その後の1週間に1回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力100%到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えた後の48時間以内のいずれか早い方														

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ディーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、<u>電気保修課長および計装保修課長</u>は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 までの確認事項を実施する。また、原子燃料課長、<u>電気保修課長および計装保修課長</u>は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ディーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長および<u>電気保修課長</u>は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長および<u>電気保修課長</u>は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および<u>電気保修課長</u>は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>								
<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="766 112 877 761"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td>表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること	<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="766 761 877 1937"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td>表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること	
項 目	運転上の制限									
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること									
項 目	運転上の制限									
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表3-4-2 原子炉保護系計装											
	【凡 例】			(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上								
				(j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合 (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合								
機 能	設定値	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
1. 原子炉保護系論理回路 ^{※3}	-	モード1 および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係主任は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。残りの系統が動作可能な状態においては、機能確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回（交互に1系統ずつ）	計装係主任			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係主任は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間						
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
		モード3(a)、4(n) および5(a)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係主任は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間				機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係主任
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係主任は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間						
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間						
2. 手動原子炉トリップ ^{※5}	-	モード1 および2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係主任は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係主任			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間						
				モード3(a)、4(n) および5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合						
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。			1時間						

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。
 ※3：モード1および2における原子炉トリップしゃ断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本条において同じ）。
 ※5：モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対処設備を兼ねる。

変更後	表3-4-2 原子炉保護系計装											
	【凡 例】			(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上								
				(j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合 (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合								
機 能	設定値	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
1. 原子炉保護系論理回路 ^{※3}	-	モード1 および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気係主任は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。残りの系統が動作可能な状態においては、機能確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回（交互に1系統ずつ）	電気係主任			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係主任は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間						
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
		モード3(a)、4(n) および5(a)	2系統	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係主任は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間				機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係主任
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間						
				モード3(a)、4(n) および5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間										

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。
 ※3：モード1および2における原子炉トリップしゃ断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本条において同じ）。
 ※5：モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対処設備を兼ねる。

理由 組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※6}			確認事項			
	項目	範囲	項目	範囲	項目	条件	措置	完了時間	項目	範囲	担当	
						項目	措置	完了時間				
変更前	3. 出力領域中性子東高	高設定	定格出力の11%以下	モード1 および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※7} 。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子東計装の指示値との差が±2%を超えてから24時間以内その後の1日に1回	原子炉熱出力が15%以上となつてから24時間以内その後の1日に1回	当直課長	
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
		低設定	定格出力の27%以下	モード1 (b)および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※7} 。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認 ^{※8} する。	1日に1回	当直課長	
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
	4. 出力領域中性子東変化率高	増加率高	定格出力の1%ステップ以下	モード1 および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※7} 。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長	
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
		減少率高	定格出力の8%ステップ以下	モード1 および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※7} 。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認 ^{※8} する。	1日に1回	当直課長	
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
5. 中間領域中性子東高	定格出力の30%以下	モード1 (b)および2 (c)	2 ^{※6}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、P-6未満にする。 または A.2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、P-6未満にする。	2時間						
				A. 1または2チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間				動作不能でないことを指示値により確認 ^{※8} する。	1日に1回	当直課長
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
^{※6} ：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子東計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ^{※7} ：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子東計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 ^{※8} ：「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本条において同じ）。 ^{※9} ：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子東高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。												
変更後	3. 出力領域中性子東高	高設定	定格出力の11%以下	モード1 および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※7} 。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子東計装の指示値との差が±2%を超えてから24時間以内その後の1日に1回	原子炉熱出力が15%以上となつてから24時間以内その後の1日に1回	当直課長	
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
		低設定	定格出力の27%以下	モード1 (b)および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※7} 。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認 ^{※8} する。	1日に1回	当直課長	
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
	4. 出力領域中性子東変化率高	増加率高	定格出力の1%ステップ以下	モード1 および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※7} 。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長	
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
		減少率高	定格出力の8%ステップ以下	モード1 および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※7} 。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認 ^{※8} する。	1日に1回	当直課長	
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
5. 中間領域中性子東高	定格出力の30%以下	モード1 (b)および2 (c)	2 ^{※6}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、P-6未満にする。 または A.2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、P-6未満にする。	2時間						
				A. 1または2チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間				動作不能でないことを指示値により確認 ^{※8} する。	1日に1回	当直課長
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
^{※6} ：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子東計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ^{※7} ：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子東計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 ^{※8} ：「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本条において同じ）。 ^{※9} ：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子東高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。												
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）											

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置*			確認事項											
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当									
6. 中性子源領域中性子束高	2×10 ⁷ cps以下	モード2 (d)	2 ^{※1,0}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長									
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに												
		モード3 (a), 4 (a) および5 (a)	2 ^{※1,0,11}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	4.8時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回ただし、適用モードがモード6 (k)の場合は1.2時間に1回	当直課長						
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間												
				C. 2チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに												
		モード3 (e), 4 (e) および5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、停止余裕が第2.0条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間その後の1.2時間に1回							動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回ただし、適用モードがモード6 (k)の場合は1.2時間に1回	当直課長			
				A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の1.2時間に1回												
		モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の1.2時間に1回										動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回ただし、適用モードがモード6 (k)の場合は1.2時間に1回	当直課長
				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※1,2,13} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに												
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※1,2,13} 。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の1.2時間に1回												
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※1,2,13} 。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の1.2時間に1回												

※1.0: 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作不能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※1.1: 「炉停止時中性子源領域中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※1.2: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※1.3: A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※1.4: B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置*			確認事項											
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当									
6. 中性子源領域中性子束高	2×10 ⁷ cps以下	モード2 (d)	2 ^{※1,0}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長									
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに												
		モード3 (a), 4 (a) および5 (a)	2 ^{※1,0,11}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	4.8時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回ただし、適用モードがモード6 (k)の場合は1.2時間に1回	当直課長						
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間												
				C. 2チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに												
		モード3 (e), 4 (e) および5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、停止余裕が第2.0条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間その後の1.2時間に1回							動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回ただし、適用モードがモード6 (k)の場合は1.2時間に1回	当直課長			
				A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の1.2時間に1回												
		モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の1.2時間に1回										動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回ただし、適用モードがモード6 (k)の場合は1.2時間に1回	当直課長
				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※1,2,13} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに												
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※1,2,13} 。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の1.2時間に1回												
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※1,2,13} 。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の1.2時間に1回												

※1.0: 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※1.1: 「炉停止時中性子源領域中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※1.2: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※1.3: A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※1.4: B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

理由 組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
				7. 過大温度ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。
8. 過大出力ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。 比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回 1日に1回	原子燃料課長および計装係修課長 計装係修課長 当直課長
9. 原子炉圧力低	12.89 MPa[gage]以上	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	計装係修課長 当直課長
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	計装係修課長 当直課長
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	計装係修課長 当直課長

機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
				7. 過大温度ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。
8. 過大出力ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。 比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回 1日に1回	原子燃料課長および電気係修課長 電気係修課長 当直課長
9. 原子炉圧力低	12.89 MPa[gage]以上	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	電気係修課長 当直課長
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	電気係修課長 当直課長
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	電気係修課長 当直課長

理 由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の係修関係組織の統合）
-----	-----------------------------

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ²⁾			確認事項																	
	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当															
					A	B	A.1	B.1																		
変更前	12. 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	計装係修課長 電気係修課長および計装係修課長															
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間																		
		2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (h)	1ループあたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間																		
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間																		
		13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	1ループ	定格電圧の65%以上	モード1 (f)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。				6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長および計装係修課長											
							B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。				12時間														
	14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低						57Hz以上	モード1 (f)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間				設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長および計装係修課長								
										B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間														
										15. 1次冷却材ポンプシャ断器開	1台開	—							モード1 (g)	1次冷却材ポンプ1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長
																					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間			
		2台開	—	モード1 (h)	1次冷却材ポンプ1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合					A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間														
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間														
16. 主蒸気-給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	主蒸気-給水流量差大	定格流量の30%以下	モード1 および2	1ループあたり2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	計装係修課長 当直課長																
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																			
	蒸気発生器水位低	計器スパンの23%以上	モード1 および2	1基あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間																			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																			
					変更後	12. 1次冷却材流量低	1ループ				定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	電気係修課長 当直課長							
														B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間										
2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (h)	1ループあたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合			A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間																		
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間																		
13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	1ループ	定格電圧の65%以上	モード1 (f)	1母線あたり3			A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長														
							B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間																	
						14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57Hz以上	モード1 (f)	1母線あたり3				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長								
													B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間											
													15. 1次冷却材ポンプシャ断器開	1台開	—				モード1 (g)	1次冷却材ポンプ1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
																					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間			
2台開	—	モード1 (h)	1次冷却材ポンプ1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合						A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間															
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間															
16. 主蒸気-給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	主蒸気-給水流量差大	定格流量の30%以下	モード1 および2	1ループあたり2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	電気係修課長 当直課長																
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																			
	蒸気発生器水位低	計器スパンの23%以上	モード1 および2	1基あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間																			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																			
					理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）																				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 ----- 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	計装係長 当直係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
18. タービントリップ	非常しゃ断油圧低	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-7未満にする。	12時間			
19. 非常用炉心冷却系作動	表3-4-3機能1非常用炉心冷却系を参照	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係長および電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
20. 地震加速度高	水平方向	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
	鉛直方向	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 ----- 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
18. タービントリップ	非常しゃ断油圧低	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-7未満にする。	12時間			
19. 非常用炉心冷却系作動	表3-4-3機能1非常用炉心冷却系を参照	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
20. 地震加速度高	水平方向	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
	鉛直方向	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			

理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の関係組織の統合）
----	---------------------------

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項				
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
21. インターロック											
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 ⁻¹¹ ~ 1.3×10 ⁻¹⁰ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長		
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
b. P-7	d項およびe項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長		
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間						
c. P-8	出力領域中性子束定格出力の40±1.8%	モード1 (g)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 ^{※1}	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長		
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間						
d. P-10	出力領域中性子束定格出力の10±1.8%	モード1 (h)および2	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 ^{※1}	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長		
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
e. P-13	タービン第1段後圧力定格出力の10%	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長		
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-13未満にする。	12時間						

※1 5：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
21. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 ⁻¹¹ ~ 1.3×10 ⁻¹⁰ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A.1 電気係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間					
b. P-7	d項およびe項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A.1 電気係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間					
c. P-8	出力領域中性子束定格出力の40±1.8%	モード1 (g)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 ^{※1}	A.1 電気係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間					
d. P-10	出力領域中性子束定格出力の10±1.8%	モード1 (h)および2	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 ^{※1}	A.1 電気係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間					
e. P-13	タービン第1段後圧力定格出力の10%	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A.1 電気係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-13未満にする。	12時間					

※1 5：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

理由 組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表 3.4-3 工学的安全施設等作動計画 【凡 例】 (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上 (c) 全主蒸気止弁が閉じている場合は除く (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く									
	機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 [※]			確認事項		
					条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	1. 非常用炉心冷却系									
	a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 および 56時間			
	b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 および 56時間			
	c. 原子炉格納容器圧力高	32kPa[gage]以下	モード1、2および3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 <u>計装係修課長</u> は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	<u>計装係修課長</u> <u>および</u> 電気係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 および 36時間			
								動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	変更後	表 3.4-3 工学的安全施設等作動計画 【凡 例】 (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上 (c) 全主蒸気止弁が閉じている場合は除く (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く								
機 能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 [※]			確認事項		
					条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	1. 非常用炉心冷却系									
	a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 および 56時間			
	b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 および 56時間			
	c. 原子炉格納容器圧力高	32kPa[gage]以下	モード1、2および3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 および 36時間			
								動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）								

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																	
d. 原子炉圧力異常低	10.97 MPa [gauge] 以上	モード1 および2 (b)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長 および 電気係修課長																	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長														
				e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	11.66 MPa [gauge] 以上							モード1、 2および3 (a)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長 および 電気係修課長						
															B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			
					加圧器水位低	計器スパンの3%以上							モード1、 2および3 (a)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間							設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長 および 電気係修課長
															B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間									
f. 主蒸気ライン差圧高	ループ間差圧0.94MPa以下	モード1、 2および3	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長 および 電気係修課長																	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長														
				d. 原子炉圧力異常低	10.97 MPa [gauge] 以上	モード1 および2 (b)							3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長							
														B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長				
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	11.66 MPa [gauge] 以上	モード1、 2および3 (a)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時				電気係修課長													
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長														
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1、 2および3 (a)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間							設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長										
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間										動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長							
f. 主蒸気ライン差圧高	ループ間差圧0.94MPa以下	モード1、 2および3	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長																	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長														

変更前

変更後

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				e. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低 または 1 次冷却材平均温度異常低の一致 主蒸気ライン流量高 定積流量の50%以下(20%出力以下時) 定積流量の120%以下(定格出力時) 主蒸気ライン圧力低 3.35 MPa [gauge] 以上 1 次冷却材平均温度異常低 281.9°C以上	モード1、2および3(d)	各主蒸気ライン毎に2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間
各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			
3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間						

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				e. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低 または 1 次冷却材平均温度異常低の一致 主蒸気ライン流量高 定積流量の50%以下(20%出力以下時) 定積流量の120%以下(定格出力時) 主蒸気ライン圧力低 3.35 MPa [gauge] 以上 1 次冷却材平均温度異常低 281.9°C以上	モード1、2および3(d)	各主蒸気ライン毎に2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間
各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			
3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間						

理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
----	-----------------------------

変更前

変更後

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置*			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
2. 原子炉格納容器スプレイ系										
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
c. 原子炉格納容器圧力異常高	140kPa[gage]以下	モード1、2および3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長 および 電気保修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回 当直課長	
変更前										
	2. 原子炉格納容器スプレイ系									
	a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
	b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
	c. 原子炉格納容器圧力異常高	140kPa[gage]以下	モード1、2および3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回 当直課長
	変更後									
		組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）								
理由										

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ²⁾			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2(c)および3(c)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
b. 手動起動	—	モード1、2(c)および3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
c. 原子炉格納容器圧力異常高	87kPa[gauge]以下	モード1、2(c)および3(c)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 <u>電気係修課長</u> は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	計定係修課長 および 電気係修課長 当直課長
d. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気ライン流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低の一致	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致を参照。	モード1、2(c)および3(c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致を参照。					
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2(c)および3(c)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
b. 手動起動	—	モード1、2(c)および3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
c. 原子炉格納容器圧力異常高	87kPa[gauge]以下	モード1、2(c)および3(c)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 <u>電気係修課長</u> は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	電気係修課長 当直課長
d. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気ライン流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低の一致	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致を参照。	モード1、2(c)および3(c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致を参照。					
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）								

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 [※]			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 給水隔離									
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)および3 (e)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77%以下	モード1、2 (e)および3 (e)	1基あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長 および 電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照。								
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	288℃以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長 および 電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
原子炉トリップ	表34-2 原子炉保護系計装を参照。								

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 [※]			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 給水隔離									
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)および3 (e)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77%以下	モード1、2 (e)および3 (e)	1基あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照。								
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	288℃以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
原子炉トリップ	表34-2 原子炉保護系計装を参照。								

理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
----	-----------------------------

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 [※]			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 ⁻¹¹ ~1.3×10 ⁻⁹ A	モード1 および2 (b)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 [※]	A.1 <u>計装係修課長</u> は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	<u>計装係修課長</u>
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
b. P-11	加圧器圧力 13.73 MPa[gage]	モード1、 2および3 (a)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 [※]	A.1 <u>計装係修課長</u> は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	<u>計装係修課長</u>
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9℃	モード1、 2および3 (d)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 [※]	A.1 <u>計装係修課長</u> は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	<u>計装係修課長</u>
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
※16：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 ⁻¹¹ ~1.3×10 ⁻⁹ A	モード1 および2 (b)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 [※]	A.1 <u>電気係修課長</u> は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	<u>電気係修課長</u>
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
b. P-11	加圧器圧力 13.73 MPa[gage]	モード1、 2および3 (a)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 [※]	A.1 <u>電気係修課長</u> は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	<u>電気係修課長</u>
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9℃	モード1、 2および3 (d)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 [※]	A.1 <u>電気係修課長</u> は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	<u>電気係修課長</u>
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
※16：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。									
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）								

変更前

変更後

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	表 3.4-4 事故時監視計装									
	項 目	機 能	適用モード	所要 チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※17}			確認事項		
					条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	1次冷却系計装 ^{※18}	1次冷却材圧力（広域）	モード1、2 および3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長
		加圧器水位		2						
		1次冷却材温度（広域）（高温側）		3						
	1次冷却材温度（広域）（低温側）	3								
	化学体積制御系計装 ^{※18}	ほう酸タンク水位		2	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	蒸気ライン圧力	各ライン2								
	主蒸気および給水、補助給水系計装 ^{※18}	復水タンク水位		2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 計装係修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または、代替の監視手段を確保する。	10日			
		蒸気発生器水位（広域）		3						
		蒸気発生器水位（狭域）		各SG2						
	燃料取替用水系計装 ^{※18}	補助給水流量		3	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間			
		燃料取替用水タンク水位	2							
		格納容器再循環サンプ水位（広域）	2							
	原子炉格納容器関連計装 ^{※18}	格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2				12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
		格納容器内圧力	2							
		格納容器内温度	2							
		格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2							
	原子炉補機冷却系計装 ^{※18}	1次系冷却水タンク水位	2				36時間			
		制御用空気系計装	2							
	安全注入系計装 ^{※18}	制御用空気系計装	2							
		安全注入系計装 ^{※18}	2							
		低圧安全注入流量	2							
		低圧安全注入流量	2							

※17：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。
 ※18：各計装は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 各計装が動作不能時は、第85条（表85-16）の運転上の制限も確認する。

変 更 後	表 3.4-4 事故時監視計装									
	項 目	機 能	適用モード	所要 チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※17}			確認事項		
					条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	1次冷却系計装 ^{※18}	1次冷却材圧力（広域）	モード1、2 および3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
		加圧器水位		2						
		1次冷却材温度（広域）（高温側）		3						
	1次冷却材温度（広域）（低温側）	3								
	化学体積制御系計装 ^{※18}	ほう酸タンク水位		2	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	蒸気ライン圧力	各ライン2								
	主蒸気および給水、補助給水系計装 ^{※18}	復水タンク水位		2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 電気係修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または、代替の監視手段を確保する。	10日			
		蒸気発生器水位（広域）		3						
		蒸気発生器水位（狭域）		各SG2						
	燃料取替用水系計装 ^{※18}	補助給水流量		3	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間			
		燃料取替用水タンク水位	2							
		格納容器再循環サンプ水位（広域）	2							
	原子炉格納容器関連計装 ^{※18}	格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2				12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
		格納容器内圧力	2							
		格納容器内温度	2							
		格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2							
	原子炉補機冷却系計装 ^{※18}	1次系冷却水タンク水位	2				36時間			
		制御用空気系計装	2							
	安全注入系計装 ^{※18}	制御用空気系計装	2							
		安全注入系計装 ^{※18}	2							
		高圧安全注入流量	2							
		低圧安全注入流量	2							

※17：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。
 ※18：各計装は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 各計装が動作不能時は、第85条（表85-16）の運転上の制限も確認する。

理由 組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4（1 次冷却材温度が 140 °C を超える）において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4（1 次冷却材温度が 140 °C を超える）において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(加圧器逃がし弁) 第 4 5 条 モード1、2 および3において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) <u>計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 発電室長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認する。 3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5 - 3 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(加圧器逃がし弁) 第 4 5 条 モード1、2 および3において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>電気保修課長</u>は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) <u>電気保修課長</u>は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 発電室長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認する。 3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5 - 3 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p>
		<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																
<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第 46 条 モード4^{*1}、5および6^{*2}において、低温過加圧に係る機器は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4、5および6において、12時間に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプの操作器が停止ロックであることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード4、5および6において、12時間に1回、アキュムレータ全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5および6において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 原子炉保修課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3日に1回、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低温過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表46-2の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、<u>原子炉保修課長</u>に通知する。通知を受けた<u>原子炉保修課長</u>は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却材温度が140℃以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第 46 条 モード4^{*1}、5および6^{*2}において、低温過加圧に係る機器は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気保修課長</u>は、定期事業者検査時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4、5および6において、12時間に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプの操作器が停止ロックであることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード4、5および6において、12時間に1回、アキュムレータ全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5および6において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) <u>機械保修課長</u>は、加圧器安全弁1台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3日に1回、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低温過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表46-2の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、<u>機械保修課長</u>に通知する。通知を受けた<u>機械保修課長</u>は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却材温度が140℃以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>																
<p>表46-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および</td> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること^{*3} および</td> <td>(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること^{*3} および</td> </tr> <tr> <td>(3) アキュムレータ全基が隔離されていること^{*4}</td> <td>(3) アキュムレータ全基が隔離されていること^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：ポンプの切替を行う場合、15分に限り、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみさない。</p>	項目	運転上の制限	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること ^{*3} および	(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること ^{*3} および	(3) アキュムレータ全基が隔離されていること ^{*4}	(3) アキュムレータ全基が隔離されていること ^{*4}	<p>表46-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および</td> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること^{*3} および</td> <td>(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること^{*3} および</td> </tr> <tr> <td>(3) アキュムレータ全基が隔離されていること^{*4}</td> <td>(3) アキュムレータ全基が隔離されていること^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：ポンプの切替を行う場合、15分に限り、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみさない。</p>	項目	運転上の制限	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること ^{*3} および	(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること ^{*3} および	(3) アキュムレータ全基が隔離されていること ^{*4}	(3) アキュムレータ全基が隔離されていること ^{*4}	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
項目	運転上の制限																	
(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および																	
(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること ^{*3} および	(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること ^{*3} および																	
(3) アキュムレータ全基が隔離されていること ^{*4}	(3) アキュムレータ全基が隔離されていること ^{*4}																	
項目	運転上の制限																	
(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および																	
(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること ^{*3} および	(2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下であること ^{*3} および																	
(3) アキュムレータ全基が隔離されていること ^{*4}	(3) アキュムレータ全基が隔離されていること ^{*4}																	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
-----	-----	----

※4：アキウムレータ出口電動弁の開閉確認を行う場合、アキウムレータ圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離を解除することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※4：アキウムレータ出口電動弁の開閉確認を行う場合、アキウムレータ圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離を解除することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表46-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 操作器が停止ロック状態にない充てん/高圧注入ポンプが2台以上ある場合	A.1 当直課長は、2台以上の充てん/高圧注入ポンプの操作器を停止ロック状態にする。	1時間
B. アキウムレータ1基以上が隔離されていない場合	B.1 当直課長は、当該アキウムレータを隔離する。	1時間
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、1次冷却材温度を140℃超にする。 または C.2 当直課長は、当該アキウムレータの圧力をその時点の1次冷却材圧力まで減圧する。	12時間 12時間
D. モード4において、加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	D.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	7日
E. モード5または6において加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合 および モード5または6において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	24時間
F. 加圧器逃がし弁2台が低圧設定で動作不能である場合 および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件A、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード5にする。 および F.2 原子炉保修課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外す ^{※5} 。	20時間 28時間

表46-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 操作器が停止ロック状態にない充てん/高圧注入ポンプが2台以上ある場合	A.1 当直課長は、2台以上の充てん/高圧注入ポンプの操作器を停止ロック状態にする。	1時間
B. アキウムレータ1基以上が隔離されていない場合	B.1 当直課長は、当該アキウムレータを隔離する。	1時間
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、1次冷却材温度を140℃超にする。 または C.2 当直課長は、当該アキウムレータの圧力をその時点の1次冷却材圧力まで減圧する。	12時間 12時間
D. モード4において、加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	D.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	7日
E. モード5または6において加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合 および モード5または6において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	24時間
F. 加圧器逃がし弁2台が低圧設定で動作不能である場合 および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件A、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード5にする。 および F.2 機械保修課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外す ^{※5} 。	20時間 28時間

※5：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。

※5：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(1 次冷却材漏えい率)</p> <p>第 47 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 47-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>電気保修課長および計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検査の結果を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 日に 1 回、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検査装置を用いて、また、モード 1 および 2 において、1 日に 1 回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{*1}。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検査装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8 時間に 1 回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 47-2 の措置を講じる。</p>	<p>(1 次冷却材漏えい率)</p> <p>第 47 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 47-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>電気保修課長</u>は、定期事業者検査時に、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検査の結果を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 日に 1 回、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検査装置を用いて、また、モード 1 および 2 において、1 日に 1 回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{*1}。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検査装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8 時間に 1 回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 47-2 の措置を講じる。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
<p>*1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m³/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1 日に 1 回、1 次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>*1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m³/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1 日に 1 回、1 次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第 48 条 モード1、2、3および4において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、渦流梁標検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 放射線管理課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1および2において、1日に1回、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上^{*1}のモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード3および4において、1日に1回、蒸気発生器ブローダウン水モニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお、プラント状態により監視ができない場合、または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は、放射線管理課長が、1日に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知することをもって、蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は、放射線管理課長に通知する。通知を受けた放射線管理課長は、その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第 48 条 モード1、2、3および4において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電氣保修課長</u>は、定期事業者検査時に、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、渦流梁標検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 放射線管理課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1および2において、1日に1回、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上^{*1}のモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード3および4において、1日に1回、蒸気発生器ブローダウン水モニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお、プラント状態により監視ができない場合、または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は、放射線管理課長が、1日に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知することをもって、蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は、放射線管理課長に通知する。通知を受けた放射線管理課長は、その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																		
<p>(余熱除去系への漏えい監視)</p> <p>第 49 条 モード 1、2、3 および 4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表 49-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 49-2 の措置を講じる。</p>	<p>(余熱除去系への漏えい監視)</p> <p>第 49 条 モード 1、2、3 および 4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表 49-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 49-2 の措置を講じる。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>																		
<p>表 49-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系から余熱除去系への漏えい</td> <td>漏えいがないこと^{*1}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1 次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと ^{*1}	<p>表 49-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系から余熱除去系への漏えい</td> <td>漏えいがないこと^{*1}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1 次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと ^{*1}											
項目	運転上の制限																			
1 次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと ^{*1}																			
項目	運転上の制限																			
1 次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと ^{*1}																			
<p>※1：漏えいがないことは、余熱除去系の逃がし弁が作動していないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 49-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合</td> <td>A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める^{*2}。</td> <td>4 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める ^{*2} 。	4 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>※1：漏えいがないことは、余熱除去系の逃がし弁が作動していないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 49-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合</td> <td>A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める^{*2}。</td> <td>4 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める ^{*2} 。	4 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>※2：隔離により低圧注入系の機能が動作不能となった場合は、当該低圧注入系を動作不能とみなす。</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める ^{*2} 。	4 時間																		
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める ^{*2} 。	4 時間																		
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																		

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(非常用炉心冷却系 ーモード1、2および3ー) 第 5 2 条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表 5 2-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期事業者検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表 5 2-2 で定める事項を確認する。 (2) 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (3) 発電室長は、定期事業者検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。 (4) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (5) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (6) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。 3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 2-3 の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(非常用炉心冷却系 ーモード1、2および3ー) 第 5 2 条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表 5 2-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期事業者検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表 5 2-2 で定める事項を確認する。 (2) 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (3) 発電室長は、定期事業者検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。 (4) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (5) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (6) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。 3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 2-3 の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第 56 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表 56-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表 56-3 で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロイクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、表 56-6 で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロイク以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 56-4 の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロイクが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 56-5 の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は<u>原子炉保修課長</u>に通知する。通知を受けた<u>原子炉保修課長</u>は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第 56 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表 56-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表 56-3 で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロイクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、表 56-6 で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロイク以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 56-4 の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロイクが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 56-5 の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は<u>機械保修課長</u>に通知する。通知を受けた<u>機械保修課長</u>は、同表の措置を講じる。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>								
<p>表 56-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="877 112 1037 761">項目</th> <th data-bbox="877 761 1436 761">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="877 112 1037 761">原子炉格納容器^{※1※5}</td> <td data-bbox="877 761 1436 761"> (1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 56-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロイクが動作可能であること^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること^{※4} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロイクのインターロック機構が健全である</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器 ^{※1※5}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 56-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロイクが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}	<p>表 56-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="877 761 1037 2105">項目</th> <th data-bbox="877 2105 1436 2105">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="877 761 1037 2105">原子炉格納容器^{※1※5}</td> <td data-bbox="877 2105 1436 2105"> (1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 56-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロイクが動作可能であること^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること^{※4} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロイクのインターロック機構が健全である</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器 ^{※1※5}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 56-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロイクが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}	
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器 ^{※1※5}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 56-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロイクが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}									
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器 ^{※1※5}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 56-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロイクが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																						
<p>こと、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることという。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器パーージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることという。</p> <p>※5： <input type="text"/></p> <p>表56-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>12 kPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計圧力検査</td> <td>0.08 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>低圧検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-4^{※6※7※8}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>4時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>1時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>4時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内に回復させる。</td> <td>D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下	項目	漏えい率	設計圧力検査	0.08 %/日 以下	低圧検査	0.04 %/日 以下	B・C種検査	0.04 %/日 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回	B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回	D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内に回復させる。	D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間	<p>こと、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることという。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器パーージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることという。</p> <p>※5： <input type="text"/></p> <p>表56-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>12 kPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計圧力検査</td> <td>0.08 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>低圧検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-4^{※6※7※8}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>4時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>1時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>4時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内に回復させる。</td> <td>D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下	項目	漏えい率	設計圧力検査	0.08 %/日 以下	低圧検査	0.04 %/日 以下	B・C種検査	0.04 %/日 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回	B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回	D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内に回復させる。	D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間	<p>変更なし</p>
項目	制限値																																																							
原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下																																																							
項目	漏えい率																																																							
設計圧力検査	0.08 %/日 以下																																																							
低圧検査	0.04 %/日 以下																																																							
B・C種検査	0.04 %/日 以下																																																							
条件	要求される措置	完了時間																																																						
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																						
B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																						
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																						
D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内に回復させる。	D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間																																																						
項目	制限値																																																							
原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下																																																							
項目	漏えい率																																																							
設計圧力検査	0.08 %/日 以下																																																							
低圧検査	0.04 %/日 以下																																																							
B・C種検査	0.04 %/日 以下																																																							
条件	要求される措置	完了時間																																																						
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																						
B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																						
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																						
D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内に回復させる。	D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間																																																						

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
限値を満足していない場合		限値を満足していない場合		変更なし
E. 条件A、B、CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	1 時間	E. 当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間	
F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	1 2 時間 5 6 時間	F. 1 当直課長は、モード3にする。 および F. 2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	
<p>※6：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。</p> <p>※7：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。</p> <p>※8：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。</p> <p>※9：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。</p>				
表 5 6 - 5 ※1.0 ※1.1 ※1.2				
条件	要求される措置	完了時間	完了時間	
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A. 1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A. 2 当直課長は、A. 1 で閉止を確認したドアを施錠する。 および A. 3 当直課長は、A. 1 で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1 時間 2 4 時間 施錠後の 1 ヶ月に 1 回	1 時間 2 4 時間 施錠後の 1 ヶ月に 1 回	
B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	B. 1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および B. 2 当直課長は、B. 1 で閉止を確認したドアを施錠する。 および B. 3 当直課長は、B. 1 で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1 時間 2 4 時間 施錠後の 1 ヶ月に 1 回	1 時間 2 4 時間 施錠後の 1 ヶ月に 1 回	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
条件	措置	条件	措置	
C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。 C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	C.1 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。 C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
	1 時間 2 4 時間 施錠後の1ヶ月に1回	1 時間 2 4 時間 施錠後の1ヶ月に1回	1 時間 2 4 時間 施錠後の1ヶ月に1回	
<p>※10：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。 ※11：常用および非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。 ※12：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。</p>				
<p>表56-5（続き）※10※11※12</p>				
D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 D.3 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。	D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 機械保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 D.3 機械保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
	速やかに 1 時間 2 4 時間	速やかに 1 時間 2 4 時間	速やかに 1 時間 2 4 時間	
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内にできない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内にできない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	
	1 2 時間 5 6 時間	1 2 時間 5 6 時間	1 2 時間 5 6 時間	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 5 6 - 6		表 5 6 - 6		変更なし
化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン	化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン	
安全注入系統	アキュムレータテストライン アキュムレータ N ₂ 供給ライン	安全注入系統	アキュムレータテストライン アキュムレータ N ₂ 供給ライン	
原子炉補機冷却水系統	余剰抽出クーラ冷却水ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1 次冷却材ポンプ冷却ライン	原子炉補機冷却水系統	余剰抽出クーラ冷却水ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1 次冷却材ポンプ冷却ライン	
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン	放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン	
試料採取系統	加圧器相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン アキュムレータサンブルライン	試料採取系統	加圧器相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン アキュムレータサンブルライン	
原子炉格納施設 換気系統	原子炉格納容器真空逃がしライン 原子炉格納容器送気・排気ライン 原子炉格納容器減圧ライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	原子炉格納施設 換気系統	原子炉格納容器真空逃がしライン 原子炉格納容器送気・排気ライン 原子炉格納容器減圧ライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	
蒸気発生器ローダーダウン系統	蒸気発生器ローダーダウンライン 蒸気発生器ローダーダウンサンブルライン	蒸気発生器ローダーダウン系統	蒸気発生器ローダーダウンライン 蒸気発生器ローダーダウンサンブルライン	
計器用空気圧縮系統	原子炉格納容器計器用空気ライン 原子炉格納容器浄化ユニット冷却ライン	計器用空気圧縮系統	原子炉格納容器計器用空気ライン 原子炉格納容器浄化ユニット冷却ライン	
消火水系統		消火水系統		

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																		
<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第 57 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉格納容器真空逃がし系は、表 57-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器真空逃がし系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 57-2 の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第 57 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉格納容器真空逃がし系は、表 57-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器真空逃がし系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 57-2 の措置を講じる。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>																		
<p>表 57-1</p> <table border="1" data-bbox="638 109 718 772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>4 系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4 系統以上が動作可能であること※1	<p>表 57-1</p> <table border="1" data-bbox="638 772 718 1937"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>4 系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4 系統以上が動作可能であること※1	<p>※1：動作可能であることは、真空逃がし機能が確保されていることをいう（以下、本条において同じ）。</p>										
項目	運転上の制限																			
原子炉格納容器真空逃がし系	4 系統以上が動作可能であること※1																			
項目	運転上の制限																			
原子炉格納容器真空逃がし系	4 系統以上が動作可能であること※1																			
<p>表 57-2</p> <table border="1" data-bbox="718 109 798 772"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器真空逃がし系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10 日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>12 時間 56 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器真空逃がし系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 B.2 当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間	<p>表 57-2</p> <table border="1" data-bbox="718 772 798 1937"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器真空逃がし系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10 日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>12 時間 56 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器真空逃がし系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 B.2 当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間	<p>※1：動作可能であることは、真空逃がし機能が確保されていることをいう（以下、本条において同じ）。</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉格納容器真空逃がし系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日																		
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 B.2 当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉格納容器真空逃がし系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日																		
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 B.2 当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間																		

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由												
<p>(アニュラス循環系)</p> <p>第 60 条 モード1、2、3および4において、アニュラス循環系は、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、アニュラス循環ファンフィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表60-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス循環ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス循環ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス循環ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(アニュラス循環系)</p> <p>第 60 条 モード1、2、3および4において、アニュラス循環系は、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、アニュラス循環ファンフィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表60-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス循環ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス循環ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス循環ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>												
<p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="869 470 933 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス循環系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：Bアニュラス循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 Bアニュラス循環系が動作不能時は、第85条（表85-11）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス循環系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	<p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="869 470 933 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス循環系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：Bアニュラス循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 Bアニュラス循環系が動作不能時は、第85条（表85-11）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス循環系 ^{※2}	2系統が動作可能であること					
項目	運転上の制限													
アニュラス循環系 ^{※2}	2系統が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
アニュラス循環系 ^{※2}	2系統が動作可能であること													
<p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="1093 470 1173 1108"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス循環ファンフィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	アニュラス循環ファンフィルタ	95%以上	<p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="1093 470 1173 1108"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス循環ファンフィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	アニュラス循環ファンフィルタ	95%以上					
項目	よう素除去効率（総合除去効率）													
アニュラス循環ファンフィルタ	95%以上													
項目	よう素除去効率（総合除去効率）													
アニュラス循環ファンフィルタ	95%以上													
<p>表60-3</p> <table border="1" data-bbox="1236 470 1372 1108"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	<p>表60-3</p> <table border="1" data-bbox="1236 470 1372 1108"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	
条件	要求される措置	完了時間												
A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日												
条件	要求される措置	完了時間												
A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日												

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>A.2 当直課長は、残りの系統のファウンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>4時間 その後の8時間に1回</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>A.2 当直課長は、残りの系統のファウンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>4時間 その後の8時間に1回</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																												
<p>(主蒸気安全弁) 第 6 2 条 モード1、2および3において※1、主蒸気安全弁は、表 6 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>タービン保修課長</u>は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表 6 2 - 3 に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 2 - 4 の措置を講じる。 ※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表 6 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="630 112 742 761"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表 6 2 - 2 で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表 6 2 - 2</p> <table border="1" data-bbox="837 112 1077 761"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 % 超</td> <td>7 個</td> </tr> <tr> <td>70 % 超で、かつ 80 % 以下</td> <td>6 個</td> </tr> <tr> <td>55 % 超で、かつ 70 % 以下</td> <td>5 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 超で、かつ 55 % 以下</td> <td>4 個</td> </tr> <tr> <td>25 % 超で、かつ 40 % 以下</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>25 % 以下</td> <td>2 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6 2 - 3</p> <table border="1" data-bbox="1141 112 1284 761"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は 7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は 7.85 MPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表 6 2 - 2 で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80 % 超	7 個	70 % 超で、かつ 80 % 以下	6 個	55 % 超で、かつ 70 % 以下	5 個	40 % 超で、かつ 55 % 以下	4 個	25 % 超で、かつ 40 % 以下	3 個	25 % 以下	2 個	項目	設定値	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は 7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は 7.85 MPa [gage] 以下	<p>(主蒸気安全弁) 第 6 2 条 モード1、2および3において※1、主蒸気安全弁は、表 6 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表 6 2 - 3 に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 2 - 4 の措置を講じる。 ※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表 6 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="630 761 742 2105"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表 6 2 - 2 で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表 6 2 - 2</p> <table border="1" data-bbox="837 761 1077 2105"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 % 超</td> <td>7 個</td> </tr> <tr> <td>70 % 超で、かつ 80 % 以下</td> <td>6 個</td> </tr> <tr> <td>55 % 超で、かつ 70 % 以下</td> <td>5 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 超で、かつ 55 % 以下</td> <td>4 個</td> </tr> <tr> <td>25 % 超で、かつ 40 % 以下</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>25 % 以下</td> <td>2 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6 2 - 3</p> <table border="1" data-bbox="1141 761 1284 2105"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は 7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は 7.85 MPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表 6 2 - 2 で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80 % 超	7 個	70 % 超で、かつ 80 % 以下	6 個	55 % 超で、かつ 70 % 以下	5 個	40 % 超で、かつ 55 % 以下	4 個	25 % 超で、かつ 40 % 以下	3 個	25 % 以下	2 個	項目	設定値	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は 7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は 7.85 MPa [gage] 以下	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統</p>
項目	運転上の制限																																													
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表 6 2 - 2 で定める個数以上が動作可能であること																																													
原子炉熱出力	個数																																													
80 % 超	7 個																																													
70 % 超で、かつ 80 % 以下	6 個																																													
55 % 超で、かつ 70 % 以下	5 個																																													
40 % 超で、かつ 55 % 以下	4 個																																													
25 % 超で、かつ 40 % 以下	3 個																																													
25 % 以下	2 個																																													
項目	設定値																																													
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は 7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は 7.85 MPa [gage] 以下																																													
項目	運転上の制限																																													
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表 6 2 - 2 で定める個数以上が動作可能であること																																													
原子炉熱出力	個数																																													
80 % 超	7 個																																													
70 % 超で、かつ 80 % 以下	6 個																																													
55 % 超で、かつ 70 % 以下	5 個																																													
40 % 超で、かつ 55 % 以下	4 個																																													
25 % 超で、かつ 40 % 以下	3 個																																													
25 % 以下	2 個																																													
項目	設定値																																													
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は 7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は 7.85 MPa [gage] 以下																																													

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																		
表 6 2 - 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち 1 個以上が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、表 6 2 - 2 に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td> <td>6 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が 1 個以下である場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 4 にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち 1 個以上が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、表 6 2 - 2 に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が 1 個以下である場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間	表 6 2 - 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち 1 個以上が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、表 6 2 - 2 に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td> <td>6 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が 1 個以下である場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 4 にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち 1 個以上が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、表 6 2 - 2 に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が 1 個以下である場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間	変更なし
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 所要の主蒸気安全弁のうち 1 個以上が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、表 6 2 - 2 に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6 時間																				
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が 1 個以下である場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間																				
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 所要の主蒸気安全弁のうち 1 個以上が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、表 6 2 - 2 に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6 時間																				
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が 1 個以下である場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間																				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																				
<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁) 第 6 4 条 モード 1、2 および 3 において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表 6 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) <u>計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 4 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="622 291 734 761"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁</td> <td>閉止可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1	<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁) 第 6 4 条 モード 1、2 および 3 において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表 6 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) <u>電気保修課長</u>は、定期事業者検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 4 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="622 873 734 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁</td> <td>閉止可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>																												
項目	運転上の制限																																					
主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1																																					
項目	運転上の制限																																					
主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1																																					
<p>表 6 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="861 291 1053 761"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。</td> <td>7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。</td> <td>7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および</td> <td>7 2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回	B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回	C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および	7 2 時間	<p>表 6 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="861 873 1053 1478"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。</td> <td>7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。</td> <td>7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および</td> <td>7 2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回	B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回	C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および	7 2 時間	<p>表 6 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="861 1478 1053 2103"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。</td> <td>7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。</td> <td>7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2</td> <td>C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および</td> <td>7 2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回	B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回	C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および	7 2 時間
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回																																				
B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回																																				
C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および	7 2 時間																																				
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回																																				
B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回																																				
C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および	7 2 時間																																				
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	A. 1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回																																				
B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	B. 1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	7 2 時間 閉止または隔離後の 1 週間に 1 回																																				
C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※2	C. 1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および	7 2 時間																																				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
2	C.2 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	C.2 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	閉止または隔離後の1週間に1回	変更なし
D. 同じラインの2個の弁が閉止不能である場合	D.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。	D.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。	8時間	
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード4にする。	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード4にする。	1 2時間 3 6時間	

※2：弁毎に個別の条件が適用される。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																
<p>(主蒸気逃がし弁) 第 65 条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主蒸気逃がし弁は、表 65-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>計装保修課長</u>は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 65-2 の措置を講じる。</p> <p>表 65-1</p> <table border="1" data-bbox="566 537 638 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁^{*1}</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第 85 条（表 85-9）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 65-2</p> <table border="1" data-bbox="774 448 869 1601"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁 1 個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁 2 個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が 1 個以下になるように復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 ^{*1}	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁 1 個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日	B. 主蒸気逃がし弁 2 個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が 1 個以下になるように復旧する。	2 4 時間	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>(主蒸気逃がし弁) 第 65 条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主蒸気逃がし弁は、表 65-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>電気保修課長</u>は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 65-2 の措置を講じる。</p> <p>表 65-1</p> <table border="1" data-bbox="566 537 638 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁^{*1}</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第 85 条（表 85-9）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 65-2</p> <table border="1" data-bbox="774 448 869 1601"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁 1 個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁 2 個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が 1 個以下になるように復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 ^{*1}	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁 1 個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日	B. 主蒸気逃がし弁 2 個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が 1 個以下になるように復旧する。	2 4 時間	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>理由</p>
項目	運転上の制限																																	
主蒸気逃がし弁 ^{*1}	手動での開弁ができること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 主蒸気逃がし弁 1 個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日																																
B. 主蒸気逃がし弁 2 個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が 1 個以下になるように復旧する。	2 4 時間																																
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	1 2 時間 3 6 時間																																
項目	運転上の制限																																	
主蒸気逃がし弁 ^{*1}	手動での開弁ができること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 主蒸気逃がし弁 1 個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日																																
B. 主蒸気逃がし弁 2 個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が 1 個以下になるように復旧する。	2 4 時間																																
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	1 2 時間 3 6 時間																																

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 7 1 条 モード1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表 7 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 7 1 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動動作ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1 ヶ月に1回、2 台の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{*1}。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 1 - 3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 7 1 条 モード1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表 7 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 7 1 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動動作ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1 ヶ月に1回、2 台の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{*1}。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 1 - 3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>								
<p>表 7 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{*2}</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第 8 5 - 1 7 の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{*2}	2 系統が動作可能であること	<p>表 7 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{*2}</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第 8 5 - 1 7 の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{*2}	2 系統が動作可能であること	
項目	運転上の制限									
中央制御室非常用循環系 ^{*2}	2 系統が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
中央制御室非常用循環系 ^{*2}	2 系統が動作可能であること									
<p>表 7 1 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	中央制御室非常用循環フィルタ	95 % 以上	<p>表 7 1 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	中央制御室非常用循環フィルタ	95 % 以上	
項目	よう素除去効率（総合除去効率）									
中央制御室非常用循環フィルタ	95 % 以上									
項目	よう素除去効率（総合除去効率）									
中央制御室非常用循環フィルタ	95 % 以上									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																													
表 71-3																																	
<p>表 71-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ビットでの照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ビットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ビットでの照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ビットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	<p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>変更なし</p>
条 件	要求される措置	完了時間																															
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	30日																															
B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																															
C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																															
D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ビットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに																															
条 件	要求される措置	完了時間																															
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	30日																															
B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																															
C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																															
D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ビットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに																															

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由												
<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第 7 2 条 モード 1、2、3 および 4 において、安全補機室空気浄化系は、表 7 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉保修課長</u>は、定期事業者検査時に、補助建屋よう素除去排気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 7 2 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、補助建屋よう素除去排気ファンが模擬信号により起動することを確認すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、補助建屋よう素除去排気ファンを起動させ、異音がないことを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 ヶ月に 1 回、2 台の補助建屋よう素除去排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、安全補機室空気浄化系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第 7 2 条 モード 1、2、3 および 4 において、安全補機室空気浄化系は、表 7 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修課長</u>は、定期事業者検査時に、補助建屋よう素除去排気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 7 2 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、補助建屋よう素除去排気ファンが模擬信号により起動することを確認すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、補助建屋よう素除去排気ファンを起動させ、異音がないことを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 ヶ月に 1 回、2 台の補助建屋よう素除去排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、安全補機室空気浄化系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>理由</p>												
<p>表 7 2 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2 系統が動作可能であること	<p>表 7 2 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2 系統が動作可能であること					
項目	運転上の制限													
安全補機室空気浄化系	2 系統が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
安全補機室空気浄化系	2 系統が動作可能であること													
<p>表 7 2 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助建屋よう素除去排気フィルタ</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	補助建屋よう素除去排気フィルタ	95 % 以上	<p>表 7 2 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助建屋よう素除去排気フィルタ</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	補助建屋よう素除去排気フィルタ	95 % 以上					
項目	よう素除去効率（総合除去効率）													
補助建屋よう素除去排気フィルタ	95 % 以上													
項目	よう素除去効率（総合除去効率）													
補助建屋よう素除去排気フィルタ	95 % 以上													
<p>表 7 2 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 安全補機室空気浄化系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 安全補機室空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	<p>表 7 2 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 安全補機室空気浄化系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 安全補機室空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	
条件	要求される措置	完了時間												
A. 安全補機室空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 安全補機室空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回												

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
B. 安全補機室空気浄化系の全ての系統が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B. 2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	B. 1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B. 2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	7 2 時間 2 4 時間 その後の 1 日に 1 回	変更なし
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および C. 2 当直課長は、モード 5 にする。	C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および C. 2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 85 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 85-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをすするため設備 (3) 炉心注水をすため設備 (4) 1 次冷却系の減圧をすため設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をすため設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をすため設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) をすため設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) をすため設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止すため設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止す等のため設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のため設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制すため設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長 (総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)) を除く。また、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く) は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 3. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く) は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 85-2 から表 85-21 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課 (室) 長へ通知する。通知を受けた関係各課 (室) 長は、同表に定める措置を講じる。 	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 85 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 85-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをすため設備 (3) 炉心注水をすため設備 (4) 1 次冷却系の減圧をすため設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をすため設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をすため設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) をすため設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) をすため設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止すため設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止す等のため設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のため設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制すため設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長 (総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)) を除く。また、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く) は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 3. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く) は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 85-2 から表 85-21 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課 (室) 長へ通知する。通知を受けた関係各課 (室) 長は、同表に定める措置を講じる。 	<p>組織改正に伴う変更 (土木建築工事グループの廃止)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由								
表85-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td> (1) 表85-2、表85-12^{※1}、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-15^{※2}、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める^{※3} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：85-12-3が該当 ※2：表85-3から表85-15のうち、表85-12については、85-12-1、85-12-2および85-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-12 ^{※1} 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-15 ^{※2} 、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める ^{※3}	表85-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td> (1) 表85-2、表85-12^{※1}、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-15^{※2}、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める^{※3} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：85-12-3が該当 ※2：表85-3から表85-15のうち、表85-12については、85-12-1、85-12-2および85-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-12 ^{※1} 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-15 ^{※2} 、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める ^{※3}	変更なし
項目	運転上の制限											
第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-12 ^{※1} 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-15 ^{※2} 、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める ^{※3}											
項目	運転上の制限											
第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-12 ^{※1} 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-15 ^{※2} 、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める ^{※3}											

表 8 5 - 2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

8 5 - 2 - 1 原子炉出力抑制（自動）※1

機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1. A T W S 緩和設備									
a. A T W S 緩和設備論理回路	—	モード 1 および 2	1 系統	A. A T W S 緩和設備が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 計装係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	3 0 日			
b. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの 7 % 以上	モード 1 および 2	3 ※5	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 計装係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6 時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	3 0 日			

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。
 ※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。
 ※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気止弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。
 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
 ※5：A T W S 緩和設備に使用するチャンネルに限る。

変更前

表 8 5 - 2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

8 5 - 2 - 1 原子炉出力抑制（自動）※1

機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1. A T W S 緩和設備									
a. A T W S 緩和設備論理回路	—	モード 1 および 2	1 系統	A. A T W S 緩和設備が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 電気係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	3 0 日			
b. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの 7 % 以上	モード 1 および 2	3 ※5	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 電気係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6 時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	3 0 日			

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。
 ※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。
 ※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気止弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。
 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
 ※5：A T W S 緩和設備に使用するチャンネルに限る。

変更後

理由 組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

理由

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 8 5 - 3	1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備	表 8 5 - 3	1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備	
8 5 - 3 - 1	1 次冷却系のフィードアンドブリード	8 5 - 3 - 1	1 次冷却系のフィードアンドブリード	
(1) 運転上の制限				
項目		運転上の制限		
1 次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系 ^{※1}		(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること ^{※2} (2) 加圧器逃がし弁 2 台による 1 次冷却系統の減圧系が動作可能であること		
適用モード		設備		所要数
モード 1、2、3 および 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)		充てん/高圧注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク		2 台 2 台 ※3
※1：高圧注入系および加圧器逃がし弁による 1 次冷却系の減圧系をいう。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※3：「8 5 - 1 4 - 2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード 1、2 および 3 において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時 1 ヶ月に 1 回	発電室長 当直課長 当直課長	
加圧器逃がし弁	モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※4} 。 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。	1 ヶ月に 1 回 定期事業者検査時	当直課長 電気係修課長	
※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				
組織改正に伴う変更（原子力発電所の関係係組織の統合）				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2および3	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	表52-3 A.2の初回確認完了後4時間	モード 1、2および3	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	表52-3 A.2の初回確認完了後4時間	変更なし
		A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日			A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日	
		B. 加圧器迷がし弁1台が動作不能である場合	表45-3 B.1の確認完了後4時間			B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	表45-3 B.1の確認完了後4時間	
モード 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 36時間	モード 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 36時間	変更なし
		A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	4時間			A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	4時間	
		A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日			A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日	
モード 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	B. 加圧器迷がし弁1台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	4時間	モード 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	B. 加圧器迷がし弁1台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	4時間	変更なし
		B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	72時間			B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	72時間	
		B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	4時間			B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ⁵ が動作可能であることを確認する。および	4時間	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>C.1 当直課長は、モード5にする。</p> <p>20時間</p>	<p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>C.1 当直課長は、モード5にする。</p> <p>20時間</p>	<p>※5：残りの電動補助給水ポンプ1台、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※5：残りの電動補助給水ポンプ1台、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由	
85-4-3	代替炉心注水 - C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 -	85-4-3	代替炉心注水 - C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 -	変更なし	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
充てん系	C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による充てん系が動作可能であること※1	充てん系	C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による充てん系が動作可能であること※1		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
	C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却)		C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却)	1 台	
	燃料取替用水タンク		燃料取替用水タンク	※2	
	復水タンク		復水タンク	※3	
	空冷式非常用発電装置		空冷式非常用発電装置	※4	
	燃料油貯蔵タンク		燃料油貯蔵タンク	※5	
	可搬式オイルポンプ		可搬式オイルポンプ	※5	
	タンクローリー		タンクローリー	※5	
	燃料油移送ポンプ		燃料油移送ポンプ	※5	
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること をいう。					
※2：「85-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。					
※3：「85-14-3 復水タンク（燃料取替用水タンク補給系を含む）」において運転上の制限を定める。					
※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。					
※5：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
C 充てん/高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない充てん系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	C 充てん/高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない充てん系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
モード	要求される措置	モード	要求される措置	
モード4、5および6において、ポンプが 手動起動可能であることを確認する※6。	モード4、5および6において、ポンプが 手動起動可能であることを確認する※6。	モード4、5および6において、ポンプが 手動起動可能であることを確認する※6。	モード4、5および6において、ポンプが 手動起動可能であることを確認する※6。	※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
モード5 および6	A. C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	
モード1、2、3および4	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
モード5 および6	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系2系統をい い、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可 能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と 同様な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補 完措置が完了していることを含む。</p>	<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系2系統をい い、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可 能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と 同様な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補 完措置が完了していることを含む。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-4-4	代替炉心注水 ー A、B内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水ー	85-4-4	代替炉心注水 ー A、B内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水ー	変更なし
(1) 運転上の制限				
項目		運転上の制限		
代替炉心注水系		A、B内部スプレポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1		
適用モード		設備		
モード1、2、3、4、5および6		A、B内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク		
		所要数 2台 ※2		
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※2：「85-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
A、B内部スプレポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	
	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モードA、1、2、3および4	A、B内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	表58-3 A.2の初回確認完了後4時間	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>による代替炉心注水系が動作不能である場合</p> <p>および A. 2 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}。 および A. 3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>モード 5 および 6</p>	<p>および A. 2 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}。 および A. 3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 5 にする。</p> <p>A. 1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A. 3 当直課長は、モード 5（1 次冷却系非満水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A. 4 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}措置を開始する。</p> <p>モード 5 および 6</p>	<p>による代替炉心注水系が動作不能である場合</p> <p>および A. 2 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}。 および A. 3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 5 にする。</p> <p>A. 1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A. 3 当直課長は、モード 5（1 次冷却系非満水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A. 4 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}措置を開始する。</p> <p>モード 5 および 6</p>	<p>7 2 時間</p> <p>3 0 日</p> <p>1 2 時間</p> <p>5 6 時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※4：残りの余熱除去ポンプ 1 台および充てん/高圧注入ポンプ 2 台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由	
85-4-5 代替炉心注水	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	85-4-5 代替炉心注水	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること	代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること		
通用モード	設備	設備	所要数		
	可搬式代替低圧注水ポンプ		1台×2		
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）		1台×2		
	送水車		1台×2		
モード1、2、3、4、5	燃料油貯蔵タンク		※1		
および6	タンクローリー		※1		
	燃料油移送ポンプ		※1		
	軽油用ドラム缶		※2		
※1：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	機械 保修課長
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械 保修課長
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長
	モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	機械 保修課長
※1：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）					

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
を確認する。		を確認する。		
モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
タービン保修課長	タービン保修課長	タービン保修課長	タービン保修課長	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} とともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。 および A.3 電気保修課長およびタービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	機械保修課長
	B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} とともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。 および B.3 電気保修課長およびタービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	72時間	
			30日	
			12時間	
			56時間	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由												
<p>85-4-6 代替再循環</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="287 112 335 224">項目</th> <th data-bbox="287 224 335 1232">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="335 112 383 224">代替再循環系</td> <td data-bbox="335 224 383 1232"> (1) A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能であること※1 (2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作可能であること※1 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 112 430 224">通用モード</td> <td data-bbox="383 224 430 1232"> 設備 A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 2台 A内部スプレクーラ 1基 A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側） 1台 格納容器再循環サンプ 2基※2 格納容器再循環サンプスクリーン 2基※2 B余熱除去ポンプ（海水冷却） 1台 B充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却） 1台 大容量ポンプ ※3 空冷式非常用発電装置 ※4 燃料油貯蔵タンク ※5 可搬式オイルポンプ ※5 タンクローリー ※5 燃料油移送ポンプ ※5 </td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5 および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いる再循環用1基。 ※3：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	代替再循環系	(1) A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能であること※1 (2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作可能であること※1	通用モード	設備 A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 2台 A内部スプレクーラ 1基 A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側） 1台 格納容器再循環サンプ 2基※2 格納容器再循環サンプスクリーン 2基※2 B余熱除去ポンプ（海水冷却） 1台 B充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却） 1台 大容量ポンプ ※3 空冷式非常用発電装置 ※4 燃料油貯蔵タンク ※5 可搬式オイルポンプ ※5 タンクローリー ※5 燃料油移送ポンプ ※5	<p>85-4-6 代替再循環</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="287 1232 335 1344">項目</th> <th data-bbox="287 1344 335 2105">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="335 1232 383 1344">代替再循環系</td> <td data-bbox="335 1344 383 2105"> (1) A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能であること※1 (2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作可能であること※1 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1232 430 1344">通用モード</td> <td data-bbox="383 1344 430 2105"> 設備 A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 2台 A内部スプレクーラ 1基 A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側） 1台 格納容器再循環サンプ 2基※2 格納容器再循環サンプスクリーン 2基※2 B余熱除去ポンプ（海水冷却） 1台 B充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却） 1台 大容量ポンプ ※3 空冷式非常用発電装置 ※4 燃料油貯蔵タンク ※5 可搬式オイルポンプ ※5 タンクローリー ※5 燃料油移送ポンプ ※5 </td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5 および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いる再循環用1基。 ※3：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	代替再循環系	(1) A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能であること※1 (2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作可能であること※1	通用モード	設備 A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 2台 A内部スプレクーラ 1基 A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側） 1台 格納容器再循環サンプ 2基※2 格納容器再循環サンプスクリーン 2基※2 B余熱除去ポンプ（海水冷却） 1台 B充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却） 1台 大容量ポンプ ※3 空冷式非常用発電装置 ※4 燃料油貯蔵タンク ※5 可搬式オイルポンプ ※5 タンクローリー ※5 燃料油移送ポンプ ※5	<p>変更なし</p>
項目	運転上の制限													
代替再循環系	(1) A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能であること※1 (2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作可能であること※1													
通用モード	設備 A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 2台 A内部スプレクーラ 1基 A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側） 1台 格納容器再循環サンプ 2基※2 格納容器再循環サンプスクリーン 2基※2 B余熱除去ポンプ（海水冷却） 1台 B充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却） 1台 大容量ポンプ ※3 空冷式非常用発電装置 ※4 燃料油貯蔵タンク ※5 可搬式オイルポンプ ※5 タンクローリー ※5 燃料油移送ポンプ ※5													
項目	運転上の制限													
代替再循環系	(1) A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能であること※1 (2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作可能であること※1													
通用モード	設備 A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 2台 A内部スプレクーラ 1基 A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側） 1台 格納容器再循環サンプ 2基※2 格納容器再循環サンプスクリーン 2基※2 B余熱除去ポンプ（海水冷却） 1台 B充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却） 1台 大容量ポンプ ※3 空冷式非常用発電装置 ※4 燃料油貯蔵タンク ※5 可搬式オイルポンプ ※5 タンクローリー ※5 燃料油移送ポンプ ※5													

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	項目	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	
A、B内部スプレポンプ、A内部スプレクーラ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長	A、B内部スプレポンプ、A内部スプレクーラ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長	
A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サブ側）	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サブ側）が開弁できることを確認する。	1ヶ月に1回 定期事業者検査時	当直課長 原子炉 保修課長	A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サブ側）	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サブ側）が開弁できることを確認する。	1ヶ月に1回 定期事業者検査時	当直課長 機械 保修課長	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
格納容器再循環サブ、格納容器再循環サブスクリーン	格納容器再循環サブが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 保修課長	格納容器再循環サブ、格納容器再循環サブスクリーン	格納容器再循環サブが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期事業者検査時	機械 保修課長	
日余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□□m以上、容量が□□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時	当直課長 発電室長 当直課長	日余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□□m以上、容量が□□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	
(2) 確認事項（続き）								
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
B 充てん／高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	定期事業者検査時 定期事業者検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	定期事業者検査時 定期事業者検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長	当直課長 発電室長 当直課長	
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。								
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. A、B内部スプレポンプ（RH RS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作不能である場合 B. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）およびによる高圧代替再循環系、ならびにB余熱除去ポンプ（海水冷却）	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長、原子炉保課長およびタービン保課長は、当該系統と同等の機能を有する設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。	表58-3 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	モード1、2、3および4	A. A、B内部スプレポンプ（RH RS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作不能である場合 B. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）およびによる高圧代替再循環系、ならびにB余熱除去ポンプ（海水冷却）	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長および機械保課長は、当該系統と同等の機能を有する設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。	表58-3 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	当直課長 発電室長 当直課長
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。								
組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統廃合）								

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作不能である場合は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピライ水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 A.4 当直課長、原子炉保修課長およびタービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 措置を開始する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピライ水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 A.4 当直課長、原子炉保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 措置を開始する。	30日 12時間 56時間	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
モード5 および6	A. A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作不能である場合は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピライ水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 A.4 当直課長、原子炉保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 措置を開始する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピライ水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 A.4 当直課長、原子炉保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 措置を開始する。	30日 12時間 56時間	
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作不能である場合は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピライ水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 B 余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、ならびにB余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピライ水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 A.4 当直課長および機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	

※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等によ

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>り動作可能であることを確認する。 ※9：C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>り動作可能であることを確認する。 ※9：C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由	
表 8 5 - 5 1 次冷却系の減圧をするための設備		表 8 5 - 5 1 次冷却系の減圧をするための設備			
8 5 - 5 - 1 1 加圧器逃がし弁による減圧 (1) 運転上の制限		8 5 - 5 - 1 加圧器逃がし弁による減圧 (1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
窒素ポンベ、可搬式空気圧縮機 および可搬型バッテリーを使用し た加圧器逃がし弁による 1 次冷 却系の減圧系	(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）または可搬式空 気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器 逃がし弁による 1 次冷却系の減圧系が動作可能であ ること (2) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧 器逃がし弁による 1 次冷却系の減圧系が動作可能で あること	窒素ポンベ、可搬式空気圧縮機 および可搬型バッテリーを使用し た加圧器逃がし弁による 1 次冷 却系の減圧系	(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）または可搬式空 気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器 逃がし弁による 1 次冷却系の減圧系が動作可能であ ること (2) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧 器逃がし弁による 1 次冷却系の減圧系が動作可能で あること		
適用モード	設 備	設 備	設 備	所要数	
モード 1、2 および 3	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）	4 本 ^{※1}	
	可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動 用）	可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動 用）	可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動 用）	2 台 ^{※2}	
	可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	1 個	
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	※3	
	可搬式整流器	可搬式整流器	可搬式整流器	※4	
	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	※5	
	可搬式オイルポンプ	可搬式オイルポンプ	可搬式オイルポンプ	※5	
	タンクローリー	タンクローリー	タンクローリー	※5	
	燃料油移送ポンプ	燃料油移送ポンプ	燃料油移送ポンプ	※5	
	<p>※1：1セット4本（A系統3本、B系統1本）。</p> <p>※2：1セット2台（A系統1台、B系統1台）。</p> <p>※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-4 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料 油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>		<p>※1：1セット4本（A系統3本、B系統1本）。</p> <p>※2：1セット2台（A系統1台、B系統1台）。</p> <p>※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-4 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料 油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>		
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻 度	担 当
窒素ポンベ(加圧器逃 がし弁作動用)	モード1、2および3において、ポン ベ1次側圧力により使用可能である ことを確認する。	窒素ポンベ(加圧器逃 がし弁作動用)	モード1、2および3において、ポン ベ1次側圧力により使用可能である ことを確認する。	3ヶ月に1 回	電気保修課長
可搬式空気圧縮機(加 圧器逃がし弁作動用)	モード1、2および3において、可搬 式空気圧縮機が使用可能であること	可搬式空気圧縮機(加 圧器逃がし弁作動用)	モード1、2および3において、可搬 式空気圧縮機が使用可能であること	3ヶ月に1 回	電気保修課長
					組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	
電気保修課長	3ヶ月に1回	電気保修課長	3ヶ月に1回	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2および3	A. 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)および可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁用)を使用し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B. 可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A.2 計装保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A.3 計装保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.2 電気保修課長は、当該システムと同等の機能を有する重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 B.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード4にする。	4時間 7.2時間 10日 4時間 7.2時間 30日 1.2時間 3.6時間	
<p>※6：残りのディーゼル発電機1基および非常用直流電源をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等。</p>				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>※8：可搬式整流器による電源系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※8：可搬式整流器による電源系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 8 5 - 6	原子炉格納容器スプレイ等をするための設備	表 8 5 - 6	原子炉格納容器スプレイ等をするための設備	変更なし
8 5 - 6 - 1	原子炉格納容器スプレイ	8 5 - 6 - 1	原子炉格納容器スプレイ	
(1) 運転上の制限				
項目		運転上の制限		
原子炉格納容器スプレイ系		原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系統以上が動作可能であること ^{※2}		
適用モード		設備		所要数
モード1、2、3、4、5および6		内部スプレポンプ 燃料取替用水タンク		2台 ^{※3} ※4
<p>※1：よう素除去薬品タンクを除く。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※3：AおよびBまたはCおよびD内部スプレポンプのうち、いずれか2台。 ※4：「85-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p>				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
内部スプレポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	
	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および 4	A. 原子炉格納容器スプレイスの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長およびタービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ他の重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 1 2 時間 5 6 時間	モード 1、2、3 および 4	A. 原子炉格納容器スプレイスの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長および機械保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ他の重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 1 2 時間 5 6 時間	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
モード 5 および 6	A. 原子炉格納容器スプレイスの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行って いる場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1 次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長およびタービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 5 6 時間	モード 5 および 6	A. 原子炉格納容器スプレイスの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行って いる場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1 次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長および機械保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 5 6 時間	

※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスおよび原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水系をいう。
 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補充措置が完了していることを含む。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-6-2	代替原子炉格納容器スプレイ ー恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー (中略)	85-6-2	代替原子炉格納容器スプレイ ー恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー (中略)	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間	
モード5	B. 条件Aの措置を完了した後に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5および6	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能	速やかに 速やかに 速やかに	
モード6	B. 条件Aの措置を完了した後に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5および6	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該システムと同等な機能を	速やかに 速やかに 速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
モード6	B. 条件Aの措置を完了した後に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5および6	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該システムと同等な機能を	速やかに 速やかに 速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
	能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※11措置を開始する。		持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であること※11措置を開始する。	発電所の保修関係組織の統合)
<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、内部スプレポンプ4台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補充措置が完了していることを含む。</p> <p>※11：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、内部スプレポンプ4台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補充措置が完了していることを含む。</p> <p>※11：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>			

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 8 5 - 7	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備	表 8 5 - 7	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備	
8 5 - 7 - 1	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却	8 5 - 7 - 1	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却	
(1) 運転上の制限				
項目		運転上の制限		
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1		
適用モード		設備		
		A格納容器循環冷却暖房ユニット	所要数	1基
		1次系冷却水ポンプ		2台※2
		1次系冷却水クーラ		2基※3
モード1、2、3、4、5		1次系冷却水タンク		1基
および6		窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用）		1本
		海水ポンプ		2台※4
		可搬型温度計測装置（格納容器循環冷却暖房ユニット）		※5
		入口温度／出口温度（SA）用		
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。				
※2：A、B、C、D 1次系冷却水ポンプのうち、いずれか2台。				
※3：A、B、C 1次系冷却水クーラのうち、いずれか2基。				
※4：A、B、C、D 海水ポンプのうち、いずれか2台。				
※5：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当者	
A格納容器循環冷却暖房ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	機械 保修課長	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
1次系冷却水ポンプおよび1次系冷却水クーラ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは1次系冷却水クーラの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前			変更後			理由	
1次系冷却水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回		当直課長
窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械 保修課長	
(2) 確認事項（続き）							
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当
海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは1次系冷却水クーラーの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは1次系冷却水クーラーの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長
(以下略)							
(以下略)							

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由	
85-7-2	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	85-7-2	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	大容量ポンプ A格納容器循環冷却ユニット 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷却暖房ユニット入口温度/出口温度(SA)用) B余熱除去ポンプ（海水冷却） B充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却） 空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6	大容量ポンプ A格納容器循環冷却ユニット 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 可搬型温度計測装置（格納容器循環冷却暖房ユニット入口温度/出口温度(SA)用) B余熱除去ポンプ（海水冷却） B充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却） 空冷式非常用発電装置	1台×2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※5 ※5 ※6	
※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管および原子炉補機冷却水管接続口までをいう。 ※2：「85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-4-6 代替再循環」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管および原子炉補機冷却水管接続口までをいう。 ※2：「85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-4-6 代替再循環」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長
				3ヶ月に1回	機械 保修課長
					組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統廃合）

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※8} を確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	モード1、2、3および4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、代替措置 ^{※8} を確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 機械保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	
モード5および6	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※8} を確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	モード5および6	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および B.2 機械保修課長は、代替措置 ^{※8} を確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 機械保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	
モード5および6	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5および6	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 機械保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 56時間 速やかに	

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由	
場合	および	場合	および		
場合	<p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キヤビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 <u>タービン保修課長</u>は、代替措置^{※8}を確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	場合	<p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キヤビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 <u>機械保修課長</u>は、代替措置^{※8}を確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
<p>※7：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>		<p>※7：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>			

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 8 5 - 9	蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をすするための設備	表 8 5 - 9	蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をすための設備	
8 5 - 9 - 1	蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）	8 5 - 9 - 1	蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）	
(1) 運転上の制限				
項目		項目		運転上の制限
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系		手動での開弁ができること（現場手動含む）		所要数
適用モード		設備		
モード 1、2、3 および 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）		主蒸気逃がし弁		3 個
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当者	
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査時	電氣 保修課長	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード A、1、2、3 および 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁 1 個以上が手動で開弁できない場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備*1 が動作可能であることを確認する。 A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード 3 にする。 B.2 当直課長は、モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	4 時間 7 2 時間 1 2 時間 3 6 時間	
*1：残りの余熱除去ポンプ 1 台、加圧器逃がし弁 2 台、ディーゼル発電機 2 基、非常用直流電源、原子炉補機冷却海水系 2 系統および原子炉補機冷却水系 2 系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 85-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備				
85-10-1 水素濃度低減 (中略)				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当者	
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	原子炉 保修課長 当直課長	
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装 保修課長 当直課長	
原子炉格納容器水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検 ^{※4} により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気 保修課長 当直課長	
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装 保修課長 当直課長	
※4：ループ室内、加圧器室内およびドーム部を除く。				
表 85-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備				
85-10-1 水素濃度低減 (中略)				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当者	
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	機械 保修課長 当直課長	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気 保修課長 当直課長	
原子炉格納容器水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検 ^{※4} により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気 保修課長 当直課長	
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気 保修課長 当直課長	
※4：ループ室内、加圧器室内およびドーム部を除く。				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由	
85-10-2 水素濃度監視		85-10-2 水素濃度監視			
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
	可搬型格納容器内水素濃度計測装置		可搬型格納容器内水素濃度計測装置	1個	
	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ		可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	1台	
	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置		可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	1台	
	格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器		格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器	1個	
	格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器		格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器	1個	
	大容量ポンプ		大容量ポンプ	※1	
	空冷式非常用発電装置		空冷式非常用発電装置	※2	
	燃料油貯蔵タンク		燃料油貯蔵タンク	※3	
	可搬式オイルポンプ		可搬式オイルポンプ	※3	
	タンクローリー		タンクローリー	※3	
	燃料油移送ポンプ		燃料油移送ポンプ	※3	
※1：「85-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却「において運転上の制限を定める。		※1：「85-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却「において運転上の制限を定める。			
※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。			
※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	機能の確認を行う。	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気 保修課長
	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	機械 保修課長
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械 保修課長
				組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
可搬型格納容器ガス 試料圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認すること モード1、2、3、4、5および6 において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3ヶ月に1回	原子炉 保修課長 <u>保修課長</u>	可搬型格納容器ガス 試料圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認すること モード1、2、3、4、5および6 において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3ヶ月に1回	機械 保修課長 <u>保修課長</u>	組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）
格納容器雰囲気ガス サンプリング冷却器、 格納容器雰囲気ガス サンプリング湿分分離器	装置を起動し、動作可能であることを確認すること モード1、2、3、4、5および6 において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	<u>原子炉</u> 保修課長 当直課長	格納容器雰囲気ガス サンプリング冷却器、 格納容器雰囲気ガス サンプリング湿分分離器	装置を起動し、動作可能であることを確認すること モード1、2、3、4、5および6 において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	<u>機械</u> 保修課長 当直課長	
(3) 要求される措置								
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、 2、3および 4	A. 可搬型格納容器内 水素濃度計測装 置等による水素 濃度監視系の全 てが動作不能で ある場合 および A.2 <u>計装保修課長</u> は、当該系統と同等 な機能を持つ重大事故等対処設備 ※6が動作可能であることを確認す る※7。 および A.3 <u>計装保修課長</u> および原子炉保修課 <u>長</u> は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポン プを起動し、動作可能であることを確 認する※4とともに、その他の 設備※5が動作可能であることを確 認する。 および A.2 <u>電気保修課長</u> は、当該系統と同等 な機能を持つ重大事故等対処設備 ※9が動作可能であることを確認す る※7。 および A.3 <u>電気保修課長</u> および機械保修課長 は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	4時間 7.2時間 30日	モード5 お よび6	A. 可搬型格納容器内 水素濃度計測装 置等による水素 濃度監視系の全 てが動作不能で ある場合 および B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成 できない場合 A. 可搬型格納容器内 水素濃度計測装 置等による水素 濃度監視系の全 てが動作不能で ある場合	A.1 <u>電気保修課長</u> および <u>機械保修課長</u> は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜き を行っている場合は、水抜きを中 止する。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
	<p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 <u>計装保修課長</u>は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7措置を開始する。</p> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。 ※7：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>		<p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 <u>電気保修課長</u>は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7措置を開始する。</p> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。 ※7：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																																																																																								
表 85-1-1	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備	表 85-1-1	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備																																																																																									
85-1-1-1	水素排出、放射性物質の濃度低減 (1) 運転上の制限	85-1-1-1	水素排出、放射性物質の濃度低減 (1) 運転上の制限																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Bアニュラス循環系が動作可能であること※¹</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度低減</td> <td>(2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること</td> <td></td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td></td> <td>Bアニュラス循環ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Bアニュラス循環フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>窒素ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>可搬式オイルポンプ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料油移送ポンプ</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	設備	所要数	水素排出	(1) Bアニュラス循環系が動作可能であること※ ¹		1台	放射性物質の濃度低減	(2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること		1基	適用モード		Bアニュラス循環ファン	1台			Bアニュラス循環フィルタユニット	1基			窒素ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）	1本	モード1、2、3、4、5および6		空冷式非常用発電装置	※2			燃料油貯蔵タンク	※3			可搬式オイルポンプ	※3			タンクローリー	※3			燃料油移送ポンプ	※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Bアニュラス循環系が動作可能であること※¹</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度低減</td> <td>(2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること</td> <td></td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td></td> <td>Bアニュラス循環ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Bアニュラス循環フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>窒素ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>可搬式オイルポンプ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料油移送ポンプ</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	設備	所要数	水素排出	(1) Bアニュラス循環系が動作可能であること※ ¹		1台	放射性物質の濃度低減	(2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること		1基	適用モード		Bアニュラス循環ファン	1台			Bアニュラス循環フィルタユニット	1基			窒素ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）	1本	モード1、2、3、4、5および6		空冷式非常用発電装置	※2			燃料油貯蔵タンク	※3			可搬式オイルポンプ	※3			タンクローリー	※3			燃料油移送ポンプ	※3	
項目	運転上の制限	設備	所要数																																																																																									
水素排出	(1) Bアニュラス循環系が動作可能であること※ ¹		1台																																																																																									
放射性物質の濃度低減	(2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること		1基																																																																																									
適用モード		Bアニュラス循環ファン	1台																																																																																									
		Bアニュラス循環フィルタユニット	1基																																																																																									
		窒素ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）	1本																																																																																									
モード1、2、3、4、5および6		空冷式非常用発電装置	※2																																																																																									
		燃料油貯蔵タンク	※3																																																																																									
		可搬式オイルポンプ	※3																																																																																									
		タンクローリー	※3																																																																																									
		燃料油移送ポンプ	※3																																																																																									
項目	運転上の制限	設備	所要数																																																																																									
水素排出	(1) Bアニュラス循環系が動作可能であること※ ¹		1台																																																																																									
放射性物質の濃度低減	(2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること		1基																																																																																									
適用モード		Bアニュラス循環ファン	1台																																																																																									
		Bアニュラス循環フィルタユニット	1基																																																																																									
		窒素ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）	1本																																																																																									
モード1、2、3、4、5および6		空冷式非常用発電装置	※2																																																																																									
		燃料油貯蔵タンク	※3																																																																																									
		可搬式オイルポンプ	※3																																																																																									
		タンクローリー	※3																																																																																									
		燃料油移送ポンプ	※3																																																																																									
<p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること をいう。</p> <p>※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>		<p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること をいう。</p> <p>※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>																																																																																										
(2) 確認事項		(2) 確認事項																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>Bアニュラス循環ファン</td> <td>モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※⁴。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>原子炉 <u>保修課長</u></td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（アニュラス循環ユニット</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td><u>原子炉</u> <u>保修課長</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当		ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	Bアニュラス循環ファン	モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。	1ヶ月に1回	当直課長		モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）	定期事業者検査時	原子炉 <u>保修課長</u>	窒素ポンベ（アニュラス循環ユニット	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可	3ヶ月に1回	<u>原子炉</u> <u>保修課長</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>Bアニュラス循環ファン</td> <td>モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※⁴。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>原子炉 <u>保修課長</u></td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（アニュラス循環ユニット</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td><u>原子炉</u> <u>保修課長</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当		ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	Bアニュラス循環ファン	モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。	1ヶ月に1回	当直課長		モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）	定期事業者検査時	原子炉 <u>保修課長</u>	窒素ポンベ（アニュラス循環ユニット	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可	3ヶ月に1回	<u>原子炉</u> <u>保修課長</u>	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）																																								
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																									
	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。	定期事業者検査時	発電室長																																																																																									
Bアニュラス循環ファン	モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																									
	モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																									
	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）	定期事業者検査時	原子炉 <u>保修課長</u>																																																																																									
窒素ポンベ（アニュラス循環ユニット	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可	3ヶ月に1回	<u>原子炉</u> <u>保修課長</u>																																																																																									
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																									
	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。	定期事業者検査時	発電室長																																																																																									
Bアニュラス循環ファン	モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																									
	モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																									
	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）	定期事業者検査時	原子炉 <u>保修課長</u>																																																																																									
窒素ポンベ（アニュラス循環ユニット	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可	3ヶ月に1回	<u>原子炉</u> <u>保修課長</u>																																																																																									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
系ダンパ動作(用)	能であることを確認する。	系ダンパ動作(用)	能であることを確認する。	
※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。				
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. Bエアニユラス循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する [※] 。4とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表60-3 A.2の初回確認完了後4時間	
	B. 代替空気(窒素)系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する [※] 。4とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 7 2時間 1 0日	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1 2時間 5 6時間	
モード5および6	A. Bエアニユラス循環系が動作不能である場合は、代替空気(窒素)系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満	速やかに 速やかに 速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
作不能である場合	水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>原子炉保修課長</u> は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	作不能である場合	水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>機械保修課長</u> は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	

※5：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※6：代替品の補充等。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 8 5 - 1 2	使用済燃料ピットの冷却等のための設備	表 8 5 - 1 2	使用済燃料ピットの冷却等のための設備	
8 5 - 1 2 - 1	海水から使用済燃料ピットへの注水	8 5 - 1 2 - 1	海水から使用済燃料ピットへの注水	
(1) 運転上の制限				
項目		運転上の制限		
海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系 2 系統が動作可能であること	海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系 2 系統が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	送水車	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	送水車	1 台 x 2
	軽油用ドラム缶		軽油用ドラム缶	※ 1
※ 1 : 「 8 5 - 1 2 - 4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	1 年に 1 回	<u>タービン</u> <u>必修課長</u>	組織改正に伴う変更（原子力発電所の関係関係組織の統合）
	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	<u>タービン</u> <u>必修課長</u>	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が 2 系統未満となった場合	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.0 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A. 2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
B.	動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B. 1	原子燃料課長は、A. 3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※。	速やかに
B.	動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B. 1	原子燃料課長は、A. 3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※。	速やかに

※2：代替品の補充等。
 ※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ		85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統 ^{*1} が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統 ^{*2} が動作可能であること	使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統 ^{*1} が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統 ^{*2} が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	送水車 スプレイヘッド 軽油用ドラム缶	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	送水車 スプレイヘッド 軽油用ドラム缶	
	所要数		所要数	
	1台 x 2 2個 ※3		1台 x 2 2個 ※3	
※1：1系統とは、屋外に配備する送水車1台 ※2：1系統とは、屋内に配備するスプレイヘッド2個（1セット1個、予備機1個を含む）。 ※3：「85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：1系統とは、屋外に配備する送水車1台 ※2：1系統とは、屋内に配備するスプレイヘッド2個（1セット1個、予備機1個を含む）。 ※3：「85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□ MPa以上、容量が□ m ³ /h以上であることを確認する。	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□ MPa以上、容量が□ m ³ /h以上であることを確認する。	機械 保修課長
スプレイヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。	スプレイヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。	機械 保修課長 原子燃料課長
	頻度		頻度	
	1年に1回		1年に1回	
	3ヶ月に1回		3ヶ月に1回	
	3ヶ月に1回		3ヶ月に1回	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	適用モード	条件	完了時間
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が2系統未満となった場合	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が2系統未満となった場合	速やかに
	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を		A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を	速やかに

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	変更なし
B. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合	速やかに	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに	
C. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋内に配備する設備が1系統未満となった場合	速やかに	C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m以上および水温が 65 °C以下であることを確認する。 および C.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに	

※4：代替品の補充等。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※4：代替品の補充等。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機 能	設 備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
85-12-3 使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットの監視	1個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m以上および水温が 65 °C以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）、使用済燃料ピット温度計（AM用）、使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む）、可搬型使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装保修課長
	使用済燃料ピット温度（AM用）	1個			A.2 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	可搬型使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装保修課長
	使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む）	1個			A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）および使用済燃料ピット温度計（AM用）が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	可搬型使用済燃料ピット水位	1個			A.4 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピットエリア監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2個					使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	計装保修課長
85-12-3 使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットの監視	1個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m以上および水温が 65 °C以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）、使用済燃料ピット温度計（AM用）、使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む）、可搬型使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	使用済燃料ピット温度（AM用）	1個			A.2 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	可搬型使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長
	使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む）	1個			A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）および使用済燃料ピット温度計（AM用）が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	可搬型使用済燃料ピット水位	1個			A.4 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピットエリア監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2個					使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	電気保修課長
理 由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）								

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備				
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
軽油用ドラム缶による燃料補給設備	6,180 リットル以上であること	軽油用ドラム缶による燃料補給設備	6,180 リットル以上であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	軽油用ドラム缶	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	軽油用ドラム缶	6,180 リットル
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度
軽油用ドラム缶	油量を確認する。	軽油用ドラム缶	油量を確認する。	1ヶ月に1回
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	適用モード	条件	要求される措置
モード1、2、3および4	A. 軽油用ドラム缶の油量が運転上の制限を満していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	モード1、2、3および4	A. 軽油用ドラム缶の油量が運転上の制限を満していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 <u>機械保修課長</u> は、軽油用ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 A.2 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{*1} を動作不能 ^{*2} とみなす。
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油用ドラム缶の油量が運転上の制限を満していない場合 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油用ドラム缶の油量が運転上の制限を満していない場合 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系	速やかに 速やかに 速やかに

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
	非満水)またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。		非満水)またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	変更なし
<p>※1：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、送水車をいう。</p> <p>※2：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>		<p>※1：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、送水車をいう。</p> <p>※2：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>		

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 8 5 - 1 3 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		表 8 5 - 1 3 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		
8 5 - 1 3 - 1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火		8 5 - 1 3 - 1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
原子炉格納容器、アニユラス部への放水	原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	原子炉格納容器、アニユラス部への放水	原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	大容量ポンプおよび放水砲による放水系 1 系統 ^{※1} が動作可能であること
航空機燃料火災への泡消火		航空機燃料火災への泡消火		
適用モード		適用モード		設備
大容量ポンプ（放水砲用）		大容量ポンプ（放水砲用）		所要数
放水砲		放水砲		2 台
泡混合器		泡混合器		2 台
燃料油貯蔵タンク		燃料油貯蔵タンク		1 台
タンクローリー		タンクローリー		※2
燃料油移送ポンプ		燃料油移送ポンプ		※2
モード 1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		モード 1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		※2
※1：1 系統とは、大容量ポンプ 2 台（予備機 1 台含む）、放水砲 2 台（予備機 1 台含む）および泡混合器 1 台。		※1：1 系統とは、大容量ポンプ 2 台（予備機 1 台含む）、放水砲 2 台（予備機 1 台含む）および泡混合器 1 台。		
※2：「8 5 - 1 5 - 6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※2：「8 5 - 1 5 - 6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度
大容量ポンプ（放水砲用）	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	大容量ポンプ（放水砲用）	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	1 年に 1 回
放水砲	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	放水砲	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回
				担当
				タービン 保修課長
組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）				

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および 4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、A および B または C および D のいずれか 2 台の内部スプレポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備 ^{※3} が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が EL 31.0 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 <u>タービン</u> 保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4 時間 7 2 時間 1 0 日	モード 1、2、3 および 4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、A および B または C および D のいずれか 2 台の内部スプレポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備 ^{※3} が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が EL 31.0 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 <u>機械保修課長</u> は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 <u>機械保修課長</u> は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4 時間 7 2 時間 1 0 日	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間		B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	
モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 <u>タービン</u> 保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード 5（1 次冷却系非満水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場合 1 次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 <u>機械保修課長</u> は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード 5（1 次冷却系非満水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場合 1 次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>機械保修課長</u> は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
	31.0 m以上および水温が 65 °C以下であることを確認する。		31.0 m以上および水温が 65 °C以下であることを確認する。	変更なし
<p>※3：残りの内部スプレポンプ2台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：代替品の補充等。</p>				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-13-2	海洋への拡散抑制	85-13-2	海洋への拡散抑制	
(1) 運転上の制限				
項目		運転上の制限		
海洋への拡散抑制		所要数が使用可能であること		
適用モード		設備		
モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス	2組※1	所要数	
※1：取水口側 高さ約 10 m／幅約 80 m（幅約 20 m／本を4本で1組として2組） 放水口側 高さ約 6 m／幅約 20 m（幅約 10 m／本を2本で1組として2組）				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械 保修課長	組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 所要数を満たしていない場合	A.1 当直課長は、AおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部スプレポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備※2が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する	4時間	
	B. 条件Aの措置を完了	B.1 当直課長は、モード3にする。	10日	
		B.2 当直課長は、モード3にする。	12時間	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
時間内に達成できない場合	B.2 当直課長は、モード5にする。	時間内に達成できない場合	B.2 当直課長は、モード5にする。	
モード5、および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>A. 所要数を満たしていない場合</p> <p>A.1 <u>タービン保修課長</u>は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）およびモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 <u>タービン保修課長</u>は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>モード5、および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>A. 所要数を満たしていない場合</p> <p>A.1 <u>機械保修課長</u>は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）およびモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 <u>機械保修課長</u>は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

※2：残りの内部スプレポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※3：代替品の補充等。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由	
表 85-1-4	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	表 85-1-4	重大事故等の収束に必要な水の供給設備		
85-1-4-1	海水を用いた復水タンクへの補給	85-1-4-1	海水を用いた復水タンクへの補給		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること	海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	送水車 軽油用ドラム缶	モード1、2、3、4、5および6	送水車 軽油用ドラム缶	1台×2 ※1	
※1：「85-1-2-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：「85-1-2-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	担当	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	機械 保修課長 機械 保修課長	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用モード	条件	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が 513 m ³ 以上であることを確認する。 A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を保持する重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 または A.2.2 機械保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施	4時間 10日 10日

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日	および A.3 機械保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
B. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が1系統未満である場合 および B.2.1.1 当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および B.2.1.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該システムの少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 または B.2.2.1 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.2.2.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該システムの少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間 30日 7.2時間	B. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が1系統未満である場合 および B.2.1.1 当直課長は、復水タンクの水量が513 m ³ 以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および B.2.1.2 機械保修課長は、動作不能となっている当該システムの少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 または B.2.2.1 機械保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.2.2.2 機械保修課長は、動作不能となっている当該システムの少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間 30日 7.2時間	
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 および C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 および C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード モード5 および6	要件 A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合 および A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	要件 A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合 および A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	完了時間 速やかに 速やかに	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
	<p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※2：1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系をいう。 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※4：代替品の補充等。</p>		<p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 機械保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※2：1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系をいう。 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※4：代替品の補充等。</p>	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-14-3 復水タンク（燃料取替用水タンク補給系を含む）				
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
復水タンク（有効水量） 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること	(1) 復水タンク（有効水量）が 513 m ³ 以上であること (2) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること	復水タンク（有効水量） 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系	(1) 復水タンク（有効水量）が 513 m ³ 以上であること (2) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要量
モード1、2、3、4、5 および6	復水タンク	モード1、2、3、4、5 および6	復水タンク	513 m ³
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
復水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。	1日に1回	当直課長	
復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検にて補給系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合 B. 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用不能の場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が 1,325 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。 B.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が 1,325 m ³ 以上であることを確認する。 および B.2 <u>機械保修課長</u> は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*1} が動作可能であることを確認する [*] 。	4時間 7時間 4時間	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由												
および B.3 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する。 30日	および B.3 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する。 30日	および C.1 当直課長は、モード3にする。 12時間 および C.2 当直課長は、モード5にする。 56時間	および C.1 当直課長は、モード3にする。 12時間 および C.2 当直課長は、モード5にする。 56時間													
<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード5 および6</td> <td> <p>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>および</p> <p>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> </td> <td> <p>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足させていない場合</p> <p>および</p> <p>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> </td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>B. 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用不能の場合</p> <p>および</p> <p>B.1 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※1}が動作可能であることを確認する^{※2}措置を開始する。</p> </td> <td> <p>B. 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用不能の場合</p> <p>および</p> <p>B.1 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.4 機械保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※1}が動作可能であることを確認する^{※2}措置を開始する。</p> </td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>					適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5 および6	<p>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>および</p> <p>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	<p>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足させていない場合</p> <p>および</p> <p>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	速やかに 速やかに 速やかに		<p>B. 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用不能の場合</p> <p>および</p> <p>B.1 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※1}が動作可能であることを確認する^{※2}措置を開始する。</p>	<p>B. 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用不能の場合</p> <p>および</p> <p>B.1 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.4 機械保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※1}が動作可能であることを確認する^{※2}措置を開始する。</p>	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに
適用モード	条件	要求される措置	完了時間													
モード5 および6	<p>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>および</p> <p>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	<p>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足させていない場合</p> <p>および</p> <p>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	速やかに 速やかに 速やかに													
	<p>B. 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用不能の場合</p> <p>および</p> <p>B.1 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※1}が動作可能であることを確認する^{※2}措置を開始する。</p>	<p>B. 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用不能の場合</p> <p>および</p> <p>B.1 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.4 機械保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※1}が動作可能であることを確認する^{※2}措置を開始する。</p>	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに													
<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>																

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>※1：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※2：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。</p>	<p>※1：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※2：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-15-6	燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリー および燃料油移送ポンプによる燃料補給設備	85-15-6	燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリー および燃料油移送ポンプによる燃料補給設備	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯蔵タンクの油量が360 m ³ ※1 以上あること (2) 可搬式オイルポンプの所要数及使用可能であること (3) タンクローリーの所要数及使用可能であること (4) 燃料油移送ポンプの所要数及使用可能であること	燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯蔵タンクの油量が360 m ³ ※1 以上あること (2) 可搬式オイルポンプの所要数及使用可能であること (3) タンクローリーの所要数及使用可能であること (4) 燃料油移送ポンプの所要数及使用可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ	
※1：燃料油貯蔵タンク2基分。 ※2：空冷式非常用発電装置の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 予備機1台含む。 ※3：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 予備機1台含む。		※1：燃料油貯蔵タンク2基分。 ※2：空冷式非常用発電装置の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 予備機1台含む。 ※3：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 予備機1台含む。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	当直課長
可搬式オイルポンプ	所要数及使用可能であることを確認する。	可搬式オイルポンプ	所要数及使用可能であることを確認する。	電気保修課長
タンクローリー	所要数及使用可能であることを確認する。	タンクローリー	所要数及使用可能であることを確認する。	機材 保修課長
燃料油移送ポンプ	所要数及使用可能であることを確認する。	燃料油移送ポンプ	所要数及使用可能であることを確認する。	機材 保修課長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	適用モード	条件	完了時間
			要求される措置	

組織改正に伴う変更（原子力
発電所の保修関係組織の統
台）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
モード 1、2、 3および 4	A. 燃料油貯蔵タンクの油 量が運転上の 制限を満足してい ない場合 B. 可搬式オイルボン プ、タンクローリ ーまたは燃料油移 送ポンプの所要数 を満足していない 場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油 量を制限値内に回復させる。 B.1 電気係修課長またはタービン係修課 長は、当該設備を使用可能な状態に復 旧する。 または B.2 電気係修課長またはタービン係修課 長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油 量を制限値内に回復させる。 B.1 電気係修課長または機械係修課長 は、当該設備を使用可能な状態に復 旧する。 または B.2 電気係修課長または機械係修課長 は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て実施する。	組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）
(3) 要求される措置（続き）				
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3および 4	C. 条件AまたはBの 措置を完了時間 内に達成できな い場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事 故等対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみな す。	速やかに	
モード 5、6お よび使用 済燃料ピ ットに燃 料体を貯 蔵してい る期間	A. 燃料油貯蔵タンク の油量が運転上 の制限を満足し ていない場合 B.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量 を制限値内に回復させる措置を開始 する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行 っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非 滴水）またはモード6（キャビティ低 水位）の場合、1次系保有水を回復す る措置を開始する。	速やかに	速やかに	
	B. 可搬式オイルボン プ、タンクローリ ーまたは燃料油 移送ポンプの所 要数を満足して いない場合	B.1 電気係修課長またはタービン係修課 長は、当該設備を使用可能な状態に復 旧する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行 っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
	<p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.4 電気保修課長またはタービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>		<p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B.4 電気保修課長または機械保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
<p>※4：代替品の補充等。</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。</p> <p>※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

表 85-16 計装設備													
85-16-1 計装設備													
分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項					
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
原子炉圧力容器内の温度	1次冷却材高温側広域温度	①主要パラメータの他ループ ②1次冷却材低温側広域温度	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長			
	1次冷却材低温側広域温度	①主要パラメータの他ループ ②1次冷却材高温側広域温度	1			A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	[炉内温度] ^{※4}	①1次冷却材高温側広域温度 ②1次冷却材低温側広域温度	1			A.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日						
原子炉圧力容器内の圧力	冷却材圧力（広域）	①主要パラメータの他チャンネル ②1次冷却材高温側広域温度 ③1次冷却材低温側広域温度	1	モード1、2、3および4	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長			
	[加圧器圧力] ^{※4}	①冷却材圧力（広域） ②原子炉水位	1			B.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
原子炉圧力容器内の水位	加圧器水位	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位	1	モード5および6	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長			
	原子炉水位	①加圧器水位	1			D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。				12時間 56時間		
	[RCSノズルセンタ水位] ^{※4}	①1次冷却材高温側広域温度 ②1次冷却材低温側広域温度	1			E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。				速やかに 速やかに		

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。
 ※4：[]は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

表 85-16 計装設備													
85-16-1 計装設備													
分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項					
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
原子炉圧力容器内の温度	1次冷却材高温側広域温度	①主要パラメータの他ループ ②1次冷却材低温側広域温度	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長			
	1次冷却材低温側広域温度	①主要パラメータの他ループ ②1次冷却材高温側広域温度	1			A.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	[炉内温度] ^{※4}	①1次冷却材高温側広域温度 ②1次冷却材低温側広域温度	1			A.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日						
原子炉圧力容器内の圧力	冷却材圧力（広域）	①主要パラメータの他チャンネル ②1次冷却材高温側広域温度 ③1次冷却材低温側広域温度	1	モード1、2、3および4	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長			
	[加圧器圧力] ^{※4}	①冷却材圧力（広域） ②原子炉水位	1			B.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
原子炉圧力容器内の水位	加圧器水位	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位	1	モード5および6	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長			
	原子炉水位	①加圧器水位	1			D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。				12時間 56時間		
	[RCSノズルセンタ水位] ^{※4}	①1次冷却材高温側広域温度 ②1次冷却材低温側広域温度	1			E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。				速やかに 速やかに		

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。
 ※4：[]は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

理由 組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
変更前	原子炉圧力容器への注水量	安全注入流量	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉水位 ④格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長	
		補助安全注入流量	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉水位 ④格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
		余熱除去クーラ出口流量	①主要パラメータの他ループ ②燃料取替用水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間				
		恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間				
		〔充てん流量〕 ^{*4}	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉水位	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに				
		〔アクムレータ圧力〕 ^{*4}	①冷却材圧力 (広域) ①1次冷却材低温側広域温度	1								
		〔アクムレータ水位 (広域)〕 ^{*4}	①冷却材圧力 (広域) ①1次冷却材低温側広域温度	1								
		〔内部スプレ系連絡消火水量積算〕 ^{*4}	①余熱除去クーラ出口流量 ②加圧器水位 ③原子炉水位	1								
変更後	原子炉圧力容器への注水量	安全注入流量	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉水位 ④格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長	
		補助安全注入流量	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉水位 ④格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
		余熱除去クーラ出口流量	①主要パラメータの他ループ ②燃料取替用水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間				
		恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間				
		〔充てん流量〕 ^{*4}	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉水位	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに				
		〔アクムレータ圧力〕 ^{*4}	①冷却材圧力 (広域) ①1次冷却材低温側広域温度	1								
		〔アクムレータ水位 (広域)〕 ^{*4}	①冷却材圧力 (広域) ①1次冷却材低温側広域温度	1								
		〔内部スプレ系連絡消火水量積算〕 ^{*4}	①余熱除去クーラ出口流量 ②加圧器水位 ③原子炉水位	1								
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）											

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項					
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
変更前	原子炉格納容器への注水量	格納容器スプレ流量積算	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長		
		恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		
		原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7 2時間					
		安全注入流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1 2時間 5 6時間					
		補助安全注入流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに					
		余熱除去クーラ出口流量	①主要パラメータの他ループ ②燃料取替用水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1									
		〔充てん流量〕 ^{※4}	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1									
		〔内部スプレクーラ出口流量〕 ^{※4}	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1									
変更後	原子炉格納容器への注水量	格納容器スプレ流量積算	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長		
		恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		
		原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7 2時間					
		安全注入流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1 2時間 5 6時間					
		補助安全注入流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに					
		余熱除去クーラ出口流量	①主要パラメータの他ループ ②燃料取替用水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1									
		〔充てん流量〕 ^{※4}	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1									
		〔内部スプレクーラ出口流量〕 ^{※4}	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1									
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）												

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項									
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当							
変更前	原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの他チャンネル	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長または電気係課長 ^{*6}						
		格納容器圧力 (広域)	②格納容器圧力 ③格納容器圧力 (広域)	1			A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日									
	原子炉格納容器内の圧力	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル	1			B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。				速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		
		格納容器圧力 (広域)	①格納容器内温度	1				B.2 計装係課長または電気係課長 ^{*5} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係課長または電気係課長 ^{*6} は、当該計器を動作可能な状態にする。				速やかに 30日					
	原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ水位 (狭域) ③原子炉下部キャピティ水位 ③原子炉格納容器水位 ④燃料取替用水タンク水位 ④復水タンク水位 ④格納容器スプレ流量積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ④原子炉下部キャピティ注水ポンプ出口流量積算	1				C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合				C.1 計装係課長または電気係課長 ^{*5} は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。				72時間	
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)					①格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1			D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間						
										格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	①格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1				E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	①格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1	※6： 原子炉下部キャピティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。														
				格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	①格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1											
原子炉格納容器内の圧力	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル					1	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合		B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長			
				格納容器圧力 (広域)	①格納容器内温度	1			B.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日							
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ水位 (狭域) ③原子炉下部キャピティ水位 ③原子炉格納容器水位 ④燃料取替用水タンク水位 ④復水タンク水位 ④格納容器スプレ流量積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ④原子炉下部キャピティ注水ポンプ出口流量積算		1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間										
			格納容器再循環サンプ水位 (狭域)			①格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1								D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間
																格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	①格納容器再循環サンプ水位 (広域)
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	①格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1	※6： 原子炉下部キャピティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。														
				格納容器再循環サンプ水位 (狭域)		①格納容器再循環サンプ水位 (広域)	1										
組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修関係組織の統合)																	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
変更前	原子炉下部キャビティ水位	①格納容器再循環サンプ水位(広域) ②燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ②格納容器スプレ流量積算 ②恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ②原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 および A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	検査課長または電気係修課長 ^{*6} 当直課長	
	原子炉格納容器水位	①燃料取替用水タンク水位 ①復水タンク水位 ①格納容器スプレ流量積算 ①恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ①原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 および B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに				
変更後	原子炉下部キャビティ水位	①格納容器再循環サンプ水位(広域) ②燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ②格納容器スプレ流量積算 ②恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ②原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 および A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	検査課長 当直課長	
	原子炉格納容器水位	①燃料取替用水タンク水位 ①復水タンク水位 ①格納容器スプレ流量積算 ①恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ①原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 および B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに				
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
変更前	原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	①主要パラメータの予備 ②静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 ②原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	可搬型格納容器内水素濃度計測装置の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係長
							A.2 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	可搬型格納容器内水素濃度計測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装係長
							A.3.1 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日			
							または A.3.2 計装係長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日			
							B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係長
							および B.2 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
							および B.3.1 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日			
							または B.3.2 計装係長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日			
							C.1 一つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	72時間	計装係長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。		
							D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 56時間	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。		
E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに 速やかに	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。									
※7： 代替品の補充等(可搬型格納容器内水素濃度計測装置に限る)。											
変更後	原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	①主要パラメータの予備 ②静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 ②原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	可搬型格納容器内水素濃度計測装置の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係長
							A.2 電気係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	可搬型格納容器内水素濃度計測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係長
							A.3.1 電気係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日			
							または A.3.2 電気係長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日			
							B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係長
							および B.2 電気係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
							および B.3.1 電気係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日			
							または B.3.2 電気係長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日			
							C.1 一つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	72時間	電気係長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。		
							D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 56時間	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。		
E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに 速やかに	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。									
※6： 代替品の補充等(可搬型格納容器内水素濃度計測装置に限る)。											
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）										
	組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）										

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
変更前 アンニラス内の水素濃度計測装置	可搬型アンニラス内水素濃度計測装置	①主要パラメータの予備	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3.1 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A.3.2 計装係課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長
					B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3.1 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B.3.2 計装係課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装係課長
					C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間			
					D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間			
					E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに			

※8： 代替品の補充等（可搬型アンニラス内水素濃度計測装置に限る）。

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
変更後 アンニラス内の水素濃度計測装置	可搬型アンニラス内水素濃度計測装置	①主要パラメータの予備	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3.1 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A.3.2 電気係課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長
					B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3.1 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B.3.2 電気係課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係課長
					C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間			
					D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間			
					E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに			

※7： 代替品の補充等（可搬型アンニラス内水素濃度計測装置に限る）。

理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保研関係組織の統合）
	組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項			
		主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
変更前	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長	
		格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
		〔格納容器じんあいモニタ〕 ^{*4}	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				
		〔格納容器ガスモニタ〕 ^{*4}	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
		〔格納容器入口エリアモニタ〕 ^{*4}	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに				
		〔炉内計装区域エリアモニタ〕 ^{*4}	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1								
変更後	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長	
		格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
		〔格納容器じんあいモニタ〕 ^{*4}	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				
		〔格納容器ガスモニタ〕 ^{*4}	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
		〔格納容器入口エリアモニタ〕 ^{*4}	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに				
		〔炉内計装区域エリアモニタ〕 ^{*4}	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1								
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）											

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
未臨界の維持または監視	出力領域中性子束	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域中性子束 ③1次冷却材高温側広域温度 ③1次冷却材低温側広域温度 ④ほう酸タンク水位	1	モード1および2	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装係課長 当直課長	
	中間領域中性子束	①主要パラメータの他チャンネル ②出力領域中性子束 ②中性子源領域中性子束 ^{※8} ③ほう酸タンク水位	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに				
	中性子源領域中性子束 ^{※8}	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間				
					D. モード1および2において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	1.2時間				
※9： P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとみなさない。											
未臨界の維持または監視	出力領域中性子束	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域中性子束 ③1次冷却材高温側広域温度 ③1次冷却材低温側広域温度 ④ほう酸タンク水位	1	モード1および2	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気係課長 当直課長	
	中間領域中性子束	①主要パラメータの他チャンネル ②出力領域中性子束 ②中性子源領域中性子束 ^{※8} ③ほう酸タンク水位	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに				
	中性子源領域中性子束 ^{※8}	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間				
					D. モード1および2において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	1.2時間				
※8： P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとみなさない。											
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）										
	組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）										

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
変更前 未臨界の維持または監視	〔中間領域起動率〕 ^{*4}	①中間領域中性子束	1	モード2、3、4、5および6	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係 課長
						および A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
変更後 未臨界の維持または監視	〔中間領域起動率〕 ^{*4}	①中間領域中性子束	1	モード2、3、4、5および6	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係 課長
						および A.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
最終ヒートシンクの確保	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器圧力（広域） ③格納容器内温度	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3.1 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A.3.2 計装係修課長は、代替措置 ^{※10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長 および 原子炉係修課長 ^{※2}
	1次系冷却水タンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）	1				速やかに			
	〔1次系冷却水タンク圧力〕 ^{※4}	①1次系冷却水タンク加圧ライン圧力	1				30日	動作不能でないことを指示値等により確認する。 ^{※11}	1ヶ月に1回	当直課長
	〔格納容器空調装置冷却水流量〕 ^{※4}	①格納容器内温度 ①格納容器圧力	1				30日			
	格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）	①主要パラメータの予備 ②格納容器内温度 ②格納容器圧力	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長および原子炉係修課長 ^{※12} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3.1 計装係修課長および原子炉係修課長 ^{※12} は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B.3.2 計装係修課長および原子炉係修課長 ^{※12} は、代替措置 ^{※10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに			
	主蒸気圧力	①主要パラメータの他チャンネルまたは他ループ ②1次冷却材低温側広域温度 ③1次冷却材高温側広域温度	1				速やかに	格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装係修課長
	蒸気発生器水位（狭域）	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位（広域） ③1次冷却材低温側広域温度 ③1次冷却材高温側広域温度	1				30日			
	蒸気発生器水位（広域）	①蒸気発生器水位（狭域） ②1次冷却材低温側広域温度 ②1次冷却材高温側広域温度	1				30日			
	補助給水流量	①復水タンク水位 ②蒸気発生器水位（広域） ③蒸気発生器水位（狭域）	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係修課長および原子炉係修課長 ^{※12} は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 および D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	72時間			
	〔主蒸気流量〕 ^{※4}	①主蒸気圧力 ②蒸気発生器水位（狭域） ②蒸気発生器水位（広域） ②補助給水流量	1				12時間 56時間			
最終ヒートシンクの確保	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器圧力（広域） ③格納容器内温度	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3.1 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A.3.2 電気係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
	1次系冷却水タンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）	1				速やかに			
	〔1次系冷却水タンク圧力〕 ^{※4}	①1次系冷却水タンク加圧ライン圧力	1				30日	動作不能でないことを指示値等により確認する。 ^{※10}	1ヶ月に1回	当直課長
	〔格納容器空調装置冷却水流量〕 ^{※4}	①格納容器内温度 ①格納容器圧力	1				30日			
	格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）	①主要パラメータの予備 ②格納容器内温度 ②格納容器圧力	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3.1 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B.3.2 電気係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに			
	主蒸気圧力	①主要パラメータの他チャンネルまたは他ループ ②1次冷却材低温側広域温度 ③1次冷却材高温側広域温度	1				速やかに	格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修課長
	蒸気発生器水位（狭域）	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位（広域） ③1次冷却材低温側広域温度 ③1次冷却材高温側広域温度	1				30日			
	蒸気発生器水位（広域）	①蒸気発生器水位（狭域） ②1次冷却材低温側広域温度 ②1次冷却材高温側広域温度	1				30日			
	補助給水流量	①復水タンク水位 ②蒸気発生器水位（広域） ③蒸気発生器水位（狭域）	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気係修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 および D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	72時間			
	〔主蒸気流量〕 ^{※4}	①主蒸気圧力 ②蒸気発生器水位（狭域） ②蒸気発生器水位（広域） ②補助給水流量	1				12時間 56時間			
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）									
	組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）									

※10： 代替品の補充等（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）および1次系冷却水タンク加圧ライン圧力の場合）。
 ※11： 格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）および1次系冷却水タンク加圧ライン圧力を除く。
 ※12： 1次系冷却水タンク加圧ライン圧力について実施する。

※9： 代替品の補充等（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）および1次系冷却水タンク加圧ライン圧力の場合）。
 ※10： 格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（SA）および1次系冷却水タンク加圧ライン圧力を除く。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項			
		主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
格納容器バイパスの監視	蒸気発生器水位（狭域）	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位（広域） ③主蒸気圧力 ④補助給水流量	①主要パラメータの他チャンネル	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長	
	主蒸気圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位（広域） ③補助給水流量	①主要パラメータの他チャンネル	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日		1ヶ月に1回	当直課長	
	冷却材圧力（広域）	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位（狭域） ③主蒸気圧力 ④格納容器再循環サンプ水位（広域） ⑤1次冷却材高温側広域温度 ⑥1次冷却材低温側広域温度	①主要パラメータの他チャンネル	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 計装係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに				
格納容器バイパスの監視	蒸気発生器水位（狭域）	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位（広域） ③主蒸気圧力 ④補助給水流量	①主要パラメータの他チャンネル	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係課長	
	主蒸気圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位（広域） ③補助給水流量	①主要パラメータの他チャンネル	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日		1ヶ月に1回	当直課長	
	冷却材圧力（広域）	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位（狭域） ③主蒸気圧力 ④格納容器再循環サンプ水位（広域） ⑤1次冷却材高温側広域温度 ⑥1次冷却材低温側広域温度	①主要パラメータの他チャンネル	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 電気係課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに				
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）											

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
変更前 格納容器バイパスの監視	〔復水器空気抽出器ガスモニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係修課長 および 原子炉係修課長 ^{※1} 3
	〔蒸気発生器ブローダウン水モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1				速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	〔高感度型主蒸気管モニタ〕 ⁴	①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1		B. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	B.1 計装係修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間			
	〔補助建屋排気筒ガスモニタ〕 ^{※4}	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位（広域） ①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1		C. モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間			
	〔補助建屋サンプ水位〕 ^{※4}	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位（広域） ①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1							
	〔余熱除去ポンプ出口圧力〕 ⁴	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位（広域） ①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1		D. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			
	〔加圧器逃がしタンク圧力〕 ⁴	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク水位〕 ⁴	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク温度〕 ⁴	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位	1							
	※1.3：補助建屋サンプ水位について実施する。									
変更後 格納容器バイパスの監視	〔復水器空気抽出器ガスモニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
	〔蒸気発生器ブローダウン水モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1				速やかに	動作不能でないことを指示値等により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	〔高感度型主蒸気管モニタ〕 ⁴	①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1		B. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	B.1 電気係修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間			
	〔補助建屋排気筒ガスモニタ〕 ^{※4}	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位（広域） ①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1		C. モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間			
	〔補助建屋サンプ水位〕 ^{※4}	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位（広域） ①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1							
	〔余熱除去ポンプ出口圧力〕 ⁴	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位（広域） ①蒸気発生器水位（狭域） ①主蒸気圧力	1		D. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			
	〔加圧器逃がしタンク圧力〕 ⁴	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク水位〕 ⁴	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク温度〕 ⁴	①冷却材圧力（広域） ①加圧器水位	1							
	理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）								

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
変更前	水源の確保	燃料取替用水タンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ水位(広域)	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 および A.2 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装係長 当直課長	
		復水タンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②補助給水流量 ③格納容器スプレ積算流量 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ⑤原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 および D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 計装係長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 および D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	72時間 12時間 56時間				
		ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他ループ ②出力領域中性子束 ③中間領域中性子束 ④中性子源領域中性子束 ^{※3}	1	モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに				
変更後	水源の確保	燃料取替用水タンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ水位(広域)	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 および A.2 電気係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気係長 当直課長	
		復水タンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②補助給水流量 ③格納容器スプレ積算流量 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ⑤原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 および D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 電気係長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 および D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	72時間 12時間 56時間				
		ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他ループ ②出力領域中性子束 ③中間領域中性子束 ④中性子源領域中性子束 ^{※3}	1	モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに				
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）											

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	85-16-2 可搬型計測器									
	設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置			確認事項			
可搬型計測器	40個	モード1、2、3 および4	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 計装係課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	機能の確認を行う。 動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	3ヶ月に1回	計装係課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間					
		モード5および6	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 計装係課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	56時間					
※1： 代替品の補充等。										
変更後	85-16-2 可搬型計測器									
	設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置			確認事項			
可搬型計測器	40個	モード1、2、3 および4	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 電気係課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気係課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	機能の確認を行う。 動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	3ヶ月に1回	電気係課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間					
		モード5および6	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 電気係課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 電気係課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	56時間					
※1： 代替品の補充等。										
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	85-16-3 記録			所要数・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
	設備	所要数・系統数	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	格納容器循環冷暖房ユニット入口温度/出口温度 (SA)	3個	モード1、2、3、4、5および6	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 計装係長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	機能の確認を行う。 動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3ヶ月に1回	計装係長 計装係長
	安全パラメータ表示システム (SPDS)	1系列	モード1、2、3、4、5および6	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 計装係長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	計装係長
	SPDS表示装置	1台							
※1： 代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。									
変更後	85-16-3 記録			所要数・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
	設備	所要数・系統数	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	格納容器循環冷暖房ユニット入口温度/出口温度 (SA)	3個	モード1、2、3、4、5および6	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 電気係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 電気係長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	機能の確認を行う。 動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3ヶ月に1回	電気係長 電気係長
	安全パラメータ表示システム (SPDS)	1系列	モード1、2、3、4、5および6	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 電気係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 電気係長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	電気係長
	SPDS表示装置	1台							
※1： 代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。									
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）								

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 85-17	中央制御室	表 85-17	中央制御室	変更なし
85-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	85-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	
(1) 運転上の制限				
項目		項目		運転上の制限
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備		中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備		(1) 中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (S A)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること
適用モード		適用モード		設備
中央制御室非常用循環ファン		中央制御室非常用循環ファン		1 台
制御建屋送気ファン		制御建屋送気ファン		1 台
制御建屋循環ファン		制御建屋循環ファン		1 台
中央制御室非常用循環フィルタユニット		中央制御室非常用循環フィルタユニット		1 基
可搬型照明 (S A)		可搬型照明 (S A)		6 個
酸素濃度計		酸素濃度計		1 個
二酸化炭素濃度計		二酸化炭素濃度計		1 個
空冷式非常用発電装置		空冷式非常用発電装置		※2
燃料油貯蔵タンク		燃料油貯蔵タンク		※3
可搬式オイルポンプ		可搬式オイルポンプ		※3
タンクローリー		タンクローリー		※3
燃料油移送ポンプ		燃料油移送ポンプ		※3
B アニュラス循環ファン		B アニュラス循環ファン		※4
B アニュラス循環フィルタユニット		B アニュラス循環フィルタユニット		※4
窒素ポンベ (アニュラス循環系ダンパ作動用)		窒素ポンベ (アニュラス循環系ダンパ作動用)		※4
モード 1、2、3、4、5 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード 1、2、3、4、5 および 6	モード 1、2、3、4、5 および 6	モード 1、2、3、4、5 および 6	
※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。				
※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。				
※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。				
※4：「85-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減」において運転上の制限を定める。				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前					変更後					理由
(2) 確認事項					(2) 確認事項					
項目	確認事項	頻度	担当		項目	確認事項	頻度	担当		
中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長		中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長		
制御建屋送気ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	1ヶ月に1回	当直課長		制御建屋送気ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	1ヶ月に1回	当直課長		
制御建屋循環ファン					制御建屋循環ファン					
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉保修課長		中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）	
可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長		可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長		
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
※5：運転中のファンについては、運転状態により確認する。 (3) 要求される措置										
適用モード	条件	要求される措置	完了時間		適用モード	条件	要求される措置	完了時間		
モード1、2、3および4	A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合 B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間		モード1、2、3および4	A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合 B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間		
			72時間					72時間		
			10日					10日		
			10日					10日		
			12時間					12時間		

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前			変更後			理由
モード5、6および使用済燃料ピットに燃焼した貯蔵している期間	<p>の措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>および C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合 および A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p>	5 6 時間	<p>の措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>および C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合 および A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p>	5 6 時間	変更なし	
<p>※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※8：代替品の補充等。</p>						

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表 85-18 監視測定設備											
	85-18-1 監視測定設備											
	機能	設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項				
条件					措置	完了時間	項目	頻度	担当			
変更前	放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	10個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能の確認を行う。	1年に1回	放射線管理課長		
		電離箱サーベイメータ	2個				速やかに	可搬式モニタリングポストがあることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
	可搬式放射線計測装置	可搬式ダストサンプラ	2個	電離箱サーベイメータの機能の確認を行う。		1年に1回	放射線管理課長					
		汚染サーベイメータ	2個			電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長				
		NaIシンチレーションサーベイメータ	2個				可搬式放射線計測装置の機能の確認を行う。	1年に1回	放射線管理課長			
		ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個					可搬式放射線計測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
		β線サーベイメータ	1個			小型船舶が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		放射線管理課長			
	小型船舶	1台										
	^{※1} ：設備毎に個別の条件が適用される。 ^{※2} ：代替品の補充等。											
	変更後	表 85-18 監視測定設備										
85-18-1 監視測定設備												
機能		設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項				
	条件				措置	完了時間	項目	頻度	担当			
変更後	放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	10個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能の確認を行う。	1年に1回	放射線管理課長		
		電離箱サーベイメータ	2個				速やかに	可搬式モニタリングポストがあることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
	可搬式放射線計測装置	可搬式ダストサンプラ	2個	電離箱サーベイメータの機能の確認を行う。		1年に1回	放射線管理課長					
		汚染サーベイメータ	2個			電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長				
		NaIシンチレーションサーベイメータ	2個				可搬式放射線計測装置の機能の確認を行う。	1年に1回	放射線管理課長			
		ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個					可搬式放射線計測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
		β線サーベイメータ	1個			小型船舶が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		放射線管理課長			
	小型船舶	1台										
	^{※1} ：設備毎に個別の条件が適用される。 ^{※2} ：代替品の補充等。											
	理由	変更なし										

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

	項目	設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※1			確認事項		
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
変更前	風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 計装係長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	可搬型気象観測装置の機能の確認を行う。 可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	計装係長 計装係長
	電源確保	空冷式非常用発電装置	「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。							
		燃料油貯蔵タンク	「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。							
		可搬式オイルポンプ								
	燃料油移送ポンプ									
変更後	風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 電気係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 電気係長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	可搬型気象観測装置の機能の確認を行う。 可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	電気係長 電気係長
	電源確保	空冷式非常用発電装置	「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。							
		燃料油貯蔵タンク	「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。							
		可搬式オイルポンプ								
	燃料油移送ポンプ									
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-19-2	居住性の確保	85-19-2	居住性の確保	変更なし
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数及使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび可搬式モニタリングポストの所要数が動作可能であること	緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数及使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび可搬式モニタリングポストの所要数が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	1台 ^{※2} 1基 ^{※2} 360本 ^{※2} 1個 ^{※2} 1個 ^{※2}
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 可搬式モニタリングポスト	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 可搬式モニタリングポスト	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 可搬式モニタリングポスト	1個 ^{※2} 1個 ^{※2} ※3
※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基。 ※2：緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※3：「85-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。		※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基。 ※2：緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※3：「85-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。		

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械保修課 長	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットによる素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上および99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉 保修課長	緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットによる素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上および99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	1年に1回	機械保修課 長	
空気供給装置	空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	空気供給装置	空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械保修課 長	
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理 課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理 課長	
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理 課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理 課長	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	放射線管理 課長	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	放射線管理 課長	
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理 課長	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理 課長	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合 A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モード1、2、3および4	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合 A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）		
	B. 動作可能な緊急時対策所内可搬型モニタが1系統未満である場合 B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 原子炉保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		B. 動作可能な緊急時対策所内可搬型モニタが1系統未満である場合 B.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 機械保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日			
	C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合 C.1 原子炉保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または C.2 原子炉保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合 C.1 機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または C.2 機械保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日			
	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合 D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合 D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日			
	E. 条件B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		E. 条件B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置（続き）				(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモータまたは緊急時対策所外可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合 B. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合 C. 使用可能な空気が1系統未満である場合 D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）	速やかに	
		A.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			
		B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに			
		B.2 原子炉保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	B.2 機械保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			
モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモータまたは緊急時対策所外可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合 B. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合 C. 使用可能な空気が1系統未満である場合 D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）	速やかに	
		A.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			
		B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに			
		B.2 原子炉保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	B.2 機械保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			
モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモータまたは緊急時対策所外可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合 B. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合 C. 使用可能な空気が1系統未満である場合 D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）	速やかに	
		A.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A.2 放射線管理課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			
		B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに			
		B.2 原子炉保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	B.2 機械保修課長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			

※4：代替品の補充等。

※4：代替品の補充等。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表 85-20 通信連絡を行うために必要な設備												
	85-20-1 通信連絡												
	機能	設備	所要数・系統数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
変更前	通信連絡設備	衛星電話（固定）	9台	モード1、2、3および4	A. 動作可能な衛星電話（固定、携帯）またはトランシーバーが所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日 ^{※5}	衛星電話（固定）の通話、通信確認を実施する。	1ヶ月に1回	電気保修課長			
		衛星電話（携帯）	5台			A2. 電気保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日				衛星電話（携帯）およびトランシーバーの通話確認を実施する。		
		衛星電話（可搬）	1台										
		トランシーバー	15台										
		携行型通話装置	12台			B. 動作可能な衛星電話（可搬）、携行型通話装置または緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合	B1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日 ^{※5}	緊急時衛星通報システム、TV会議システム、IP電話およびIP-FAXの通話、通信確認を実施する。	
		安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 ^{※1}				B2. 電気保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。				10日		
		安全パラメータ伝送システム	1系列 ^{※1}			C. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※3} が動作不能である場合	C1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日 ^{※5}	衛星電話（可搬）および携行型通話装置の通話確認を実施する。	
		SPDS表示装置	1台				C2. 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。				10日		
		緊急時衛星通報システム	1台			D. 動作可能なSPDS表示装置 ^{※4} が所要数を満足していない場合	D1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日	SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム				E. 安全パラメータ表示システム（SPDS） ^{※4} または安全パラメータ伝送システム ^{※4} が動作不能である場合				D2. 計装保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		10日
			IP電話								E1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。		10日 ^{※5}
		IP-FAX	1系列 ^{※1}			E2. 計装保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日				F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了時間以内に達成できない場合	F1. 当直課長は、モード3にする。	12時間
						F2. 当直課長は、モード5にする。	56時間						

変更後	表 85-20 通信連絡を行うために必要な設備												
	85-20-1 通信連絡												
	機能	設備	所要数・系統数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
変更後	通信連絡設備	衛星電話（固定）	9台	モード1、2、3および4	A. 動作可能な衛星電話（固定、携帯）またはトランシーバーが所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日 ^{※5}	衛星電話（固定）の通話、通信確認を実施する。	1ヶ月に1回	電気保修課長			
		衛星電話（携帯）	5台			A2. 電気保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日				衛星電話（携帯）およびトランシーバーの通話確認を実施する。		
		衛星電話（可搬）	1台										
		トランシーバー	15台										
		携行型通話装置	12台			B. 動作可能な衛星電話（可搬）、携行型通話装置または緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合	B1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日 ^{※5}	緊急時衛星通報システム、TV会議システム、IP電話およびIP-FAXの通話、通信確認を実施する。	
		安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 ^{※1}				B2. 電気保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。				10日		
		安全パラメータ伝送システム	1系列 ^{※1}			C. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※3} が動作不能である場合	C1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日 ^{※5}	衛星電話（可搬）および携行型通話装置の通話確認を実施する。	
		SPDS表示装置	1台				C2. 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。				10日		
		緊急時衛星通報システム	1台			D. 動作可能なSPDS表示装置 ^{※4} が所要数を満足していない場合	D1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日	SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム				E. 安全パラメータ表示システム（SPDS） ^{※4} または安全パラメータ伝送システム ^{※4} が動作不能である場合				D2. 電気保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		10日
			IP電話								E1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。		10日 ^{※5}
		IP-FAX	1系列 ^{※1}			E2. 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日				F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了時間以内に達成できない場合	F1. 当直課長は、モード3にする。	12時間
						F2. 当直課長は、モード5にする。	56時間						

理由 組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

85-20-1 通信連絡（続き）		所要数・系統数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※2			確認事項				
項目	設備			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
変更前	通信連絡設備	衛星電話（固定）	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な衛星電話（固定・携帯）またはトランシーバーが所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに※5	衛星電話（固定）の通話、通信確認を実施する。	1ヶ月に1回	電気保修課長		
	衛星電話（携帯）	5台			A2. 電気保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。					速やかに	衛星電話（携帯）およびトランシーバーの通話確認を実施する。
	衛星電話（可搬）	1台									
	トランシーバー	15台		B2. 電気保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに						
	携行型通話装置	12台		C. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備が※3動作不能である場合		C1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに※6	衛星電話（可搬）および携行型通話装置の通話確認を実施する。			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列※1				D. 動作可能なSPDS表示装置※4が所要数を満足していない場合			D1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。
	安全パラメータ伝送システム	1系列※1			D2. 電気保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに		
	SPDS表示装置	1台		E. 安全パラメータ表示システム（SPDS）※4または安全パラメータ伝送システム※4が動作不能である場合	E1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに※6					
	緊急時衛星通報システム	1台			E2. 電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			速やかに			
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列※1									
	空冷式非常用発電装置	TV会議システム									
	燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプ電源車（緊急時対策所用）	IP電話									
		IP-FAX									
※1：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、TV会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。											
※2：設備ごとに個別の条件が適用される。											
85-20-1 通信連絡（続き）											
項目	設備	所要数・系統数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※2			確認事項				
通信連絡設備	衛星電話（固定）	9台	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な衛星電話（固定・携帯）またはトランシーバーが所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに※5	衛星電話（固定）の通話、通信確認を実施する。	1ヶ月に1回	電気保修課長		
衛星電話（携帯）	5台	A2. 電気保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			速やかに					衛星電話（携帯）およびトランシーバーの通話確認を実施する。	
衛星電話（可搬）	1台										B. 動作可能な衛星電話（可搬）、携行型通話装置または緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合
トランシーバー	15台	B2. 電気保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに							
携行型通話装置	12台	C. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備が※3動作不能である場合			C1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに※6	衛星電話（可搬）および携行型通話装置の通話確認を実施する。				
安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列※1				D. 動作可能なSPDS表示装置※4が所要数を満足していない場合			D1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	
安全パラメータ伝送システム	1系列※1			D2. 電気保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに			
SPDS表示装置	1台	E. 安全パラメータ表示システム（SPDS）※4または安全パラメータ伝送システム※4が動作不能である場合		E1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに※6						
緊急時衛星通報システム	1台			E2. 電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			速やかに				
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列※1										
空冷式非常用発電装置	TV会議システム										
燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプ電源車（緊急時対策所用）	IP電話										
	IP-FAX										
※1：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、TV会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。											
※2：設備ごとに個別の条件が適用される。											
理由	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保研関係組織の統合）										

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 8 5 - 2 1	その他の設備	表 8 5 - 2 1	その他の設備	
8 5 - 2 1 - 1	アクセスルートの確保	8 5 - 2 1 - 1	アクセスルートの確保	
(1) 運転上の制限				
項目		項目		運転上の制限
アクセスルートの確保		アクセスルートの確保		ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること
適用モード		適用モード		設備
モード1、2、3、4、5、6		モード1、2、3、4、5、6		所要数
および使用済燃料ピットに燃		ブルドーザ		2台
料体を貯蔵している期間		油圧ショベル		1台
(2) 確認事項				
項目		確認事項		頻度
ブルドーザ		所要数が使用可能であることを確認する。		3ヶ月に1回
油圧ショベル		所要数が使用可能であることを確認する。		3ヶ月に1回
				担当
				機械保修課長
				機械保修課長
(3) 要求される措置				
適用モード		条件		要求される措置
モードA		所要数を満足していない場合		A.1 機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。
モードB		所要数が使用可能であることを確認する。		A.2 機械保修課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。
モードC		条件Aの措置を完了した時間内		B.1 当直課長は、モード3にする。
モードD		条件Aの措置を完了した時間内		B.2 当直課長は、モード5にする。
モードE		所要数を満足していない場合		A.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
モードF		所要数を満足していない場合		および
モードG		所要数を満足していない場合		および
モードH		所要数を満足していない場合		および
モードI		所要数を満足していない場合		および
モードJ		所要数を満足していない場合		および
モードK		所要数を満足していない場合		および
モードL		所要数を満足していない場合		および
モードM		所要数を満足していない場合		および
モードN		所要数を満足していない場合		および
モードO		所要数を満足していない場合		および
モードP		所要数を満足していない場合		および
モードQ		所要数を満足していない場合		および
モードR		所要数を満足していない場合		および
モードS		所要数を満足していない場合		および
モードT		所要数を満足していない場合		および
モードU		所要数を満足していない場合		および
モードV		所要数を満足していない場合		および
モードW		所要数を満足していない場合		および
モードX		所要数を満足していない場合		および
モードY		所要数を満足していない場合		および
モードZ		所要数を満足していない場合		および

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>ットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>タービン</u>保修課長は、代替措置^{※1}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>ットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>機械保修課長</u>は、代替措置^{※1}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

※1：代替品の補充等。

※1：代替品の補充等。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(特重施設を構成する設備) 第 8 5 条の 2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表 8 5 の 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 特重設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	<p>(特重施設を構成する設備) 第 8 5 条の 2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表 8 5 の 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	
		<p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		<p>組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由	変更後	変更前
<p>組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）</p>		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		<p>組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		<p>組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		<p>組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

<p>変 更 前</p>	
<p>変 更 後</p>	
<p>理 由</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合） 組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<p>変 更 前</p>	Empty space for 'Before Change' content
<p>変 更 後</p>	Empty space for 'After Change' content
<p>理 由</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保守関係組織の統合） 組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 8 7 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機構工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 2 0 条から第 8 6 条の 2 の第 2 項(以下、各条において「この規定第 2 項」という。))で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要な事故時等の条件を模倣できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。))するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法を含む。))により行う。</p> <p>2. この規定第 2 項で定める頻度および第 3 節第 2 0 条から第 8 6 条の 2 の第 3 項(以下、各条において「この規定第 3 項」という。))で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表 8 7-1 に定める範囲内で延長することができる^{※1※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※1※2}。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第 3 項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第 2 項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文的の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第 8 8 条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等および当直課長を除く。))が第 1 7 条、第 8 8 条、第 8 9 条、この規定第 2 項およびこの規定第 3 項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文的である場合、各条文的に対応して複数回実施する必要はなく、1 回の確認により各条文的の確認を実施したとみなすこ</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 8 7 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機構工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 2 0 条から第 8 6 条の 2 の第 2 項(以下、各条において「この規定第 2 項」という。))で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要な事故時等の条件を模倣できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。))するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法を含む。))により行う。</p> <p>2. この規定第 2 項で定める頻度および第 3 節第 2 0 条から第 8 6 条の 2 の第 3 項(以下、各条において「この規定第 3 項」という。))で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表 8 7-1 に定める範囲内で延長することができる^{※1※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※1※2}。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第 3 項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第 2 項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文的の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第 8 8 条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等および当直課長を除く。))が第 1 7 条、第 8 8 条、第 8 9 条、この規定第 2 項およびこの規定第 3 項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文的である場合、各条文的に対応して複数回実施する必要はなく、1 回の確認により各条文的の確認を実施したとみなすこ</p>	<p>組織改正に伴う変更(土木建築工事グループの廃止)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																																																																																				
<p>とができる。</p> <p>※1：第2節で定められた頻度にも適用される。 ※2：第89条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p> <p>表87-1</p> <table border="1" data-bbox="399 109 877 560"> <thead> <tr> <th rowspan="2">この規定第2項または第3項で定める頻度</th> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>延長できる時間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15分に1回</td> <td>3分</td> <td></td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td></td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>4時間に1回</td> <td>1時間</td> <td></td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>8時間に1回</td> <td>2時間</td> <td></td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td></td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1日に1回</td> <td>6時間</td> <td></td> <td>時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>3日に1回</td> <td>1日</td> <td></td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td></td> <td>1週間=7日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>10日に1回</td> <td>3日</td> <td></td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td></td> <td>1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>23日</td> <td></td> <td>3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月に1回</td> <td>46日</td> <td></td> <td>6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1年に1回</td> <td>92日</td> <td></td> <td>1年=365日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	この規定第2項または第3項で定める頻度	頻度		備考	延長できる時間		15分に1回	3分		分単位の間隔で確認する。	1時間に1回	15分		分単位の間隔で確認する。	4時間に1回	1時間		時間単位の間隔で確認する。	8時間に1回	2時間		時間単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間		時間単位の間隔で確認する。	1日に1回	6時間		時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。	3日に1回	1日		日単位の間隔で確認する。	1週間に1回	2日		1週間=7日 日単位の間隔で確認する。	10日に1回	3日		日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日		1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。	3ヶ月に1回	23日		3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する。	6ヶ月に1回	46日		6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する。	1年に1回	92日		1年=365日 日単位の間隔で確認する。	<p>とができる。</p> <p>※1：第2節で定められた頻度にも適用される。 ※2：第89条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p> <p>表87-1</p> <table border="1" data-bbox="399 560 877 1937"> <thead> <tr> <th rowspan="2">この規定第2項または第3項で定める頻度</th> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>延長できる時間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15分に1回</td> <td>3分</td> <td></td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td></td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>4時間に1回</td> <td>1時間</td> <td></td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>8時間に1回</td> <td>2時間</td> <td></td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td></td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1日に1回</td> <td>6時間</td> <td></td> <td>時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>3日に1回</td> <td>1日</td> <td></td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td></td> <td>1週間=7日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>10日に1回</td> <td>3日</td> <td></td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td></td> <td>1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>23日</td> <td></td> <td>3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月に1回</td> <td>46日</td> <td></td> <td>6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1年に1回</td> <td>92日</td> <td></td> <td>1年=365日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	この規定第2項または第3項で定める頻度	頻度		備考	延長できる時間		15分に1回	3分		分単位の間隔で確認する。	1時間に1回	15分		分単位の間隔で確認する。	4時間に1回	1時間		時間単位の間隔で確認する。	8時間に1回	2時間		時間単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間		時間単位の間隔で確認する。	1日に1回	6時間		時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。	3日に1回	1日		日単位の間隔で確認する。	1週間に1回	2日		1週間=7日 日単位の間隔で確認する。	10日に1回	3日		日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日		1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。	3ヶ月に1回	23日		3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する。	6ヶ月に1回	46日		6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する。	1年に1回	92日		1年=365日 日単位の間隔で確認する。	<p>変更なし</p>
この規定第2項または第3項で定める頻度		頻度			備考																																																																																																																	
	延長できる時間																																																																																																																					
15分に1回	3分		分単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1時間に1回	15分		分単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
4時間に1回	1時間		時間単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
8時間に1回	2時間		時間単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
12時間に1回	3時間		時間単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1日に1回	6時間		時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。																																																																																																																			
3日に1回	1日		日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1週間に1回	2日		1週間=7日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
10日に1回	3日		日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1ヶ月に1回	7日		1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
3ヶ月に1回	23日		3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
6ヶ月に1回	46日		6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1年に1回	92日		1年=365日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
この規定第2項または第3項で定める頻度	頻度		備考																																																																																																																			
	延長できる時間																																																																																																																					
15分に1回	3分		分単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1時間に1回	15分		分単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
4時間に1回	1時間		時間単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
8時間に1回	2時間		時間単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
12時間に1回	3時間		時間単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1日に1回	6時間		時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。																																																																																																																			
3日に1回	1日		日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1週間に1回	2日		1週間=7日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
10日に1回	3日		日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1ヶ月に1回	7日		1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
3ヶ月に1回	23日		3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
6ヶ月に1回	46日		6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			
1年に1回	92日		1年=365日 日単位の間隔で確認する。																																																																																																																			

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第 8 8 条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。))が第 3 節第 2 0 条から第 8 6 条の第 1 項で定める運転上の制限を満足しない場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該の運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表 8 8 - 1 の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第 3 項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、1 3 時間以内にモード 3、3 7 時間以内にモード 4、5 7 時間以内にモード 5 へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合は運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行ってはならない。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置に記載がある場合を除き、当該条文の第 2 項で定める事項を実施する必要はない。ただし、当該条文の第 2 項で定める頻度で実施しなかつた事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>8. 運転上の制限を満足しているとき、当該条文の第 2 項で定める事項の一部または全部を実施した場合は、これを当該条文または他の条文の第 2 項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第 2 項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第 2 項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足しない場合となつた後に、当該運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第 8 8 条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。))が第 3 節第 2 0 条から第 8 6 条の第 1 項で定める運転上の制限を満足しない場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該の運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表 8 8 - 1 の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第 3 項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、1 3 時間以内にモード 3、3 7 時間以内にモード 4、5 7 時間以内にモード 5 へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合は運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行ってはならない。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置に記載がある場合を除き、当該条文の第 2 項で定める事項を実施する必要はない。ただし、当該条文の第 2 項で定める頻度で実施しなかつた事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>8. 運転上の制限を満足しているとき、当該条文の第 2 項で定める事項の一部または全部を実施した場合は、これを当該条文または他の条文の第 2 項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第 2 項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第 2 項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足しない場合となつた後に、当該運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。</p>	<p>組織改正に伴う変更(土木建築工事グループの廃止)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																														
<p>11. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足しているとは判断した場合は、原子炉主任技術者に報告するとともに当該課長に通知する。当直課長は、原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>12. 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、当直課長は、他の課（室）長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管課（室）長に連絡する。</p>	<p>11. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足しているとは判断した場合は、原子炉主任技術者に報告するとともに当該課長に通知する。当直課長は、原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>12. 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、当直課長は、他の課（室）長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管課（室）長に連絡する。</p>	<p>変更なし</p>																														
<p>表 8 8 - 1</p>	<p>表 8 8 - 1</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能 X が確認できない場合</td> <td>A.1 機能 X の代替機能を確認する。 および</td> <td>1 時間 その後の 8 時間に 1 回 3 日</td> </tr> <tr> <td>B. 機能 Y が確認できない場合</td> <td>A.2 機能 X を確認する。 B.1 機能 Y を確認する。 または B.2 原子炉熱出力を 30 % 以下に下げる。</td> <td>8 時間 8 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能 X が確認できない場合 および 機能 Y が確認できない場合</td> <td>C.1 機能 X を確認する。 または C.2 機能 Y を確認する。</td> <td>1 時間 1 時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件 A、B または C で要求される措置を 完了時間内に達成で きない場合</td> <td>D.1 モード 3 にする。 および D.2 モード 4 にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能 X が確認できない場合	A.1 機能 X の代替機能を確認する。 および	1 時間 その後の 8 時間に 1 回 3 日	B. 機能 Y が確認できない場合	A.2 機能 X を確認する。 B.1 機能 Y を確認する。 または B.2 原子炉熱出力を 30 % 以下に下げる。	8 時間 8 時間	C. 機能 X が確認できない場合 および 機能 Y が確認できない場合	C.1 機能 X を確認する。 または C.2 機能 Y を確認する。	1 時間 1 時間	D. 条件 A、B または C で要求される措置を 完了時間内に達成で きない場合	D.1 モード 3 にする。 および D.2 モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能 X が確認できない場合</td> <td>A.1 機能 X の代替機能を確認する。 および</td> <td>1 時間 その後の 8 時間に 1 回 3 日</td> </tr> <tr> <td>B. 機能 Y が確認できない場合</td> <td>A.2 機能 X を確認する。 B.1 機能 Y を確認する。 または B.2 原子炉熱出力を 30 % 以下に下げる。</td> <td>8 時間 8 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能 X が確認できない場合 および 機能 Y が確認できない場合</td> <td>C.1 機能 X を確認する。 または C.2 機能 Y を確認する。</td> <td>1 時間 1 時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件 A、B または C で要求される措置を 完了時間内に達成で きない場合</td> <td>D.1 モード 3 にする。 および D.2 モード 4 にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能 X が確認できない場合	A.1 機能 X の代替機能を確認する。 および	1 時間 その後の 8 時間に 1 回 3 日	B. 機能 Y が確認できない場合	A.2 機能 X を確認する。 B.1 機能 Y を確認する。 または B.2 原子炉熱出力を 30 % 以下に下げる。	8 時間 8 時間	C. 機能 X が確認できない場合 および 機能 Y が確認できない場合	C.1 機能 X を確認する。 または C.2 機能 Y を確認する。	1 時間 1 時間	D. 条件 A、B または C で要求される措置を 完了時間内に達成で きない場合	D.1 モード 3 にする。 および D.2 モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間	
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 機能 X が確認できない場合	A.1 機能 X の代替機能を確認する。 および	1 時間 その後の 8 時間に 1 回 3 日																														
B. 機能 Y が確認できない場合	A.2 機能 X を確認する。 B.1 機能 Y を確認する。 または B.2 原子炉熱出力を 30 % 以下に下げる。	8 時間 8 時間																														
C. 機能 X が確認できない場合 および 機能 Y が確認できない場合	C.1 機能 X を確認する。 または C.2 機能 Y を確認する。	1 時間 1 時間																														
D. 条件 A、B または C で要求される措置を 完了時間内に達成で きない場合	D.1 モード 3 にする。 および D.2 モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間																														
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 機能 X が確認できない場合	A.1 機能 X の代替機能を確認する。 および	1 時間 その後の 8 時間に 1 回 3 日																														
B. 機能 Y が確認できない場合	A.2 機能 X を確認する。 B.1 機能 Y を確認する。 または B.2 原子炉熱出力を 30 % 以下に下げる。	8 時間 8 時間																														
C. 機能 X が確認できない場合 および 機能 Y が確認できない場合	C.1 機能 X を確認する。 または C.2 機能 Y を確認する。	1 時間 1 時間																														
D. 条件 A、B または C で要求される措置を 完了時間内に達成で きない場合	D.1 モード 3 にする。 および D.2 モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間																														
<p>(1) 要求される措置 A. 1 および A. 2（または要求される措置 B. 1 および B. 2）の完了時間の起点は、いずれも条件 A（または B）であると判断した時点（運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ）である。また、要求される措置 C. 1 および C. 2 ならびに D. 1 および D. 2 の完了時間の起点は、いずれも条件 C または D に移行した時点である。</p> <p>(2) 条件 B（機能 Y が確認できない場合）であると判断した場合、要求される措置 B. 1 または B. 2 を実施するが、いずれの措置も 8 時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8 時間を待たずに条件 D に移行することができる。このとき、要求される措置 D. 1 および D. 2 の完了時間の起点は条件 D に移行した時点である。</p> <p>(3) 要求される措置 A. 1 を 1 時間以内に達成できない場合はその後の 8 時間毎の確認がで</p>	<p>(1) 要求される措置 A. 1 および A. 2（または要求される措置 B. 1 および B. 2）の完了時間の起点は、いずれも条件 A（または B）であると判断した時点（運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ）である。また、要求される措置 C. 1 および C. 2 ならびに D. 1 および D. 2 の完了時間の起点は、いずれも条件 C または D に移行した時点である。</p> <p>(2) 条件 B（機能 Y が確認できない場合）であると判断した場合、要求される措置 B. 1 または B. 2 を実施するが、いずれの措置も 8 時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8 時間を待たずに条件 D に移行することができる。このとき、要求される措置 D. 1 および D. 2 の完了時間の起点は条件 D に移行した時点である。</p> <p>(3) 要求される措置 A. 1 を 1 時間以内に達成できない場合はその後の 8 時間毎の確認がで</p>																															

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>きない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D、1およびD、2の実施と並行して要求される措置A、1およびA、2を実施し、要求される措置A、1が要求される措置A、2の完了時間である3日以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D、1およびD、2の実施要求はなく、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A、2を3日以内（起点は最初に条件Aである）と判断した時点で達成させる。</p> <p>(4) (3)において、要求される措置A、2を3日以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このとき要求される措置D、1およびD、2の完了時間の起点は、改めて条件Dへ移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。</p> <p>(5) 条件A（機能Xが確認できない場合）の要求される措置A、1およびA、2を実施中に条件B（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C、2（またはC、1）を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A（またはB）に移行する。このとき再度、条件A（またはB）の要求される措置A、1およびA、2（または要求される措置B、1もしくはB、2）を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件A（またはB）であると判断した時点である。</p> <p>(6) 条件A（機能Xが確認できない場合）の要求される措置A、1およびA、2を実施中に条件B（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C、2（またはC、1）の完了時間より前に条件Aの完了時間がくるときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A、1およびA、2が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点とすると完了時間となる。また、要求される措置A、1およびA、2が条件Aの完了時間内に達成できなければ、条件Cの要求される措置を実施しないにかかわらず条件Dへ移行する。</p>	<p>きない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D、1およびD、2の実施と並行して要求される措置A、1およびA、2を実施し、要求される措置A、1が要求される措置A、2の完了時間である3日以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D、1およびD、2の実施要求はなく、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A、2を3日以内（起点は最初に条件Aである）と判断した時点で達成させる。</p> <p>(4) (3)において、要求される措置A、2を3日以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このとき要求される措置D、1およびD、2の完了時間の起点は、改めて条件Dへ移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。</p> <p>(5) 条件A（機能Xが確認できない場合）の要求される措置A、1およびA、2を実施中に条件B（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C、2（またはC、1）を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A（またはB）に移行する。このとき再度、条件A（またはB）の要求される措置A、1およびA、2（または要求される措置B、1もしくはB、2）を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件A（またはB）であると判断した時点である。</p> <p>(6) 条件A（機能Xが確認できない場合）の要求される措置A、1およびA、2を実施中に条件B（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C、2（またはC、1）の完了時間より前に条件Aの完了時間がくるときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A、1およびA、2が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点とすると完了時間となる。また、要求される措置A、1およびA、2が条件Aの完了時間内に達成できなければ、条件Cの要求される措置を実施しないにかかわらず条件Dへ移行する。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

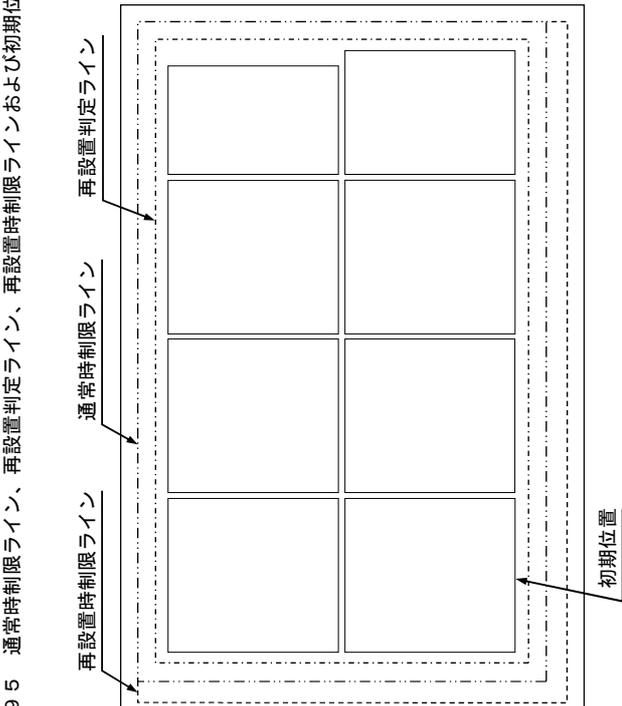
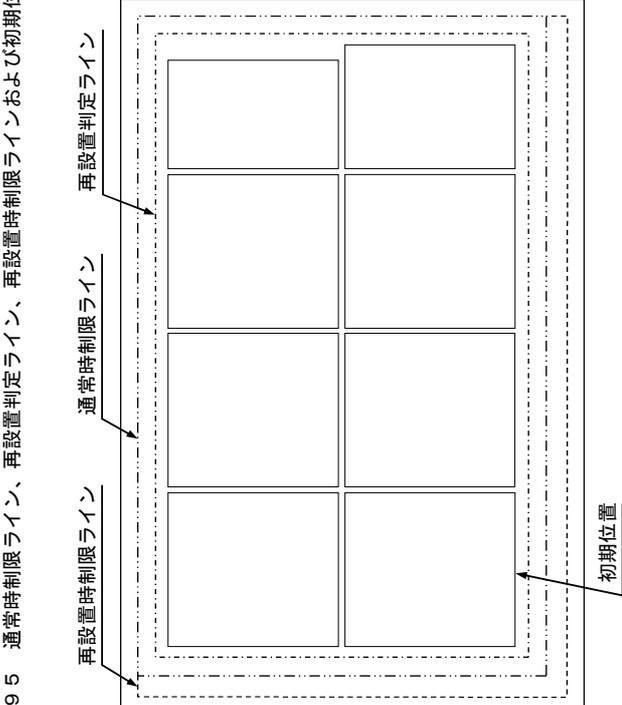
変更前	変更後	理由
<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第 89 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室課長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足しないことと判断した場合に要求される措置※¹を要求されるものとする。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※¹を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※²。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、表 89-1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置※¹を実施する。</p> <p>4. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施については、第 88 条第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく点検・保修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。</p> <p>6. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第 1 項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置※²を順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したもののみならず。</p> <p>8. 第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第 88 条第 3 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項および第 10 項に準拠する。なお、第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、第 1 項または第 3 項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は第 2 項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足しないことと判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していることと判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、第 2 項に基づき点検・保修および第 3 項において、完了時間を超過して点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰していることと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第 89 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足しないことと判断した場合に要求される措置※¹を要求されるものとする。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※¹を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※²。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、表 89-1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置※¹を実施する。</p> <p>4. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施については、第 88 条第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく点検・保修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。</p> <p>6. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第 1 項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置※²を順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したもののみならず。</p> <p>8. 第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第 88 条第 3 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項および第 10 項に準拠する。なお、第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、第 1 項または第 3 項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は第 2 項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足しないことと判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していることと判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、第 2 項に基づき点検・保修および第 3 項において、完了時間を超過して点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰していることと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(土木建築工事グループの廃止)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第 90 条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。</p> <p>2. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）ならびに当直課長を除く。）から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保守作業を含む）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>3. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長等および当直課長を除く。）から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保守の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、復帰していると判断した時刻</p>	<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第 90 条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。</p> <p>2. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）ならびに当直課長を除く。）から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保守作業を含む）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>3. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長等および当直課長を除く。）から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保守の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、復帰していると判断した時刻</p>	<p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 95 条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上^{*1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>2. 原子炉保修課長は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講じる。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライン^{**2}を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライン^{**2}を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっては、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライン^{**2}を定めること。</p> <p>3. <u>原子炉保修課長</u>は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライン^{**2}を逸脱している場合は、ラックを初期位置^{**2}に再設置すること。また、通常時制限ライン^{**2}を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置^{**2}に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライン^{**2}を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン^{**2}を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン^{**2}内に再設置すること。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p> <p>※2：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図95に示す。</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 95 条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上^{*1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>2. <u>機械保修課長</u>は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講じる。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライン^{**2}を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライン^{**2}を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっては、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライン^{**2}を定めること。</p> <p>3. <u>機械保修課長</u>は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライン^{**2}を逸脱している場合は、ラックを初期位置^{**2}に再設置すること。また、通常時制限ライン^{**2}を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置^{**2}に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライン^{**2}を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン^{**2}を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン^{**2}内に再設置すること。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p> <p>※2：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図95に示す。</p>	<p>理由</p>
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 95 条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上^{*1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>2. <u>機械保修課長</u>は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講じる。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライン^{**2}を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライン^{**2}を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっては、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライン^{**2}を定めること。</p> <p>3. <u>機械保修課長</u>は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライン^{**2}を逸脱している場合は、ラックを初期位置^{**2}に再設置すること。また、通常時制限ライン^{**2}を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置^{**2}に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライン^{**2}を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン^{**2}を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン^{**2}内に再設置すること。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p> <p>※2：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図95に示す。</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 95 条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上^{*1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>2. <u>機械保修課長</u>は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講じる。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライン^{**2}を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライン^{**2}を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっては、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライン^{**2}を定めること。</p> <p>3. <u>機械保修課長</u>は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライン^{**2}を逸脱している場合は、ラックを初期位置^{**2}に再設置すること。また、通常時制限ライン^{**2}を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置^{**2}に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライン^{**2}を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン^{**2}を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン^{**2}内に再設置すること。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p> <p>※2：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図95に示す。</p>	<p>理由</p>

変更前	変更後	理由
<p>図9.5 通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置</p> 	<p>図9.5 通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置</p> 	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 98 条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1 ヶ月に 1 回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）を使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないとは判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上高さを管理すること。</p> <p>(9) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに 1 炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量が確保されていることを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>2. <u>原子炉係長</u>は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講じること。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライン^{※1}を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライン^{※1}を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっても、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライン^{※1}を定めること。</p> <p>3. <u>原子炉係長</u>は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライン^{※1}を逸脱している場合は、ラックを初期位置^{※1}に再設置すること。また、通常時制限ライン^{※1}を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置^{※1}に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライン^{※1}を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン^{※1}を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン^{※1}内に再設置すること。</p> <p>※1：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図 9.5 に示す。</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 98 条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1 ヶ月に 1 回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）を使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないとは判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上高さを管理すること。</p> <p>(9) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに 1 炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量が確保されていることを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>2. <u>機械係長</u>は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講じること。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライン^{※1}を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライン^{※1}を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっても、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライン^{※1}を定めること。</p> <p>3. <u>機械係長</u>は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライン^{※1}を逸脱している場合は、ラックを初期位置^{※1}に再設置すること。また、通常時制限ライン^{※1}を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置^{※1}に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライン^{※1}を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン^{※1}を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン^{※1}内に再設置すること。</p> <p>※1：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図 9.5 に示す。</p>	<p>理由</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については機械保修課長が、また、炉内構造物取替えに伴い取り外した炉内構造物等については機械工事グループ課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイラで圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融する場合は、発電室長が雑固体処理設備で溶融する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については機械保修課長が、また、炉内構造物取替えに伴い取り外した炉内構造物等については機械工事グループ課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイラで圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融する場合は、発電室長が雑固体処理設備で溶融する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、電気保修課長および機械保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(3) 当直課長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するため に、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確 認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉 内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意 事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬 前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が 法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、 この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じる こと。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを 制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のため に必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値 を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1 を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する 場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放 射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10 分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状 況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p>	<p>(3) 当直課長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するため に、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確 認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内 で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意 事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬 前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が 法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、 この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じる こと。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを 制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のため に必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値 を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1 を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する 場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放 射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10 分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状 況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>1 1. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率を法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>1 1. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率を法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉炉修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および機械保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>																								
<p>表102-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (3号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (3号炉)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年	<p>表102-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (3号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (3号炉)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年																	
項目	放出管理目標値 (3号炉)																									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年																									
項目	放出管理目標値 (3号炉)																									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年																									
<p>表102-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当 課(室)長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性 気体廃 棄物</td> <td>排気筒</td> <td>希ガス濃度 よう素131濃 度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>排気筒モニタ 試料放射能測 定装置</td> <td>常時 1週間に 1回</td> <td>発電室長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課(室)長	放射性 気体廃 棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃 度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測 定装置	常時 1週間に 1回	発電室長	<p>表102-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当 課(室)長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性 気体廃 棄物</td> <td>排気筒</td> <td>希ガス濃度 よう素131濃 度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>排気筒モニタ 試料放射能測 定装置</td> <td>常時 1週間に 1回</td> <td>発電室長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課(室)長	放射性 気体廃 棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃 度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測 定装置	常時 1週間に 1回	発電室長	
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課(室)長																					
放射性 気体廃 棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃 度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測 定装置	常時 1週間に 1回	発電室長																					
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課(室)長																					
放射性 気体廃 棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃 度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測 定装置	常時 1週間に 1回	発電室長																					

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後				理由
固体廃棄物処理建屋排気筒（雑固体焼却炉排気筒を含む。） 第2固体廃棄物処理建屋排気筒 原子炉格納容器漏えい率検査（A種）排気	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）	
	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長		
	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	検査の都度	機械保修課長		

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課（室）長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}	作業の所管課（室）長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																								
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第103条 放射線管理課長および計装保修課長は、表103に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表103</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 計装保修課長</td> <td>2台^{※1} 2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装保修課長	1台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装保修課長	2台 ^{※1} 2台	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第103条 放射線管理課長および電気保修課長は、表103に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表103</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>電気保修課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 電気保修課長</td> <td>2台^{※1} 2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	電気保修課長	1台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 電気保修課長	2台 ^{※1} 2台	<p>組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																							
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装保修課長	1台																							
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装保修課長	2台 ^{※1} 2台																							
分類	計測器種類	担当課長	数量																							
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	電気保修課長	1台																							
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 電気保修課長	2台 ^{※1} 2台																							

図 114 空気吸収線量率等の測定場所

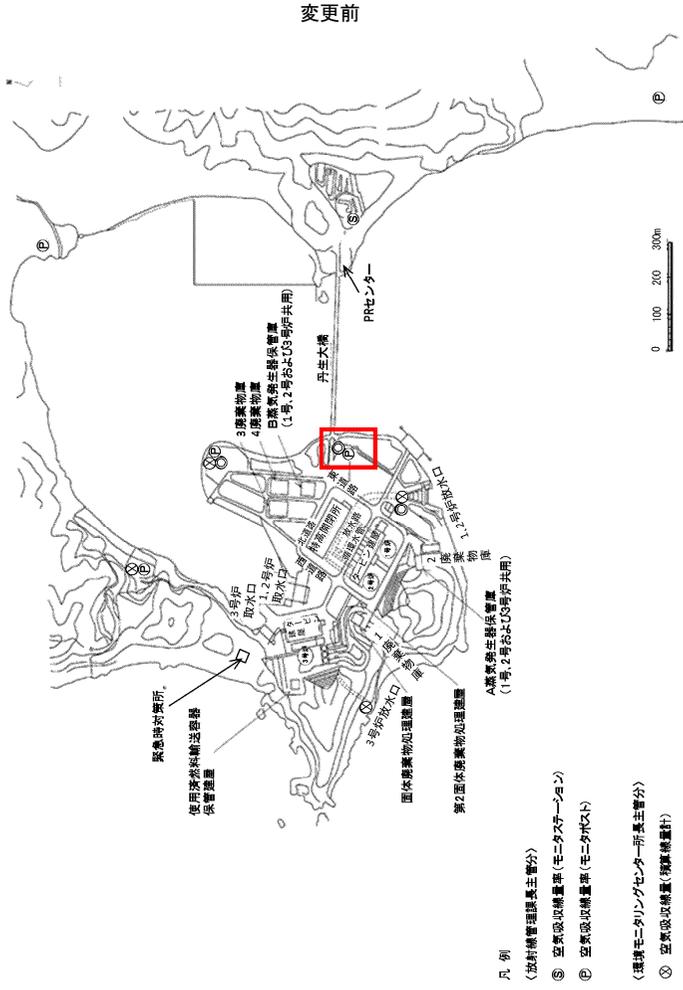
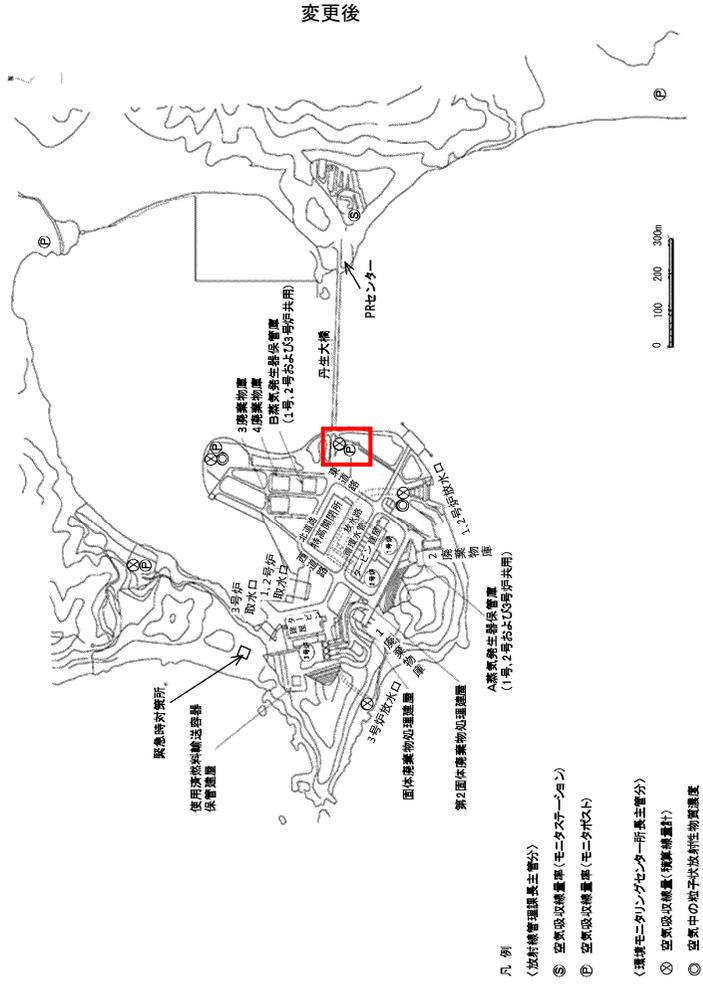


図 114 空気吸収線量率等の測定場所



理由
記載の適正化

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 115 条 放射線管理課長および計装保課長は、表 115 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 115 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 115 条 放射線管理課長および電気保課長は、表 115 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 115 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
表 115		表 115		
分類	計測器種類	担当	数量	
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台 ^{※2}	
放射線管理用計測器 ^{※1}	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4 台 ^{※2}	
	汚染密度測定用サーベイメータ		3 台 ^{※2}	
	退出モニタ		2 台 ^{※3}	
	試料放射能測定装置		2 台 ^{※2※4}	
	積算線量計		1 式 ^{※2}	
放射線監視用計測器 ^{※1}	モニタポスト	放射線管理課長	5 台 ^{※2}	
	モニタステーション		1 台 ^{※2}	
^{※6}	エリアモニタ	計装保課長	1 台 ^{※5※6}	
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 ^{※7}	
	積算線量計		1 式	
<p>※1：重大事故等対処設備は「85-18-1 監視測定設備」において管理する。</p> <p>※2：1号、2号および3号炉共用</p> <p>※3：第2固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ1台を含む。</p> <p>※4：1台は表103の試料放射能測定装置と共用</p> <p>※5：管理区域外測定用の□台を含む。</p> <p>※6：固体廃棄物処理建屋、第2固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ7台を含む。</p> <p>※7：高浜発電所、大飯発電所と共用</p> <p>※8：</p>				

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

図 1 2 1 原子力防災組織図

変更前



図 1 2 1 原子力防災組織図

変更後



理由
組織改正に伴う変更 (廃止措置プラントの体制見直し)
組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修関係組織の統合)

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表 1.3.1-1		保安教育実施方針（総括表）											
	保安教育の内容		実 施 期 間	対象者と教育時間 ※3										
	大分類	中分類 (実用規程第92条の内容)		小分類 (項目)	内容	当直課長 (1, 2号伊原班) (3号伊原班)	当直班長 (3号伊原班) 当直主任 (3号伊原班)	主操運転員 (3号伊原班) その他運転員 (1, 2号伊原班)	補機運転員 (3号伊原班)	放射線作業施設 設置の業務に 関する者	燃料取扱の業務に 関する者	特設施設係員	左記以外の技術系 係員	事務系係員
変更前	人所周知に 実施する 教育※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法および法令等の遵守※2	原子炉等規制法に関する法令の概要および法令等の遵守※2	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		原子炉施設の構造、性能に関すること	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉等保安主系統の構造に関すること 原子炉炉心監視装置主系統の機能に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		非常の場合に譲りべき処置に関すること		非常の場合に譲りべき処置の概要	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	放射線業務 従事者 教育※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること		関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること 放射線防護の方法及び放射線の検出の方法 外部放射線による経路当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 放射線計測器の構造、種類、設置および安全に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		放射線管理に関すること		放射線管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		結晶材料および燃料材料によって汚染された物の取扱いに関すること		結晶材料または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の方法、順序	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		非常の場合に譲りべき処置に関すること		非常の場合に譲りべき処置の概要	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		関係法令および保安規定の遵守に関すること		関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		原子炉施設の運転に関すること		運転管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
その他 回復教育	放射線業務従事者教育※1	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
	結晶材料および燃料材料によって汚染された物の取扱いに関すること		結晶材料または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の方法、順序	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
	非常の場合に譲りべき処置に関すること		非常の場合に譲りべき処置の概要	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		
	関係法令および保安規定の遵守に関すること		関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
	原子炉施設の運転に関すること		運転管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
	放射線業務従事者教育※1	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
	結晶材料および燃料材料によって汚染された物の取扱いに関すること		結晶材料または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の方法、順序	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守を指すこととする。
 ※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4：重大事故等および大規模破壊発生時における原子炉施設の保安のための活動に関すること、火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害および発電システム発生時の増進に関することを含む。その実施期間は、1回/年以上とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に於いて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に於いて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象者
 ()：合計の教育時間

理由 組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

表 1 3 1 - 3

保安教育実施方針（運転員等）

中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	対象者 ※1						燃料取扱の業務 に関わる者	特設施設要員	実施時期および教育時間		
				当直班長 当直主任 (3号炉担当)	当直班長 (3号炉担当) 原子炉副員 (3号炉担当)	主操運転員 (3号炉担当) その他運転員 (1、2号炉担当)	補機運転員 (3号炉担当)	放射性廃棄物処理 設備の業務に関わ る者	燃料取扱の業務 に関わる者					
原子炉施設の運転に関する事	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	原子炉物理・臨界管理	総則、品質保証、保安管理体制および評価、保安教育、応急および報告に関する規則の概要および法令等の遵守に関する各組織および各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
			原子炉物理・臨界管理に関する事項	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転管理Ⅰ	運転上の過剰についての概要 運転上の留意事項の概要 運転上の制限の概要 異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			監視点検・定期的検査Ⅰ	監視点検の範囲と確認項目 定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応※6 (現場機検対応)	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要（現場操作） 警報発生時の対応操作（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作） 各設備の運転操作の概要（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			異常時対応※6 (特設施設対応)	異常時操作の対応（現場操作） 各設備の運転操作の概要 警報発生時の対応操作 異常時操作の対応	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			運転管理Ⅱ	運転上の過剰の適用と制限 運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的な値と制限を越えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取扱業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			監視点検・定期的検査Ⅱ	監視点検の確認項目の概要 定期的に実施するサーベイランスの操作と基準値	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応※6 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 警報発生時の対応操作（中央制御室） 異常時操作の対応（中央制御室）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			運転管理Ⅲ	運転上の過剰に関する留意事項の概要と制限を越える場合の措置 制限を越えた場合の措置の概要と適用 制限を越えた場合の措置の概要と適用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<特設施設要員> 3年間で3時間以上※4
			異常時対応※6 (指揮、状況判断)	異常時操作の対応（判断・指揮命令） 警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ シミュレータ訓練Ⅱ シミュレータ訓練Ⅲ	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で15時間以上 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上
			施設管理	施設管理計画に関することⅠ 施設管理計画に関することⅡ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			放射性廃棄物および核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
					燃料管理	燃料の監視管理に関する事 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3：3時間以内のみ。
 ※4：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さには差がある（ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある）。
 ・この年間で00時間以上とは、運転員が行う一連の教育の期間であり、上表はこの教育期間の中に含まれている（上述の各科目の修了を要した時間ではない）。
 ・各科目の内容が重複していることから科目毎の時間の区別は行わない。
 ※5：重大事故等および大規模環境汚染発生時における原子炉施設の保安のための活動に関する事。
 ※6：火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時の措置に関することを含む。

表 1 3 1 - 3

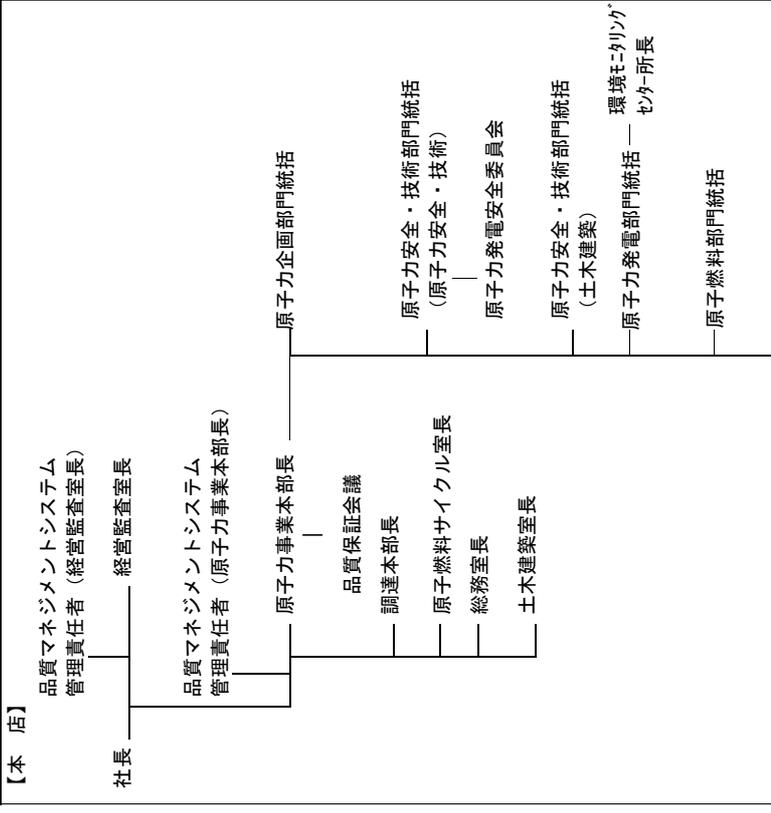
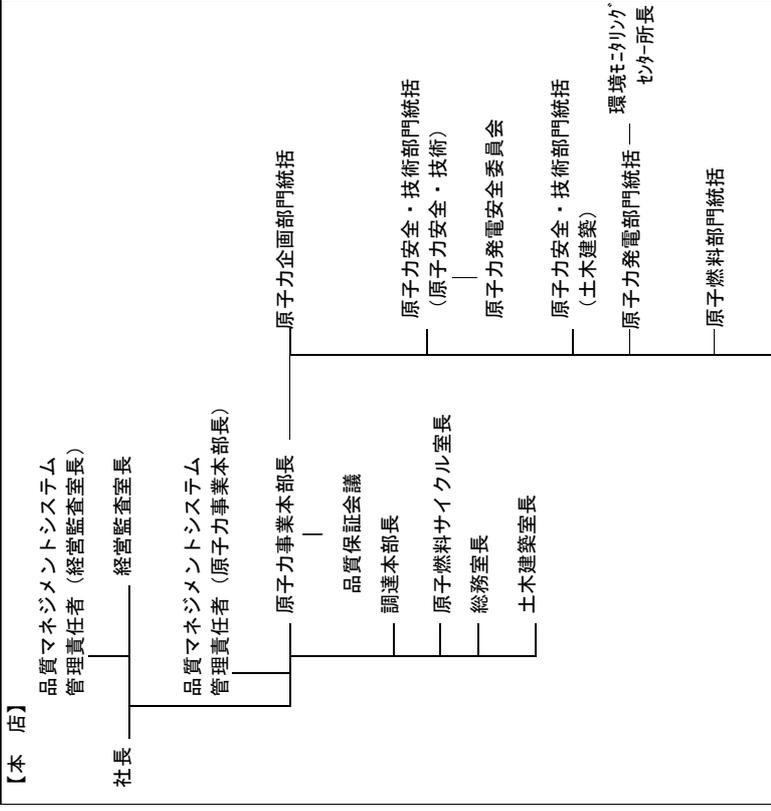
保安教育実施方針（運転員等）

中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	対象者 ※1						燃料取扱の業務 に関わる者	特設施設要員	実施時期および教育時間		
				当直班長 当直主任 (3号炉担当)	当直班長 (3号炉担当) 原子炉副員 (3号炉担当)	主操運転員 (3号炉担当) その他運転員 (1、2号炉担当)	補機運転員 (3号炉担当)	放射性廃棄物処理 設備の業務に関わ る者	燃料取扱の業務 に関わる者					
原子炉施設の運転に関する事	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	原子炉物理・臨界管理	総則、品質保証、保安管理体制および評価、保安教育、応急および報告に関する規則の概要および法令等の遵守に関する各組織および各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
			原子炉物理・臨界管理に関する事項	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転管理Ⅰ	運転上の過剰についての概要 運転上の留意事項の概要 運転上の制限の概要 異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			監視点検・定期的検査Ⅰ	監視点検の範囲と確認項目 定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応※6 (現場機検対応)	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要（現場操作） 警報発生時の対応操作（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作） 各設備の運転操作の概要（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			異常時対応※6 (特設施設対応)	異常時操作の対応（現場操作） 各設備の運転操作の概要 警報発生時の対応操作 異常時操作の対応	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			運転管理Ⅱ	運転上の過剰の適用と制限 運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的な値と制限を越えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取扱業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			監視点検・定期的検査Ⅱ	監視点検の確認項目の概要 定期的に実施するサーベイランスの操作と基準値	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応※6 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 警報発生時の対応操作（中央制御室） 異常時操作の対応（中央制御室）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			運転管理Ⅲ	運転上の過剰に関する留意事項の概要と制限を越える場合の措置 制限を越えた場合の措置の概要と適用 制限を越えた場合の措置の概要と適用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<特設施設要員> 3年間で3時間以上※4
			異常時対応※6 (指揮、状況判断)	異常時操作の対応（判断・指揮命令） 警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ シミュレータ訓練Ⅱ シミュレータ訓練Ⅲ	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で15時間以上 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上
			施設管理	施設管理計画に関することⅠ 施設管理計画に関することⅡ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
			放射性廃棄物および核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5（下記※5と同体内）
					燃料管理	燃料の監視管理に関する事 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3：3時間以内のみ。
 ※4：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さには差がある（ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある）。
 ・この年間で00時間以上とは、運転員が行う一連の教育の期間であり、上表はこの教育期間の中に含まれている（上述の各科目の修了を要した時間ではない）。
 ・各科目の内容が重複していることから科目毎の時間の区別は行わない。
 ※5：重大事故等および大規模環境汚染発生時における原子炉施設の保安のための活動に関する事。
 ※6：火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時の措置に関することを含む。

組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	理由
<p>第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織) 第140条 発電所の保安に関する組織は、図140のとおりとする。</p> <p>図140</p> 	<p>第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織) 第140条 発電所の保安に関する組織は、図140のとおりとする。</p> <p>図140</p> 	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第141条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第138条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保安（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保安（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電施設の設計・保安および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所屬員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所屬員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第141条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第138条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保安（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保安（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電施設の設計・保安および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第139条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所屬員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所屬員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の統括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、初期消火活動のための体制の整備に関する業務、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の統括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の統括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p>	<p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の統括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模擾乱発生時の体制の整備に関する業務の統括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、初期消火活動のための体制の整備に関する業務、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の統括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の統括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 廃止措置管理課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、<u>廃止措置管理に関する業務の補佐を行う。</u></p> <p>(14) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。とは、特に定めのない限り1号炉および2号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、<u>発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</u></p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理および廃止措置工事^{※1}の統括に関する業務を行う。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>
<p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理および廃止措置工事^{※1}の統括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保守課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、<u>原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p>	<p>(15) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の統括ならびに火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※¹（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、<u>原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</u></p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(27) 各職位は、第139条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(28) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、第155条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。</p>	<p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※¹（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置工事課長は、<u>廃止措置工事※¹の総括および原子炉施設の廃止措置工事※¹（放射線管理課長、電気保修課長、機械保修課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(23) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（<u>総括に関する業務を除く。</u>）を含む）。</p> <p>(25) 第2項(5)、(6)および(10)から(22)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(26) 各職位は、第139条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、第155条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。</p>	<p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会) 第143条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置計画に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 保安教育実施計画の策定（第201条）に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会) 第143条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置計画に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 保安教育実施計画の策定（第201条）に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第141条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第141条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(13)および(16)から(22)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がり）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>第 4 章 廃止措置管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>（構成および定義）</p> <p>第 1 4 6 条 第 3 節（第 1 5 8 条から第 1 6 0 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第 2 項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>2. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>第 4 章 廃止措置管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>（構成および定義）</p> <p>第 1 4 6 条 第 3 節（第 1 5 8 条から第 1 6 0 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第 2 項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>2. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>理由</p>
<p>第 4 章 廃止措置管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>（構成および定義）</p> <p>第 1 4 6 条 第 3 節（第 1 5 8 条から第 1 6 0 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第 2 項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>2. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>第 4 章 廃止措置管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>（構成および定義）</p> <p>第 1 4 6 条 第 3 節（第 1 5 8 条から第 1 6 0 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第 2 項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>2. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(運転員の確保)</p> <p>第147条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者という。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、4名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p>	<p>(運転員の確保)</p> <p>第147条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者という。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、4名以上のうち、1名は当直長とする。</p> <p>3. 当直長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(巡視)</p> <p>第148条 当直課長(3号炉担当を含む)は、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内および第174条第1項で定める区域を除く)を巡視する。実施においては、第187条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>2. 発電室長は、アニュラス内および第174条第1項で定める区域については、第174条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視を行う区域および方法を定める。当直課長(3号炉担当を含む)は、そのために従い、巡視を実施する。</p>	<p>(巡視)</p> <p>第148条 当直課長および当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内および第174条第1項で定める区域を除く)を巡視する。実施においては、第187条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>2. 発電室長は、アニュラス内および第174条第1項で定める区域については、第174条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視を行う区域および方法を定める。当直課長および当直長は、そのために従い、巡視を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(引 継) 第150条 当直課長(3号炉担当を含む)は、その業務を次直の当直課長(3号炉を担当含む)に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p>	<p>(引 継) 第150条 当直課長および当直長は、その業務を次直の当直課長および当直長に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p>	<p>組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由												
<p>(地震・火災等発生時の措置) 第152条 各課(室)長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。 (1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設※1の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設※1の損傷の有無を確認する。 2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 (1) 所長室長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※2。 (2) 所長室長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 所長室長は、初期消火活動を行うため、表152に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。 (4) 保全計画課長は、原子炉施設における持込物(可燃物)の管理方法を定める。 (5) 当直課長(3号炉担当を含む)は、第148条(巡視)に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。 (6) 各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設※1の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。 (7) 所長室長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所の訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>(地震・火災等発生時の措置) 第152条 各課(室)長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。 (1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設※1の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設※1の損傷の有無を確認する。 2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 (1) 所長室長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※2。 (2) 所長室長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 所長室長は、初期消火活動を行うため、表152に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。 (4) 保全計画課長は、原子炉施設における持込物(可燃物)の管理方法を定める。 (5) 当直課長および当直長は、第148条(巡視)に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。 (6) 各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設※1の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。 (7) 所長室長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所の訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>理由</p>												
<p>表152</p> <table border="1" data-bbox="877 109 1037 1117"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※3</td> <td>1台※4※5</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上※5</td> </tr> </tbody> </table>	設備	数量	化学消防自動車※3	1台※4※5	泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※5	<p>表152</p> <table border="1" data-bbox="877 1120 1037 2013"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※3</td> <td>1台※4※5</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上※5</td> </tr> </tbody> </table>	設備	数量	化学消防自動車※3	1台※4※5	泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※5	<p>理由</p>
設備	数量													
化学消防自動車※3	1台※4※5													
泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※5													
設備	数量													
化学消防自動車※3	1台※4※5													
泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※5													
<p>※1：廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。 ※2：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。 ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。 ※3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※4：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。 ※5：発電所合計数</p>	<p>※1：廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。 ※2：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。 ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。 ※3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※4：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。 ※5：発電所合計数</p>	<p>理由</p>												

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>3. 各課（室）長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p>	<p>3. 各課（室）長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																				
<p>第3節 施設運用上の基準</p> <p>(使用済燃料ピットの水温)</p> <p>第157条 使用済燃料ピットは、表157-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2. 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水温を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表157-3の措置を講じる。</p> <p>表157-1</p> <table border="1" data-bbox="566 100 694 369"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水温が表157-2で定める基準値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表157-2</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="726 100 853 369"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="869 100 997 369"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表157-3</p> <table border="1" data-bbox="1013 100 1141 369"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料ピット	水温が表157-2で定める基準値内にあること	項目	基準値	水温	65℃以下	項目	基準値	水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	<p>第3節 施設運用上の基準</p> <p>(使用済燃料ピットの水温)</p> <p>第157条 使用済燃料ピットは、表157-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2. 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水温を確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表157-3の措置を講じる。</p> <p>表157-1</p> <table border="1" data-bbox="566 369 694 1937"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水温が表157-2で定める基準値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表157-2</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="726 369 853 1937"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="869 369 997 1937"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表157-3</p> <table border="1" data-bbox="1013 369 1141 1937"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料ピット	水温が表157-2で定める基準値内にあること	項目	基準値	水温	65℃以下	項目	基準値	水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	<p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>
項目	施設運用上の基準																																					
使用済燃料ピット	水温が表157-2で定める基準値内にあること																																					
項目	基準値																																					
水温	65℃以下																																					
項目	基準値																																					
水温	65℃以下																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																				
項目	施設運用上の基準																																					
使用済燃料ピット	水温が表157-2で定める基準値内にあること																																					
項目	基準値																																					
水温	65℃以下																																					
項目	基準値																																					
水温	65℃以下																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																
<p>(施設運用上の基準の確認)</p> <p>第158条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していることを第157条の第2項（以下、本編各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2. この規定第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表158に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 当直課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第157条の第3項で定める要求される措置を開始する必要がある。</p> <p>4. 当直課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第159条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p>	<p>(施設運用上の基準の確認)</p> <p>第158条 当直長は、施設運用上の基準を満足していることを第157条の第2項（以下、本編各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2. この規定第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表158に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 当直長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第157条の第3項で定める要求される措置を開始する必要がある。</p> <p>4. 当直長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第159条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p>	<p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>																
表158	表158																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>この規定第2項で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>1週間＝7日 日単位の間隔で確認する</td> </tr> </tbody> </table>	頻 度		備 考	この規定第2項で定める頻度	延長できる時間	1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>この規定第2項で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>1週間＝7日 日単位の間隔で確認する</td> </tr> </tbody> </table>	頻 度		備 考	この規定第2項で定める頻度	延長できる時間	1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する	
頻 度		備 考																
この規定第2項で定める頻度	延長できる時間																	
1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する																
頻 度		備 考																
この規定第2項で定める頻度	延長できる時間																	
1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する																

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第159条 施設運用上の基準を満足しない場合は、当直課長が第157条の第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 当直課長は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に關係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4. 当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、この規定第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、この規定第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足しているとは判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5. 施設運用上の基準を満足しているとは判断するにあたり、この規定第2項で定める事項を実施した場合は、これを当該条文の第2項で定める事項に代えることができる。</p> <p>6. 当直課長は、施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p>	<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第159条 施設運用上の基準を満足しない場合は、当直長が第157条の第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 当直長は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に關係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4. 当直長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、この規定第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、この規定第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足しているとは判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5. 施設運用上の基準を満足しているとは判断するにあたり、この規定第2項で定める事項を実施した場合は、これを当該条文の第2項で定める事項に代えることができる。</p> <p>6. 当直長は、施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(施設運用上の基準に関する記録) 第160条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各項を記録する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む） (3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<p>(施設運用上の基準に関する記録) 第160条 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各項を記録する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む） (3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第165条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵[*]または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、<u>原子炉保修課長</u>が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、各課(室)長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイヤで圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融する場合は、発電室長が雑固体処理設備で溶融する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表203-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各課(室)長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂貯蔵タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂貯蔵タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂貯蔵タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長(3号炉担当)は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第165条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵[*]または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、<u>機械保修課長</u>が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、各課(室)長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイヤで圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融する場合は、発電室長が雑固体処理設備で溶融する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表203-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各課(室)長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂貯蔵タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂貯蔵タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂貯蔵タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(4) 各課（室）長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第173条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第173条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。た</p>	<p>(4) 各課（室）長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第173条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第173条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。た</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p> だし、第 173 条第 1 項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。 </p>	<p> だし、第 173 条第 1 項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。 </p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																
<p>(放出管理用計測器の管理) 第170条 放射線管理課長および計装保修課長は、表170に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表170</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 計装保修課長</td> <td>2台※1 4台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装保修課長	2台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装保修課長	2台※1 4台		試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1※2	<p>(放出管理用計測器の管理) 第170条 放射線管理課長および電気保修課長は、表170に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表170</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>電気保修課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 電気保修課長</td> <td>2台※1 4台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	電気保修課長	2台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 電気保修課長	2台※1 4台		試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1※2	<p>組織改正に伴う変更（原子力 発電所の保修関係組織の統 合）</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																															
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装保修課長	2台																															
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装保修課長	2台※1 4台																															
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1※2																															
分類	計測器種類	担当課長	数量																															
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	電気保修課長	2台																															
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 電気保修課長	2台※1 4台																															
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1※2																															

図 181 空気吸収線量率等の測定場所

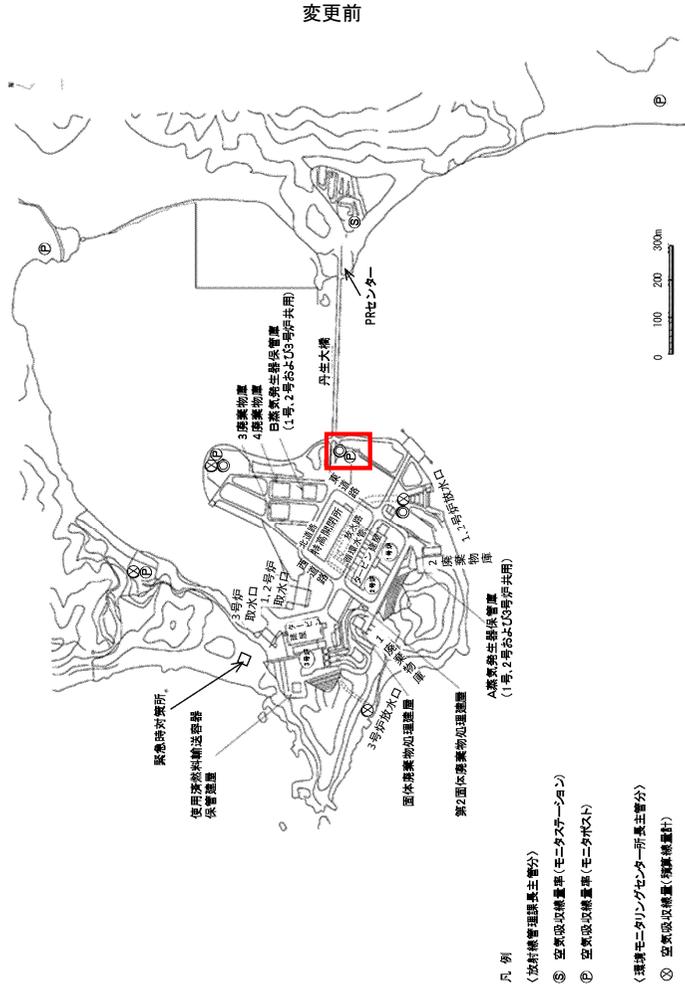
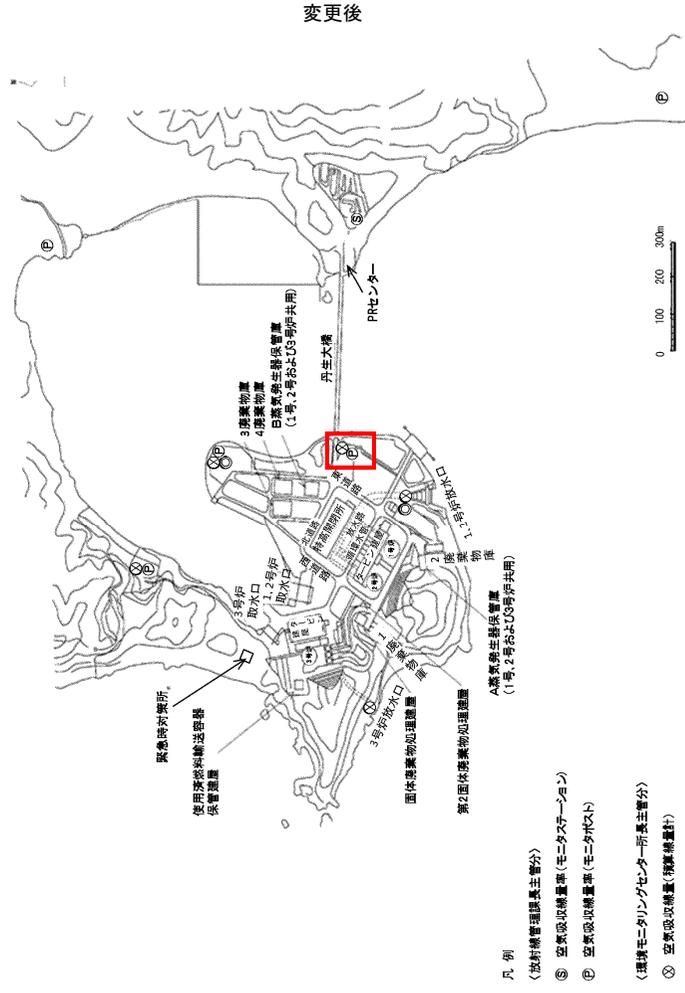


図 181 空気吸収線量率等の測定場所



理由
記載の適正化

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																																										
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第182条 放射線管理課長および計装保修課長は、表182に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表182に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第182条 放射線管理課長および電気保修課長は、表182に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表182に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>																																																																										
表182	表182																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台^{※1※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>積算線量計</td> <td rowspan="3">放射線管理課長</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタポスト</td> <td>5台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタステーション</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>12台^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1台^{※6}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ^{※1}	退出モニタ	3台 ^{※2}	試料放射能測定装置	2台 ^{※1※3}	放射線監視用計測器	積算線量計	放射線管理課長	1式 ^{※1}	モニタポスト	5台 ^{※1}	モニタステーション	1台 ^{※1}	環境放射能用計測器	エリアモニタ	計装保修課長	12台 ^{※4※5}	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ^{※6}		積算線量計		1式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台^{※1※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>積算線量計</td> <td rowspan="3">放射線管理課長</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタポスト</td> <td>5台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタステーション</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>電気保修課長</td> <td>12台^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1台^{※6}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ^{※1}	退出モニタ	3台 ^{※2}	試料放射能測定装置	2台 ^{※1※3}	放射線監視用計測器	積算線量計	放射線管理課長	1式 ^{※1}	モニタポスト	5台 ^{※1}	モニタステーション	1台 ^{※1}	環境放射能用計測器	エリアモニタ	電気保修課長	12台 ^{※4※5}	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ^{※6}		積算線量計		1式	<p>※1：1号、2号および3号炉共用</p> <p>※2：第2固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ1台を含む。</p> <p>※3：1台は表170の試料放射能測定装置と共用</p> <p>※4：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>※5：固体廃棄物処理建屋、第2固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ7台を含む。</p> <p>※6：高浜発電所、大飯発電所と共用</p>
分類	計測器種類	担当	数量																																																																									
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ^{※1}																																																																									
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ^{※1}																																																																									
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}																																																																									
	退出モニタ		3台 ^{※2}																																																																									
	試料放射能測定装置		2台 ^{※1※3}																																																																									
放射線監視用計測器	積算線量計	放射線管理課長	1式 ^{※1}																																																																									
	モニタポスト		5台 ^{※1}																																																																									
	モニタステーション		1台 ^{※1}																																																																									
環境放射能用計測器	エリアモニタ	計装保修課長	12台 ^{※4※5}																																																																									
	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ^{※6}																																																																									
	積算線量計		1式																																																																									
分類	計測器種類	担当	数量																																																																									
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ^{※1}																																																																									
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ^{※1}																																																																									
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}																																																																									
	退出モニタ		3台 ^{※2}																																																																									
	試料放射能測定装置		2台 ^{※1※3}																																																																									
放射線監視用計測器	積算線量計	放射線管理課長	1式 ^{※1}																																																																									
	モニタポスト		5台 ^{※1}																																																																									
	モニタステーション		1台 ^{※1}																																																																									
環境放射能用計測器	エリアモニタ	電気保修課長	12台 ^{※4※5}																																																																									
	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ^{※6}																																																																									
	積算線量計		1式																																																																									
<p>※1：1号、2号および3号炉共用</p> <p>※2：第2固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ1台を含む。</p> <p>※3：1台は表170の試料放射能測定装置と共用</p> <p>※4：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>※5：固体廃棄物処理建屋、第2固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ7台を含む。</p> <p>※6：高浜発電所、大飯発電所と共用</p>	<p>※1：1号、2号および3号炉共用</p> <p>※2：第2固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ1台を含む。</p> <p>※3：1台は表170の試料放射能測定装置と共用</p> <p>※4：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>※5：固体廃棄物処理建屋、第2固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ7台を含む。</p> <p>※6：高浜発電所、大飯発電所と共用</p>																																																																											

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(発電所外への運搬) 第184条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第161条、第164条および第165条の2に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2. 各課(室)長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各課(室)長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(発電所外への運搬) 第184条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第161条、第164条および第165条の2に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2. 各課(室)長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各課(室)長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>理由 組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

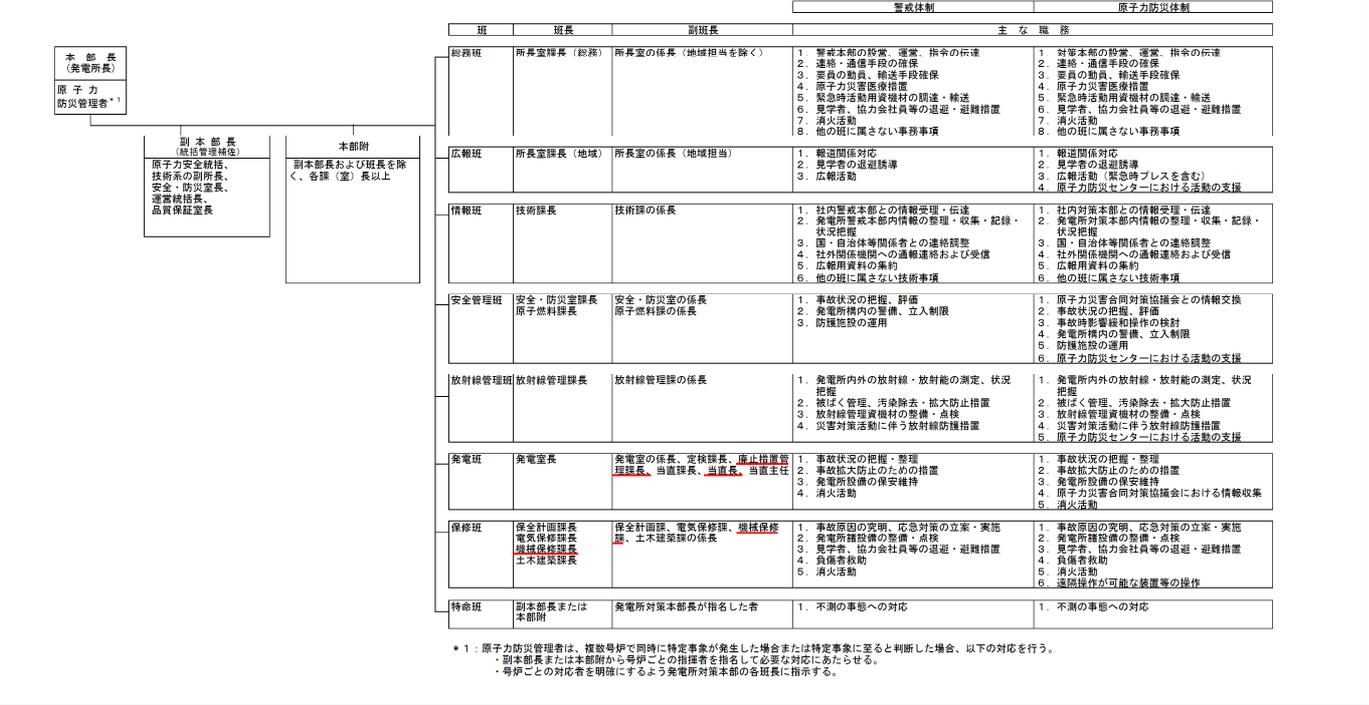
変更前	変更後	理由
<p>第5節 請負会社の放射線防護</p> <p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第185条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>イ. 出入方法に関すること。</p> <p>ロ. 個人線量計の着用に関すること。</p> <p>ハ. 保護衣の着用に関すること。</p> <p>ニ. 汚染拡大防止措置に関すること。</p> <p>ホ. 管理区域内での飲食および喫煙に関すること。</p> <p>(2) 線量評価の項目および頻度に関すること。</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>第5節 請負会社の放射線防護</p> <p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第185条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>イ. 出入方法に関すること。</p> <p>ロ. 個人線量計の着用に関すること。</p> <p>ハ. 保護衣の着用に関すること。</p> <p>ニ. 汚染拡大防止措置に関すること。</p> <p>ホ. 管理区域内での飲食および喫煙に関すること。</p> <p>(2) 線量評価の項目および頻度に関すること。</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。</p> <p>2. 各課(室)長(当直長を除く。)は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

図 1 8 9 原子力防災組織図



図 1 8 9 原子力防災組織図



記載の適正化
組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）
組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

表 201-1

保安教育実施方針（総括表）

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者と教育時間 ※3										
	中分類 (実用規程第9.2条の内 容)	小分類 (項目)		内 容	運転員 (1、2号炉および3号炉担当)	当直班長 (3号炉担当を含む)	その他運転員 (3号炉の当直主任、 当直班長、原子炉運転 員、主操縦員および 補佐運転員を含む)	燃料の運搬または貯蔵 の業務に関わる者	左記以外の技術系 所属	事務系所属				
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安規定の 遵守に関する事項	原子炉等規制法および法令等の遵守※2	原子炉等規制法に関する法令の概要および法令等の遵守※2	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)					
		原子炉施設の構造、性能に 関すること	原子炉のしくみ 原子炉等保安主要機器の構造に関する事項 原子炉冷却系統等主要系統の機能、性能に関する事項	入所時 (原子力発電所新 規配属時)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)				
		原子炉施設の廃止措置に関 すること	原子炉施設の廃止措置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)				
		非常の場合に譲すべき処置に 関すること	非常時の場合に譲すべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)				
放射線業務 保安教育 ※1	関係法令および保安規定の 遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条 項 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関する 事項	1回/10年毎以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)					
		原子炉施設の構造、性能に 関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの 方法 管理区域への出入りおよび過去の予備 汚染管理による経量当量率および空気中の放射性物質の濃度の 監視の方法 電離放射線が体の細胞、組織、臓器および全身に与える影響							管理区域において核燃料 物質、使用済燃料またはこ れらによって汚染された物 を取り扱う業務に就かせる とき				
		放射線管理に関する事項	放射線測定装置の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事項 経量当量率、経ばく管理に関する事項 外部放射線に係る経量当量率等の測定に関する事項 管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事項 請負会社等の放射線防護に関する事項							対象者と教育時間は、表201-2参照				
		経燃物質および核燃物質 によって汚染された物の取 扱いに関する事項	経燃物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物 の種類および性状並びに選別、貯蔵、廃棄の方法・順序 異常な事象が発生した場合における応急措置の方法							◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
その他 反復教育	関係法令および保安規定の 遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	初期、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に 関することおよび法令等の遵守※2	1回/10年毎以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)					
		原子炉施設の廃止措置の 取扱いに関する事項	通則、施設運用上の基準に関する事項 経理に関する事項 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 異常時対応 (各種機器故障) 異常時対応 (中央制御室内対応) 異常時対応 (指揮、状況判断) 施設管理計画に関する事項							◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		放射線管理に関する事項	放射線測定装置の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事項 経量当量率、経ばく管理に関する事項 外部放射線に係る経量当量率等の測定に関する事項 管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事項 請負会社等の放射線防護に関する事項							◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		経燃物質および核燃物質 によって汚染された物の取 扱いに関する事項	放射線管理 放射線測定装置の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事項 経量当量率、経ばく管理に関する事項 外部放射線に係る経量当量率等の測定に関する事項 管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事項 請負会社等の放射線防護に関する事項							◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められる者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関する事項をいう。
 ※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4：アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。
 ◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

変更前

表 201-1

保安教育実施方針（総括表）

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者と教育時間 ※3										
	中分類 (実用規程第9.2条の内 容)	小分類 (項目)		内 容	運転員 (1、2号炉および3号炉担当)	当直班長 (3号炉担当を含む)	その他運転員 (3号炉の当直主任、 当直班長、原子炉運転 員、主操縦員および 補佐運転員を含む)	燃料の運搬または貯蔵 の業務に関わる者	左記以外の技術系 所属	事務系所属				
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安規定の 遵守に関する事項	原子炉等規制法および法令等の遵守※2	原子炉等規制法に関する法令の概要および法令等の遵守※2	入所時 (原子力発電所新 規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)					
		原子炉施設の構造、性能に 関すること	原子炉のしくみ 原子炉等保安主要機器の構造に関する事項 原子炉冷却系統等主要系統の機能、性能に関する事項							◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		原子炉施設の廃止措置に関 すること	原子炉施設の廃止措置の概要							◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		非常の場合に譲すべき処置に 関すること	非常時の場合に譲すべき処置の概要							◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 保安教育 ※1	関係法令および保安規定の 遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条 項 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関する 事項	1回/10年毎以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)					
		原子炉施設の構造、性能に 関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの 方法 管理区域への出入りおよび過去の予備 汚染管理による経量当量率および空気中の放射性物質の濃度の 監視の方法 電離放射線が体の細胞、組織、臓器および全身に与える影響							管理区域において核燃料 物質、使用済燃料またはこ れらによって汚染された物 を取り扱う業務に就かせる とき				
		放射線管理に関する事項	放射線測定装置の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事項 経量当量率、経ばく管理に関する事項 外部放射線に係る経量当量率等の測定に関する事項 管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事項 請負会社等の放射線防護に関する事項							◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		経燃物質および核燃物質 によって汚染された物の取 扱いに関する事項	放射線管理 放射線測定装置の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事項 経量当量率、経ばく管理に関する事項 外部放射線に係る経量当量率等の測定に関する事項 管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事項 請負会社等の放射線防護に関する事項							◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められる者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関する事項をいう。
 ※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4：アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。
 ◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

変更後

理由

組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表 201-3 保安教育実施方針（運転員等）								
	保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1			実施時期および教育時間	
	中分類	小分類（項目）	細目		運転員（1、2号炉および3号炉担当）	その他運転員（3号炉の当直主任、当直班長、原子炉制御員、主操運転員および補機運転員を含む）	放射線業務取扱設備の業務に関わる者		燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者
変更前	関係法令および保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	規則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守	◎	◎	◎	◎		
			保安に関する各組織および各職務の具体的な役割と連携すべき記録	◎	×	×	×		
	原子炉施設の廃止措置の適用に関する事項	廃止措置管理	廃止措置管理の役割の概要、適用と機能施設運用上の基準の概要、具体的値と基準を超えた場合の措置	◎	◎※4	◎	×		
			施設運用上の基準および基準を超えた場合の措置の概要と運用	◎	×	×	×		
		廃止措置管理	監視・定期的検査	監視の範囲と確認項目およびその概要 定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度および基準値	◎	◎※5	◎	×	<運転員> 3年間で20時間以上※3
			異常時対応	(現場操作) 各設備の運転操作の概要、警報発生時の対応操作	◎	◎※6	◎	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※3
		(中央制御室) 各設備の運転操作と監視項目、警報発生時の対応操作		◎	◎	×	×	<燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者> 3年間で2時間以上※3	
		施設管理	施設管理計画に関する事項	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	×	×	
	定期事業者検査時の検査項目の概観			◎	×	×	×		
	放射性廃棄物および放射性廃棄物の取扱いに関する事項	放射線管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎	×		
			燃料の臨界管理に関する事項	◎	◎	×	◎		

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に選択あり）
×：教育の対象外

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3：記載するに当たっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一項目であっても対象者の職に応じた理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の項目をカバーする場合もある）。
 ・この0年間で00時間以上とは、運転員が行う一週間の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上表の後の項目の時間を累積した時間ではない）。
 ・各項目の内容が密接に関わっていることから、各項目の時間の区別は行わない。
 ※4：具体的教育内容のうち、以下内容については3号炉補機運転員を除く。
 廃止措置管理の適用と機能施設運用上の基準の具体的値と基準を超えた場合の措置
 ※5：具体的教育内容のうち、以下内容については3号炉補機運転員を除く。
 監視の確認項目の概要
 定期的に実施するサーベイランスの基準値
 ※6：具体的教育内容のうち、以下内容については3号炉補機運転員を除く。
 (中央制御室)
 各設備の運転操作と監視項目、警報発生時の対応操作

変更後	表 201-3 保安教育実施方針（運転員等）								
	保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1			実施時期および教育時間	
	中分類	小分類（項目）	細目		運転員（1、2号炉および3号炉担当）	その他運転員（3号炉の当直主任、当直班長、原子炉制御員、主操運転員および補機運転員を含む）	放射線業務取扱設備の業務に関わる者		燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者
変更後	関係法令および保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	規則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守	◎	◎	◎	◎		
			保安に関する各組織および各職務の具体的な役割と連携すべき記録	◎	×	×	×		
	原子炉施設の廃止措置の適用に関する事項	廃止措置管理	廃止措置管理の役割の概要、適用と機能施設運用上の基準の概要、具体的値と基準を超えた場合の措置	◎	◎※4	◎	×		
			施設運用上の基準および基準を超えた場合の措置の概要と運用	◎	×	×	×		
		廃止措置管理	監視・定期的検査	監視の範囲と確認項目およびその概要 定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度および基準値	◎	◎※5	◎	×	<運転員> 3年間で20時間以上※3
			異常時対応	(現場操作) 各設備の運転操作の概要、警報発生時の対応操作	◎	◎※6	◎	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※3
		(中央制御室) 各設備の運転操作と監視項目、警報発生時の対応操作		◎	◎	×	×	<燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者> 3年間で2時間以上※3	
		施設管理	施設管理計画に関する事項	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	×	×	
	定期事業者検査時の検査項目の概観			◎	×	×	×		
	放射性廃棄物および放射性廃棄物の取扱いに関する事項	放射線管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎	×		
			燃料の臨界管理に関する事項	◎	◎	×	◎		

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に選択あり）
×：教育の対象外

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3：記載するに当たっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一項目であっても対象者の職に応じた理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の項目をカバーする場合もある）。
 ・この0年間で00時間以上とは、運転員が行う一週間の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上表の後の項目の時間を累積した時間ではない）。
 ・各項目の内容が密接に関わっていることから、各項目の時間の区別は行わない。
 ※4：具体的教育内容のうち、以下内容については3号炉補機運転員を除く。
 廃止措置管理の適用と機能施設運用上の基準の具体的値と基準を超えた場合の措置
 ※5：具体的教育内容のうち、以下内容については3号炉補機運転員を除く。
 監視の確認項目の概要
 定期的に実施するサーベイランスの基準値
 ※6：具体的教育内容のうち、以下内容については3号炉補機運転員を除く。
 (中央制御室)
 各設備の運転操作と監視項目、警報発生時の対応操作

理由 組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第202条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表202の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができ</p> <p>る。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表202の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができ</p> <p>る。</p> <p>3. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設の運転に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料の運搬^{※1}に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表201-1、表201-2および表201-3の実施方針のうち「その他運転員」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第3項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができ</p> <p>る。</p> <p>※1：燃料の運搬または貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう。</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第202条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表202の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができ</p> <p>る。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表202の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができ</p> <p>る。</p> <p>3. 各課(室)長(当直室長を除く。)は、原子炉施設の運転に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料の運搬^{※1}に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表201-1、表201-2および表201-3の実施方針のうち「その他運転員」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各課(室)長(当直室長を除く。)は、第3項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができ</p> <p>る。</p> <p>※1：燃料の運搬または貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう。</p>	<p>組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成 2 6 原安防通達第 2 号一 ） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2. 本通達施行の際、組織改正および職務分担見直しに伴い変更する規定については、原子力規制委員会 の認可を受けた後、<u>それぞれ当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>この規定は、原子力規制委員 会の認可を受けた日を改正日 とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員 会の認可を受けた日より起 算し、10日を超えない範囲 で施行する。</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>1 火 災 (中略)</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 保安計画課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>d. 安全施設および特重施設を外都火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室または [] ならびに必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、消火が困難な場合、職員が退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p>	<p>1 火 災 (中略)</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 保安計画課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>d. 安全施設および特重施設を外都火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長および当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室または [] ならびに必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長および当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長および当直長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長および当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、格納容器スプレ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御盤内の煙感知器により感知した火災に対し、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を行う。</p> <p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応</p> <p>当直課長は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し、通水する運用とする。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応</p> <p>当直課長およびタービン係課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的には、消火栓、水噴霧消火設備およびスプリンクラー（原子炉補助建屋を除く）の水源である淡水タンクには、最大放水量（130m³）に対して十分な容量（2,600m³以上）を確保し、必要に応じて所内水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p> <p>また、原子炉補助建屋の消火栓（地震等により淡水タンクが使用できない場合）およびスプリンクラーの水源である消火水タンクは、所内水系と共用しない設計とする。</p> <p>k. 防火帯の維持・管理</p> <p>所長室長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p>	<p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、格納容器スプレ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御盤内の煙感知器により感知した火災に対し、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を行う。</p> <p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応</p> <p>当直課長および当直室長は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し、通水する運用とする。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応</p> <p>当直課長、当直室長および機械係課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的には、消火栓、水噴霧消火設備およびスプリンクラー（原子炉補助建屋を除く）の水源である淡水タンクには、最大放水量（130m³）に対して十分な容量（2,600m³以上）を確保し、必要に応じて所内水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p> <p>また、原子炉補助建屋の消火栓（地震等により淡水タンクが使用できない場合）およびスプリンクラーの水源である消火水タンクは、所内水系と共用しない設計とする。</p> <p>k. 防火帯の維持・管理</p> <p>保安計画課長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>2 内部溢水</p> <p><u>技術課長</u>は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) <u>技術課長</u>は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) <u>技術課長</u>は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングララーからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p>技術課長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p><u>技術課長</u>は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい。ただし、特重施設については、高エネルギー配管として運転している割合がプラント運転期間の1%より</p>	<p>2 内部溢水</p> <p><u>保安計画課長</u>は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) <u>保安計画課長</u>は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) <u>保安計画課長</u>は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングララーからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p>保安計画課長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p><u>保安計画課長</u>は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい。ただし、特重施設については、高エネルギー配管として運転している割合がプラント運転期間の1%より</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>り小さい。)により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理 当直課長は、中央制御室および[]において水密扉監視設備の警報監視等により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態の確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. タンクの水位管理 技術課長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 運用停止設備の管理 技術課長は、防護すべき設備が設置される建屋内での溢水量の低減を図るため、原子炉停止、高温停止および低温停止(停止状態の維持を含む)に必要な設備のうち、プラント運転に影響のない設備について運用の停止を行う。</p> <p>g. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課(室)長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>h. 施設管理、点検 (a) 各課(室)長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (b) 各課(室)長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (c) 各課(室)長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (d) 電気保修課長およびタービン保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプ室浸水防止蓋、海水ポンプエリア止水壁および泥水対策壁について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p>	<p>1%より小さい。)により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理 当直課長は、中央制御室および[]において水密扉監視設備の警報監視等により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態の確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. タンクの水位管理 保安計画課長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 運用停止設備の管理 保安計画課長は、防護すべき設備が設置される建屋内での溢水量の低減を図るため、原子炉停止、高温停止および低温停止(停止状態の維持を含む)に必要な設備のうち、プラント運転に影響のない設備について運用の停止を行う。</p> <p>g. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課(室)長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>h. 施設管理、点検 (a) 各課(室)長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (b) 各課(室)長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (c) 各課(室)長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (d) 電気保修課長および機械保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプ室浸水防止蓋、海水ポンプエリア止水壁および泥水対策壁について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) 機械保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(f) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> <p>(a) 技術課長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 技術課長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>技術課長</u>に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>3 火山影響等、降雪発生時</p> <p><u>技術課長</u>は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により美浜町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外（夜間）においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p>	<p>(f) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> <p>(a) 保全計画課長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 保全計画課長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保全計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) 保全計画課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>3 火山影響等、降雪発生時</p> <p><u>保全計画課長</u>は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により美浜町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外（夜間）においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 所長室長は、全所員に対して、火山影響等および降雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、火山事象および積雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(4) <u>技術課長</u>は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的の実施する。 （中略）</p> <p>3. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>技術課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>技術課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、火山影響等および降雪発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. 美浜町に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. 美浜町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第73条に定める外部電源において、全5回線中、4回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が1回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 所長室長は、全所員に対して、火山影響等および降雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、火山事象および積雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(4) <u>保安計画課長</u>は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的の実施する。 （中略）</p> <p>3. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保安計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>保安計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、火山影響等および降雪発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. 美浜町に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. 美浜町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第73条に定める外部電源において、全5回線中、4回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が1回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>4 地震 技術課長は、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>技術課長</u>に報告する。 (2) <u>技術課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>4 地震 <u>保安計画課長</u>は、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保安計画課長</u>に報告する。 (2) <u>保安計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>
<p>5 津波 <u>技術課長</u>は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>技術課長</u>に報告する。 (2) <u>技術課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>5 津波 <u>保安計画課長</u>は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保安計画課長</u>に報告する。 (2) <u>保安計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるかと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	
<p>6 竜巻</p> <p><u>技術課長</u>は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>技術課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>技術課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>6 竜巻</p> <p><u>保安計画課長</u>は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保安計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>保安計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>
<p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</p> <p>と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</p> <p>と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	
<p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行</p> <p>い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行</p> <p>い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>7 有毒ガス</p> <p>技術課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>技術課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>技術課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>7 有毒ガス</p> <p>保安計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保安計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>保安計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>
<p>7 有毒ガス</p> <p>技術課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>技術課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>技術課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>7 有毒ガス</p> <p>保安計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保安計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>保安計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。</p> <p>また、重大事故等の対応に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。</p> <p>また、重大事故等の対応に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。</p>	
<p>各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく。前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) <u>安全・防災室長および発電室長</u>は、大津波警報が発令された場合、原則として原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、美浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(4) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 各課(室)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p>	<p>各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく。前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) <u>発電室長および保安計画課長</u>は、大津波警報が発令された場合、原則として原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、美浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(4) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 各課(室)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようとする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室換気設備、緊急時対策所換気設備および[□]の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員および特重施設要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要に要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2 (1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>ケ 発電室長および保全計画課長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(7) 保全計画課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようとする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) 発電室長および保全計画課長は、可動源に対して、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室換気設備、緊急時対策所換気設備および[□]の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 発電室長および保全計画課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員および特重施設要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) 保全計画課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要に要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 保全計画課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2 (1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の発電所対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(2) 要員への教育訓練の実施</p> <p>各課（室）長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量の付与のための教育訓練および力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別的教育訓練を実施する。</p> <p>さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実に努めるとともに、教育内容についても充実に努める。</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の発電所対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(2) 要員への教育訓練の実施</p> <p>各課（室）長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量の付与のための教育訓練および力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別的教育訓練を実施する。</p> <p>さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実に努めるとともに、教育内容についても充実に努める。</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付3 1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(4) 特重施設を構成する設備を用いたAPC等による大規模損壊発生時の対応 各課(室)長は、特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、当直課長、緊急時対策本部要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 各課(室)長は、表-2 1 から表-3 1 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について「エ APC等時の成立性の確認訓練等」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、APC等時の成立性の確認訓練により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p>(4) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長および所長室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮者および原子炉毎の指揮者を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練 b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等を想定した教育訓練</p> <p>(1) 安全・防災室長は、(4)項に係る設備を設置または改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法に妥当性を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付3 1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(4) 特重施設を構成する設備を用いたAPC等による大規模損壊発生時の対応 各課(室)長は、特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、当直課長、緊急時対策本部要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 各課(室)長は、表-2 1 から表-3 1 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について「エ APC等時の成立性の確認訓練等」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、APC等時の成立性の確認訓練により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p>(4) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長および所長室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮者を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮者を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練 b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等を想定した教育訓練</p> <p>(1) 安全・防災室長および所長室長は、(4)項に係る設備を設置または改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>2. 2 手順書の整備 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害およびA P C等を想定する。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作 各課（室）長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性および的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。この手順書の内容の詳細は、「ウ 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>(中略)</p> <p>エ A P C等による大規模損壊発生時ににおける特重施設による対応を行うために必要な手順書 (7) 特重施設における各手順の基本的考え方</p>	<p>2. 2 手順書の整備 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害およびA P C等を想定する。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作 各課（室）長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性および的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。この手順書の内容の詳細は、「ウ 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>(中略)</p> <p>エ A P C等による大規模損壊発生時ににおける特重施設による対応を行うために必要な手順書 (7) 特重施設における各手順の基本的考え方</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。